第２部
各産業の現状・建議

第２部
各产业的现状及建议

第１章
農林水産業・食品

ここ数年来中国でも、食の安全安心に対する注目度は上がっており、それに伴う法整備も急速に進んできた。2009年に食品安全法及び食品安全法実施条例が施行されたのをはじめとして200を超える安全基準が制定され、輸入食品の安全に関する制度も制定された。しかし、現実の中国の食品に対する消費者の安心レベルはいまだ低く、法律を遵守することは元より、消費者からの信頼を得ることが今後の課題となっている。

2012年の動向及び回顧

2011年3月11日の東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故から2年が経過したが、一部の食品で規制緩和の動きがあるものの、依然として輸入規制を受けており、これは他国の対応と比較しても非常に厳しいものである。一刻も早く、規制が解除され、中国でビジネスを展開する日系食品関係企業も震災からの復興に貢献できる日を望んでいる。

また2012年には、「包装済み食品ラベル通則」が4月20日に施行され、「包装済み食品栄養ラベル通則」が2013年1月1日に施行された。しかし、法令を守るためには非常に細かい文字で法律要求事項を記載し、その結果食品ラベルを読むことが困難になるなど、現実離れした施策となっている。実際、商品よりもラベルの方が大きいという不恰好な商品も存在した。これらの基準に違反すると、食品安全法により罰金や営業停止、新規店の出店規制などの処分対象となる可能性もある。中国政府は、引き続き2015年を目処に基準の整理と新たな基準の策定を集中的に行うとしている。数多くの法律、通則、規定が制定される可能性もあり、引き続き綿密な注意を払う必要がある。

他に2012年には、食品輸入に関する規制制度の整備が進んだ。2012年3月1日には、「輸出入食品安全管理弁法」が、同5月1日には「輸入食品国外生産企業登録管理規定」が施行された。これらに基づき、「輸入食品輸出入業者届出管理規定」「食品輸入記録・販売記録管理規定」「輸入食品輸出入業者届出管理システムの立上げに関する公告」がいずれも同10月1日から施行されている。これらの法令により、中国への食品輸入に関係する企業に対し、国家質量監督検疫総局への届出を義務付ける制度が開始されたことになる。例えば諸外国における輸出企業とその代理企業は、インターネット経由で届出を行うことが必要となった。更に中国における受取人は、書面申請も加えて必要である上に、食品の輸入記録および販売記録も義務付けられることとなった。

在中国日系企業が直面している問題点および中国政府への改善要望

生産許可関係

食品の生産許可証の許認可について、地域により運用が異なり、中国内の複数の地域で事業を展開する日系企業が混乱するケースがある。例えば、同一企業が既に許認可を受けた製品を他省で生産するため許認可申請をしたところ、これまでの実績が全く勘案されず、見解の違いにより許認可を得るまでに非常に長い期間を要したケースがあった。また一部の食品に関しては管轄が衛生局なのか、質量技術監督局なのか、地域により見解が異なる事態が起きている。工商局による食品販売店舗への指導と衛生局・質量技術監督局の食品メーカーに対する見解が一致せずに申請が滞っているケースもあり、地域間の不一致だけでなく、各局間の見解不一致も問題となっている。

また一言で食品と言ってもその分野は多岐に渡り、一部の食品について中国政府の関係機関が詳細まで把握できていない場合がある。例えば、台湾からの濃縮果汁の樹脂製容器の可塑剤溶出が問題になった際、新たな標準値が設定されたが、その値が中国内の分析技術に則さない値だったため、問題の有無を証明する方法がなかったという事態も発生した。分析技術については、公的試験・検査機関の試験・検査結果が企業の分析結果と大きく乖離する場

合もあり、信頼性の不足を指摘する声もある。世界的には分析技術の向上により、極微量成分の分析や一斉分析ができるようになっており、それに応じた技術レベル向上が望ましい。また、許認可申請の過程において、当該食品とは関連性がないと思われる資料を要求され、許認可を得るまでに時間がかかる場合も発生しており、同じく解決に向けた政府機関の技術レベル向上が不可欠と思われる。

加えて、既存の食品分類にない新分野の食品への対応ができていない、という問題もある。食品分類には「その他食品」という分類があるが、標準類が設定されていないため、新分野の食品の許可認定手続きがなかなか進まないことがある。また標準策定や許認可手続きに関するスケジュールが示されることも少なく、新規分野への参入が計画しづらく、市場への価値提供が遅れるケースがある。

一方で模倣品業者への取り締まりに関しては、各地政府の協力により摘発されるケースも増えてきた。しかし模倣品業者の撲滅には至っておらず、市場には未だに模倣品が散見される。一度摘発されたにも関わらず、場所を変えて再び犯罪行為に及ぶ者もいる。各地の政府機関で情報共有して、同一犯による模倣行為の防止をお願いしたい。特に著名な商標に対しては、登録申請時に照合し却下するなどの対策が望まれる。

食品輸出入関係

中国から食品を輸出する際に、必要以上と思われるサンプルの提出が求められることがあり、検査項目や検査ロットの重複をなくすといった効率的な運用をお願いしたい。

一方、食品輸入に関しても食品の生産許可証の許認可同様、地域により運用が異なり、国内の複数地域で事業を展開する日系企業が混乱するケースが起きている。例えば、通関時に適用される標準が地域で異なり、企業側の判断を困難にしている場合がある。通関後、衛生証書発行までの手続も地域によって異なり、さらに震災に伴う輸入規制についても地域で輸入可能品に差異が生じている。運用の統一が輸入の円滑化につながると考える。

また、食品・食品添加物の輸入から衛生証書発行までに時間がかかり過ぎるという問題もある。通関する場所によっても違うが、ある場所では中国到着後約10日間で通関が終わり、その後サンプルの検査が開始され、その検査に約2週間を要する。すなわち保税倉庫から納入場所に現物が届くのに中国到着後約1カ月もかかっている。また通関後、納入場所に現物が届いた後にサンプル検査を行い、その後衛生証書が届くのに約1カ月以上かかる。同じ品目を複数回輸入しても、同様の手順を踏むので日数が短縮されることはない。後者の場合では、中国に到着して衛生証書が発行されるまでに通常で50日、長い場合では60日もかかっている。衛生証書がないと流通できないため、賞味期限など使用期限が短いものは廃棄せざるを得ないケースが発生し、企業の収益を悪化させる一因となっている。

東日本大震災に伴う食品輸入規制の経緯については先述したとおりであるが、食品輸入上問題となっている事項を明確化すること、安全証明の必要書類に対し統一見解を出していただくこと、さらに規制そのものの早期撤廃に向けて動き出すことを要望したい。

また、香港などからの密輸食品が依然存在していることも、継続した問題である。密輸貨物は税金を逃れているため価格が安く、正規商品ではありえないような価格設定がなされている。特に前述の東日本大震災に起因して、日本産の食品に厳しい輸入制限を課す以上は、その反対である規制の緩い地域からの密輸については、厳しく取り締まるべきであると考える。

食品物流関係

中国内の小売業は、コンビニエンスストアをはじめとする量販チェーンが増えており、かつ、それらの店舗が多くのチルド商品を扱うようになってきている。チルド商品を扱う物流業者は中国内に増えてきているが、北京・上海などの大都市に比べ、地方都市などへのチルド網は確立されているとはいえない。また管理がずさんな業者も少なくなく、チルドの温度帯を保持できていない場合が散見される。高額なチルド車の経費が物流業者の負担になっているようだが、チルド商品を確実に管理できる物流業者が更に増えることで、安心安全な配送が可能となり、中国国民の食生活が豊かになっていくことを希望したい。

その他

極めて遺憾なことではあるが、日中政府間の関係悪化の際に、食品関連企業においても投資環境上の問題が増加した。長年、中国で操業し、中国の発展に貢献してきた企業が被害にあい苦労している。今後の日中両国の継続的な発展のためにも、お互いが協力して、生産販売活動等を行っていきたい。

＜建議＞

＜生産許可関係＞

① 食品における生産許可証の許認可につき、地域による不統一な運用を改善いただき、公平かつ効率的なものにしていただきたい。

② 食品分野の許認可申請において、測定技術の現状を踏まえずに標準が設定されていることや、当該標準とは直接関連のない資料が要求されることがある。また、公的試験・検査機関のテスト結果が検証できない状況も散見される。測定の技術と透明性を向上し、手続きの効率化につなげていただきたい。

③ 新しい業務分野の標準策定について、早期策定できるよう政府内の体制を整えていただきたい。

④ 模倣品の取り締まりは強化されているが、今も多数の模倣品業者があり、連携して取り締まりを強化していただきたい。更に商標の冒用に対しては、著名な商標に対しては登録申請時に却下するなどの対策が望まれる。

＜食品輸出入関係＞

⑤ 輸出食品の検査に関して、検査項目や検査ロットの重複をなくすなど効率的な運用ができるようにしていただきたい。

⑥ 食品の輸入手続きに関し、地域による不統一な運用を改善いただき、公平かつ効率的なものにしていただきたい。

⑦ 食品および食品添加物の輸入から衛生証書発行までに時間がかかり、使用期限が短いものは廃棄せざるをえなくなる。手続きの迅速化による発行日数短縮を要望したい。

⑧ 東日本大震災後の日本産食品の輸入規制について、縮小と明確化を要望する。震災直後に設定された厳しい規制が続くことで、輸入・加工・飲食・流通などの企業から中国の消費者に至るまで、多大な影響を被っている。既に震災から2年が経過し、諸外国の規制も縮小されていることから、合理的な範囲まで規制を縮小するべき。少なくとも必要な証明書類を早急に明確化するとともに、地域または時期によってのCIQの取締りに差が生じないことを要望したい。

⑨ 香港等からの密輸食品の取締りを強化すべきである。密輸貨物は税金を逃れているため価格が安く、正規商品を駆逐している。特に東日本大震災に起因して日本産食品に厳しい輸入制限を課す以上、規制が緩い地域からの密輸は厳に取り締まるべきであると考える。

＜食品物流関係＞

⑩ 道路貨物輸送に関して、チルド網の早期構築のため、政府の支援をお願いしたい。

⑪ 小売業の現代化とともにその形態・取扱品目が変化し、管轄当局が錯綜する事例が発生している（物販を担当する工商部門と飲食を担当する衛生部門等）。部門間の調整がスムーズに行くように配慮頂きたい。

＜その他＞

⑫ 食品関連企業においても、政府間の関係悪化の際に、投資環境上の問題が増加した。長年中国で操業し、中国に貢献してきた企業が被害にあい苦労している。政府には、国際慣習である「政経分離」の姿勢が望まれる。

第２章
鉱業・エネルギー

１．石炭

中国の一次エネルギー消費構成に占める石炭の比率は68.4%（2011年）と日本（24.6%）などの主要各国と比べて、非常に高い比率となっている。中国政府は、従来からの省エネ・環境目標の達成に加えて、昨今の大気汚染問題を踏まえて、今年1月、一次エネルギー消費総量の抑制に向けた政策を取り決め、「2015年までに、中国の一次エネルギー消費量を標準炭換算で約40億トン程度に抑制する」という国家目標を設定した。

このような状況下において、エネルギー消費に占める石炭の比率は、今後、横ばいもしくは下がると予想されるが、経済成長によるエネルギー消費が増加しており、石炭需要量自体は、ここ数年の急激な増加率は減速するものの、増加自体は継続するものと見られている。

中国国内の需要増加に伴い、ここ数年は中国の国内市況が国際市況を上回る傾向が強まり、定着化しつつある。石炭輸出量は年々減少する一方、石炭輸入量が急激に増加し、2009年には石炭純輸入国に転じ、2012年には、約2.3億トン（除く褐炭）を輸入し、世界最大の輸入国である。こうした中国の需給構造の変化は、国内のみならず、世界の石炭需給に大きな影響を与えている。

このような需給環境のなか、1974年から30年余にわたり「互恵平等の精神に基づいた安定取引の維持発展」という日中長期貿易取り決めの合意内容に従い継続されてきた石炭輸出に対しては「石炭輸出関税の課税」や「輸出数量枠の削減」等、日中長期貿易取り決めの合意内容と矛盾する貿易障壁が存在している。

日系関係企業としては、日中石炭貿易において発展的な安定取引が継続できるよう、輸出関税の適用除外或いは軽減など貿易障壁の是正を強く要望していきたい。

中国における石炭の位置付け

中国の一次エネルギー消費構成に占める石炭の比率は2011年68.4%。1995年の74.6%と比較すると、6.2%低下しているものの、日本の2011年24.6%（出所：BP Statistical Review of World Energy June 2012）と比較すると、非常に高い比率を維持している。

中国政府は第12次五カ年規画（十二五規画）期間中の省エネ・環境目標（GDP単位あたりのエネルギー消費量削減等）を設定し、2015年時点における一次エネルギーに占める石炭の比率を62%まで引き下げたい意向を持っており、加えて、今年に入ってからの中国各地での大気汚染状況の更なる悪化及び問題露呈化も影響し、一次エネルギー消費量を2015年までに標準炭換算で年間約40億トンに抑える目標を設定した。（参考：2011年の消費量は標準炭換算で34.8億トン）

一方で底堅い経済成長に伴い、エネルギー消費量自体は増加していくため、自国にて豊富な埋蔵量を有する石炭の役割は依然として大きく、石炭の需要量は当面は、堅調に増加する見込みである。

表1：一次エネルギー消費構成推移

暦年	ＧＤＰ成長率推移%	総量（※）	石炭	石油	天然ガス	其の他
		億トン	%	%	%	%
1995	9.3	13.1	74.6	17.5	1.8	6.1
2000	8.6	14.6	69.2	22.2	2.2	6.4
2005	10.4	23.6	70.8	19.8	2.6	6.8
2006	11.6	25.9	71.1	19.3	2.9	6.7
2007	13.0	28.1	71.1	18.8	3.3	6.8
2008	9.6	29.1	70.3	18.3	3.7	7.7
2009	9.2	30.7	70.4	17.9	3.9	7.8
2010	10.4	32.5	68.0	19.0	4.4	8.6
2011	9.3	34.8	68.4	18.6	5.0	8.0

出所：中国統計局
※中国標準炭換算

中国の石炭需給（含む今後の見通し）

表2：石炭需給推移（単位：百万トン）

暦年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
生産	2,622	2,960	3,240	3,520	3,650
需要	2,617	3,064	3,386	3,687	3,875
輸出	45	22	19	15	9
輸入	40	126	165	182	234

※需要：生産＋輸入－輸出の計算値
※輸入：褐炭は含まず
出所：中国統計局、中国煤炭工業協会、中国煤炭網

石炭生産/需要

2012年の中国の石炭生産量は36.5億トン（前年比＋1.3億トン）で、世界最大の生産国である。需要は、石炭使用主要産業である電力（火力）・鉄鋼・セメントの発電量及び生産量の増加（それぞれ前年比+0.6%・+4.7%・+5.3%）に伴い、年々伸び続けている。但し、経済成長の鈍化及び水力発電量の増加により、2012年の火力発電量及び鉄鋼・セメント生産量の伸長は、大きく低下した。

「十二五規画」によると、2015年の石炭の生産能力は41億トン、生産量は39億トンと目標設定されており、経済成長速度の鈍化に伴い、2012年ほどの伸び率では無いものの、発電量及び生産量の伸びは、ある程度抑制される見通しである。また、需給の安定化に向けて、○業界の再編・統合の推進、○大型企業の育成、○大型炭鉱の建設、○大型石炭基地の建設、○石炭エコ技術の開発、○資源の高効率利用、○炭層ガス事業の産業化、○石炭備蓄システムの確立などを進める基本方針を掲げている。特に業界の再編・統合については、年産能力1億トン超クラスの企業10社、5,000万トン超クラスの企業10社を育成し、上位20社合計で国内生産能力の60%以上を賄うとしている。また、国内石炭企業総数は4,000社以下に再編・統合し、各社の生産能力を平均100万トン超に引き上げる方向性を示している。

石炭輸出

中国の石炭輸出は輸出権を有する中国中煤能源集団公司･神華集団有限責任公司・山西煤炭進出口集団有限公司・中国五鉱集団公司の4社が行っている。

2003年には1億トンに達した石炭輸出量は、それ以降、中国国内の石炭需要増加に伴い中国国内市況が国際市況を上回っていることもあり、減少傾向。2012年の輸出量は900万トンまで落ち込んだ。

また、過去には輸出時に増値税の還付が行われていたが、2006年9月に増値税還付は廃止され、逆に同年11月に原料炭、2008年8月にその他石炭（一般炭・無煙炭）へ輸出関税が課税されている。現在の税率は10%。

輸出数量に関しては、商務部が発給する石炭輸出許可証で輸出数量枠が設定されているが、当該発給数量も年々減少している。しかしながら、ここ数年、発給数量の減少以上に、輸出数量が減少している背景もあり、数量絵枠が輸出手続き時に不足するという事態は発生していない。

表3：輸出許可書発給数量推移（単位：万トン）

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
発給量	5,300	5,100	4,535	3,800	3,600

2013年以降は、全般的には引き続き減少の方向であるが、需要増加スピードの鈍化に生産がうまく対応できず、供給過多・国内市況下落となり、輸出環境が整う局面が瞬間的に生じる可能性が考えられる。

石炭輸入

中国の輸入量は2009年に急増、それ以降、着実に増加し、2012年は、2億3,430万トン（褐炭含まず）となり、世界最大の輸入国である。

表4：中国の国別石炭(褐炭含まず)輸入量推移
（単位：百万トン）

	豪州	インドネシア	ベトナム	モンゴル	ロシア	北朝鮮	他	合計
2007	4.5	14.1	24.6	3.2	0.3	3.7	0.6	51.0
2008	3.5	11.6	16.9	4.0	0.8	2.5	1.5	40.8
2009	44.6	30.5	24.1	6.0	11.8	3.0	5.8	125.8
2010	37.0	55.0	18.0	16.6	11.6	4.6	22.0	164.8
2011	32.6	64.7	22.1	20.2	10.6	11.2	21.0	182.4
2012	59.5	67.9	17.4	21.7	20.2	11.9	35.7	234.3
前年比	+82.5%	+4.9%	-21.3%	+7.4%	+90.6%	+6.3%	-70.0%	+28.5%

出所：中国通関統計

中国の輸入量は国内外需給状況及び国内炭との価格差によって大きく増減する。

しかしながら、国内の需要量が堅調に増加しており、その増加の中には、輸入炭供給地（豪州、インドネシア他）から近い華東・華南の沿岸地区での発電所の新増設が含まれており、今後も年間2～3億トン程度の輸入は継続する見通しである。また、輸入時の関税は2005年以降引き下げられ、2007年6月以降、低品位（高水分、低発熱量）の褐炭を除き非課税となっていたが、2012年1月以降、褐炭の輸入関税も非課税となり、2012年の褐炭の輸入量は、5,420万トンと急増している。（2011年以前の褐炭輸入量の通関実績は無い）

日本との貿易の現状と今後

表5：日本の国別石炭輸入量推移（単位：百万トン）

	豪州	カナダ	インドネシア	中国	ロシア	アメリカ	他	合計
2008	117.7	10.5	35.5	13.3	10.0	1.6	3.1	191.7
2009	102.9	9.2	31.3	6.3	8.9	0.8	2.5	161.9
2010	117.5	10.5	33.8	6.3	10.7	3.1	2.7	184.6
2011	104.8	9.6	35.5	5.0	11.4	6.3	2.7	175.2
2012	114.8	9.9	36.1	3.5	12.5	6.3	2.1	185.2
2012シェア	62.0%	5.4%	19.5%	1.9%	6.7%	3.4%	1.1%	100.0%

出所：財務省貿易統計

日中石炭貿易の現状

第一次石油ショック後、エネルギーを石油に頼りきっていた日本において石炭の重要性が見直された。そのような状況下、国内炭保護のための輸入禁止措置が1974年に緩和されたことに伴い、中国炭の輸入が開始された。

1978年には日中両国政府の支持のもとに日本日中長期貿易協議委員会と中国中日長期貿易協議委員会の間で日中長期貿易取り決め（通称LT貿易）が締結された。

日中双方において、当該長期貿易がこれまで日中両国の経済貿易関係に果たしてきた役割を高く評価し、今後も互恵平等の精神に基づく安定した取引を維持し発展させていくことで意見が一致している。2011年からは第7次日中長期貿易取り決め（期間：2011～2015年）がスタートしている。

日本の中国炭輸入量は、2003年の3,100万トンをピークに年々減少しており、最近では2008年からの石炭（一般炭・無煙炭）輸出関税の課税や、石炭輸出許可証の発給遅れによる配船の空白期間発生などが、前述の市況要因に加え日中間石炭貿易量のさらなる減少要因となっている。

＜建議＞

① 石炭輸出における輸出関税の撤廃或いは軽減

日本は一昨年3月に未曾有の震災並びに福島第一原子力発電所事故を契機に、原発依存度の低減に向けて抜本的な見直しが行われている。一方、安定電源の一つとして、石炭火力が再び見直され、稼働が高まり、重要度が増している。かかる状況下、近距離ソースである中国炭の輸出に関して、石炭輸出関税の撤廃或いは軽減を要望する。

過去は非課税であったが、2008年8月以降、石炭輸出関税の税率は10％となっている。

日本へ輸出する石炭への課税は、日中両国のエネルギー分野において30年以上の長きにわたる持続的且つ良好な関係を象徴する日中長期貿易取り決め内容である「互恵平等の精神に基づいた安定取引の維持発展」という精神に矛盾する貿易障壁である。また、この課税が、中国炭の国際価格競争力を失わせる一因ともなっており、撤廃或いは軽減を引き続き強く要望する。

② 石炭（原炭）生産量統計データ開示の再開

国家統計局の石炭生産量に関する統計データが、2010年4月以降、毎月公表されなくなり、暦年の合計数量が、不定期に公表されるのみとなった。既に中国の年間石炭生産量は39億トンを超えたと見られており、世界の生産量の50％を占めている。また、輸入量は2億トンを超え、世界一の輸入国となっており、中国は石炭需給に大きな影響を与える大国となった。このような状況の中、中国の石炭生産量に関する情報は世界の石炭需給を考える上で、非常に重要であり、早期の月次データの公表再開を要望する。

2．レアアース

中国レアアースの状況

中国における2012年のレアアース輸出許可枠は2011年比同等で3万996mt。レアアースは硝子研磨剤、光学ガラス、自動車排ガス浄化触媒、永久磁石、蛍光体等の原料に用いられている。2010年末以降の市場価格の高騰、2011年のタイの洪水や欧州危機の影響により、2012年の需要は激減した。需給バランスが変わり、中国からの供給面での不安は解消されたが、中国のみに依存する供給構造は残っており、今後も引き続き不安定な状況は継続すると思われる。

レアース生産量推移

表1：全世界のレアアース生産量に占める中国の割合

（単位：トン）

年	全世界生産量	中国国内生産量	中国シェア(%)
2008 年	124,000	120,000	97%
2009 年	133,000	129,000	97%
2010 年	134,000	130,000	97%
2011 年	132,000	125,000	95%
2012 年	104,000	100,000	96%

出所：UGSG2011 RARE EARTH、2011年、2012年については推定。

レアアース生産の概要

2012年の中国のレアアース生産量は、10万トン（前年比2万5,000トン減）で、全世界生産量の96％を占める最大の生産国である。1995年以降CIS諸国、米国が中国との価格競争に負けて撤退を余儀なくされ、中国の市場シェアは上昇し現在のような独占供給体制を築くに至った。

中国の資源量は6,780万トン（酸化物ベース、中国レアアース協会推計値）と言われ、83％が内モンゴル自治区、8％が山東省、3％が四川省及び南方地域（江西省、広東省、湖南省、福建省、広西省、海南省）と資源の大半は内モンゴルに存在する。中国全土にあるレアアースの分離能力は20万トン/年と推計されている。

中国国内では、最近の鉱山の乱開発、製造廃棄物による環境破壊が問題となり、鉱山の採掘規制や、分離企業の統合などが進められている。

2012年のレアース政策と実績

①採掘総量規制：9万3,800トン

②指令性生産計画：9万400トン
（データなしのため2011年の数値を記載）

③輸出許可枠：3万996トン

④2012年の概況：2012年はユーザー各社の過剰在庫の調整期となり需要は減少した。省レアアース・脱レアアースの動きが一段と進められたことも一因となった。その結果、需給バランスが緩み、市場価格は下落を続けた。最大生産国の中国では、需給バランスを整えるため、大手の包鋼グループや五鉱グループが長期の生産停止を行うまでに至った。

2013年のレアース需給予想

レアアースの世界需要は、省レアアース・脱レアアースが推進されているが、環境・ハイテク分野での需要増もあり、2013年後半にかけて需要は回復するとみられる。一方、中国以外の地域でのレアアース生産の商業化が計画より遅れており、2013年も引き続き中国に依存する状況となる。（中国以外のソースからの供給は2013年後半以降一部本格化する見通し）。中国では、引き続き環境保護、資源保護の観点より、レアアースの採掘・生産量の規制、生産企業統合が進められるが、供給に支障は出ないと予想される。以上により、2013年は需給がバランスする見通しで、価格も安定して推移すると思われる。

日本との貿易の現状と今後

日本の国別輸入量

表2：日本のレアアースの中国からの輸入量推移

（単位：万トン）

年	中国	その他	合計
2008 年	31,097	3,203	34,330
2009 年	15,613	2,649	18,262
2010 年	23,311	5,254	28,564
2011 年	15,378	7,112	22,490
2012 年	8,013	5,816	13,829
2012 年シェア	58%		

出所：財務省通関統計

日中レアアース貿易の現状

2010年の全世界のレアアース生産量は酸化物ベースで約13万トンであり、9割以上は中国で生産されている。1990年代半ば迄、CIS諸国、米国においても生産されていたが、割安な中国産レアアースの台頭を受けて、生産は縮小、停止に追い込まれた。日本は、近年EL枠の減少により、中国からの輸入量は減少しているものの、2012年時点でも、日本向けは中国の輸出量全体の約6割を占めている。

レアアースの埋蔵量は中国が36％、CIS諸国が19％、米国13％、豪州5％（米国地質調査所データより）と、生産量ほど偏在してはいない。現在中国以外で開発が進められているプロジェクトから供給が開始されるのは2013年後半以降となる。中国のEL枠が今後3万トン程度で推移すると2015年ごろに供給不足が発生すると予測される。中国政府の政策には今後とも注意が必要である。

また、大部分のレアアース加工品は輸出規制の対象とならない事から、資源を保有する中国企業が高度な製品技術を求め、日本企業との合弁事業を展開する可能性は大きくなっている。

3．電力

中国の電力需要は、金融危機の影響を受けた2008年、2009年を除きGDPより高い伸び率で推移してきたが、2012年は伸び率5.5%とGDP伸び率7.8%を下回った(図1参照)。電力設備については、着実に電源整備を実施し、2012年末の総発電設備容量は約11.4億kWとなった。約7割を石炭火力が占めているが(図2参照)、非化石エネルギーの開発に力を入れておりその割合は29.5%と前年よりも2ポイント増えている。電力供給面については発電設備容量不足による電力不足は基本的に解消されている。

図1：電力消費量の推移

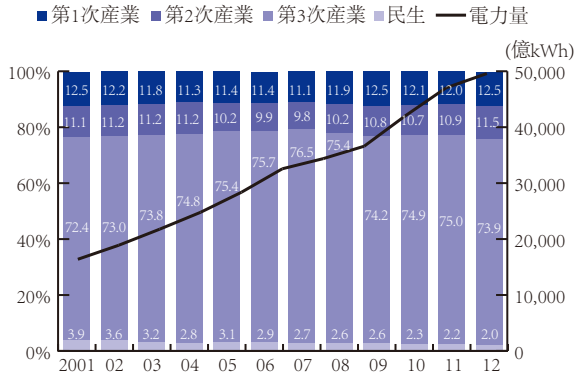

出所：中国電力年鑑、2012年は電力統計速報値(国家能源局)

図2：発電設備容量と最大電力の推移

（単位：万kW）

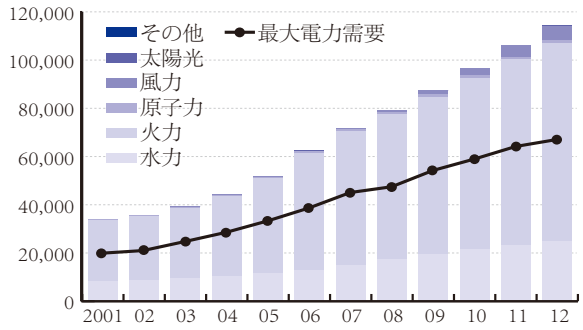

出所：中国電力年鑑、2012年は電力統計速報値(国家能源局)

2012年の動向

・2012年には中電連の前期予想(5000万kWの不足と言われる)に反し大きな電力不足は発生しなかった。これは需要の低迷、水力発電量の増加などによるもので、北部では電力が余る一方で南方地区では環境規制により新規電源開発が遅れるなどの理由もあり需給ひっ迫が慢性化し、若干のピークシフトや電力使用制限が行われた。

・電力設備は持続的に増加し、特に非化石エネルギー電源への投資が盛んであり、全国電源開発への投資額3,772億元に占める比率は73.1%と前年比で2.0%上昇しているが、風力発電設備の系統連系が間に合わないなどの課題が顕在化している模様である。

電力事業の今後の見通し

・2013年の電力需給予測は、中国国家電力監督管理委員会の予想では社会全体消費電力量が5兆4,100万kWhと伸び率は前年より約3.5ポイント増の9%と見込まれている。

また、新規発電設備容量は8,500万kWと前年比350万kW程度の増となる計画である。2012年の実績からみて、2013年も電力不足は基本的に解消されると見込まれる。

・今後、緩やかになるものの順調な経済伸び率に応じて発電設備容量、電力需要も伸び続け、発電設備容量は2015年時点で約14.3億kW、2020年時点で18.8億kW、電力需要については2015年には約6兆kWh、2020年には約8兆kWhと予想されている。

・今後、「十二五」計画が全面的に実施されるが、方向性としては「国内資源探査と開発の強化（シェールガス、炭層ガス含む）」、「従来型火力電源のクリーン・効率化の推進」、「新エネルギーの加速」、「エネルギー備蓄能力向上」「エネルギーの地域分布の最適化」、「省エネ推進」、「科学技術革新能力の向上」などが挙げられる。また、特に「省エネ・環境分野」、「新エネルギー分野」については7大戦略的新興産業に指定されている。

・エネルギー総消費量の伸びを年4.3%に抑制する目標が示されている。電力使用量の伸びは年8.0%を目標としており、エネルギー利用に占める電力の割合を高める方向である。

図2：発電設備容量と最大電力の推移

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
その他	3	8	0	7	30	67	87	3	0	1	82	16
太陽光									3	26	222	328
風力	34	40	57	76	126	207	420	839	1,760	2,958	4,623	6,083
原子力	210	447	619	684	685	685	885	885	908	1,082	1,194	1,257
火力	25,301	26,555	28,977	32,948	39,138	48,382	55,607	60,286	65,108	70,967	76,834	81,917
水力	8,301	8,607	9,490	10,524	11,739	13,029	14,823	17,260	19,629	21,606	23,298	24,890
容量合計	33,849	35,657	39,142	44,237	51,718	62,370	71,822	79,273	87,407	96,640	106,253	114,491
最大電力需要	19,900	21,000	24,698	28,512	33,220	38,575	44,974	47,360	54,114	58,823	64,022	66,910

出所：中国電力年鑑、2012年は電力統計速報値(国家能源局)

・エネルギー消費に対する非化石エネルギー消費を11.4%に高め、単位GDP当たりのエネルギー使用率を16%減らし、単位GDP当たりのCO2排出量を17%削減する目標を掲げている。

火力発電

・石炭火力電源の効率化：主力電源の位置づけは当面変わらない。小規模の石炭火力を閉鎖し、高効率な最新鋭大規模ユニット中心の電源構成にシフト（上大圧小）していく。

・汚染物排出削減：「十二五」計画では、第11次計画からの継続指標であるCOD、SO2の8%削減に加えて新たにアンモニア性窒素、窒素酸化物の10%削減が目標値となり、2012年1月から「火力発電所大気汚染物排出基準」が実施されている。脱硫装置容量は2005年の5,300万kWから2011年末には6.1億kWと巨大な脱硫装置産業を育成しており、脱硝装置についても同様な発展が期待される。

非化石エネルギーの推進

・「十二五」計画では実績を踏まえて2007年の中長期発展計画から目標値が大幅に上方修正されている。(表1)

表1：分野別の主な非化石エネルギー発展目標（発電設備容量）

	中長期発展計画 (2007 年)			十二五計画	
	2010 年（実績）	2010 年	2020 年	2015 年	2020 年
水力	2.16 億 kW	1.9 億 kW	3 億 kW	2.9 億 kW	4.2 億 kW
風力	2,958 万 kW	1,000 万 kW	3,000 万 kW	1.0 億 kW	2.0 億 kW
バイオマス	500 万 kW	550 万 kW	3,000 万 kW	1300 万 kW	3,000 万 kW
太陽光	26 万 kW	30 万 kW	180 万 kW	2,100 万 kW	1.0 億 kW
原子力	1,082 万 kW	1,200 万 kW	4,000 万 kW	4,000 万 kW	7,000 万 kW

出所：中長期発展計画、第12次5カ年計画、中電連資料等

・風力発電：全国8カ所の1,000万kW級の風力発電基地を中心とした開発が進み、世界一の発電設備容量となっている。一方で、急激な開発に伴う送電設備とのミスマッチや品質不良による大規模停電等の問題が顕在化しており、開発案件の許認可を厳しくしている。

・太陽光発電：太陽電池の海外向け輸出の低迷を受け、国内市場の開発拡大を進めている。

・原子力発電：福島第一原子力発電所の事故以降は、計画認可を凍結していたが、2012年11月以降沿岸部の新規建設が再開され現在30基が建設中であり、これは世界一の建設規模であるとともに最先端技術の導入を世界に先駆け進めている点も注目される。

送配電設備

・堅強なスマートグリッド（超高圧(UHV)を基幹とした送配電網を協調発展し、情報化・自動化・双方向化されたITプラットフォームによる支援のもと、「電力」、「情報」、「業務」の流れを電力系統に高度に統合したもの）の構築は実証試験を経て本格的な建設の段階を迎えている。

・スマートメーターの導入：各区域電網公司で都市開発と一体化となったスマートメーターの導入が始まっている。

・UHV送電線の整備：西北部に集中する石炭資源と風力・太陽光を東部沿岸部へ効率良く送電する目的のためにUHV送電線の建設を更に推進。「十二五」期間中、「三縦三横」等の基幹電力網の整備を行うとしている。

・電気自動車(EV)の導入：EVの利用促進策の実施とともに、蓄電池充電／交換スタンド等のインフラ整備を電網公司が中心となって進めている。

・加えて分散型電源の系統連系に積極的な対応を見せており、今後連系事例が増えていくと思われる。

＜建議＞

① クリーンな発電による電力安定供給：発電の効率化や大気汚染物質排出削減に資する電力設備の建設と改良を押し進め、電力の安定供給と環境問題の改善の同時達成を要望したい。それに向けた電力会社への支援を行うとともに、大気汚染対策等で電力の利用制限を実施する場合には、需要家に配慮した影響の少ない運用を要望したい。

② 流通設備への投資強化：送配電網整備投資を確実に実施し、再生可能エネルギーや大型電源の新規設置と並行した送電網整備、配電網の信頼性向上を要望したい。

③ スマートグリッドの推進：国際標準化へ向けた活動の継続を要望したい。

④ 電気料金の適正化：発電会社の経営安定と電力安定供給に向け、卸および小売電力料金の適正化を要望したい。

⑤ 原子力安全教育、発電所間ネットワークの構築および情報公開の推進：人材育成や運用管理といったソフト面の充実を要望したい。また日本における研修や発電所間での定期交流、情報共有システムの構築など安全最優先での協力推進を要望したい。

⑥ 電気自動車の普及に向けた充電設備の規格統一化：各国関係各機関とさらなる協調を要望したい。

第３章
建設業

1．建設

2012年12月に開催された中央経済工作会議において、「積極的かつ確実に都市化を推進し都市化の質の向上に注力する」との方針が示され、2013年1月には国家開発銀行が元建新規融資の半分を都市化関連プロジェクトに配分するとの方針を発表している。先進諸国に比べ都市化率の低い中国では、今後も都市開発のための建設投資とともに、第12次五カ年計画で掲げられた「資源節約・環境保護型社会への転換」という政策目標に沿って、都市化の質を高めるための省エネ投資・環境投資が増加していくものと考えられる。更に、昨年来、深刻さを増す一方の大気汚染対策等、日本企業にとって、保有する省エネ技術や環境技術を活かした新たな商機の到来が予想される。

一方で、一昨年来の不動産価格抑制策により、一旦は下がった不動産価格であったが、2012年末以来、全国で上昇に転じており、バブルの再燃を懸念する声が出始めている。また、一昨年の新幹線事故、地方政府の債務問題等により、地方におけるインフラ整備は陰りを見せてきている。更に、全国的な労働者不足が深刻化しており、建設労働者の確保が困難になっている中で、労働契約法改正により更なる人手不足が懸念されている。労務費は依然高騰し続けており建設コストを押し上げている要因となっている。

以上のような状況下で、日系企業が中国国内で建設業に携わるにあたって、幾つかの問題点に直面している現状がある。以下では、日系企業が直面する建設業に関わる問題点と改善要望に関して述べる。

2012年の都市部の固定資産投資額は36兆4,835億元（注１）で、前年比で19.3%増加している。2010年の24.5％増、2011年の23.8％増からみると若干の減少が見られるが、依然、高い伸び率を示している。各産業の内訳は、第一次産業への投資総額は9,004億元で、前年比で32.2%増、第二次産業への投資総額は15兆8,672億元で、前年比で20.2%増、第三次産業への投資総額は19兆7,159億元で、前年比で20.6%増となっている。

今後の投資は、省エネ、環境、中低所得者向け住宅（保障房）等、社会公益に向けられる方向に行くものと予想され、中国建設業のあり方は大きな転換を迎えるものと思われる。

注１：国家統計局発表資料による。

建設業に関わる問題点と改善要望

分公司（支店）の設立に関する問題

分公司の設立問題とは、施工許可証の発行申請に伴って当該の行政機関から条件として分公司の設立を求められる問題である。従って、施工地の建設行政管理部門の施工許可があれば、分公司の設立は必要条件とはされていない。

ちなみに、施工許可取得のために分公司の設立を求められない行政機関としては、日系ゼネコンが進出している都市の中で、江蘇省、蘇州市、無錫市、唐山市（河北省）、武漢市となっている。

また、分公司の設立を要請された場合の設立時、または工事の終了後に、個々の行政機関が要求する条件にハードルが高いものが含まれ、プロジェクトのコストに対する影響及びその地域における業務展開に制限を加えられる問題も派生的に出てくる。

参考として、嘉興市においては、60万元の委託金の1年間の義務がかせられており、広州市においては、法人名義の口座の維持が事務所登録の条件となっており、寧波市では保証金150万元の返却条件は分公司を閉鎖時となっている。

日系ゼネコンが進出している都市の中で、施工許可取得のために分公司の設立を求められる行政機関としては西安市、広州市、深圳市、合肥市、大連市、煙台市、広東省（東莞市、恵州市、沸山市）となっている。

しかしながら、施工許可申請と分公司の設立登録の関係が明確ではない。

→ 施工地の行政機関に登録しなければならないとする考えが、中央政府の関連法規の中で具体化されていない。

→ 実施細則については各省、自治区、直轄市人民政府の建設行政管理部門が定めることができるとあり、国の統一見解がない。

また、問題点は設立条件も設立のための必要書類も各都市において、まちまちである点にある。

建造師資格に関する問題

2008年2月まで行われていた外国人項目経理に対する扱いは、以前から並行して推進されていた「建造師」の制度にとって替わられたことにより、現在外国人に対する現場代理人に対する現場代理人資格は新たに「建造師」試験を受けるしかその取得方法がない。会社の登録用件にもこの「建造師」の人数等が係わってくることから、この制度の在り方は、重要な問題の一つであると言える。

また、「1級建造師臨時従業員証書」の申請にあたり「1級プロジェクトマネージャー資質証書」の保有がその条件であった。「外国人のプロジェクトマネージャーは、国内の1級プロジェクトマネージャーと同等とみなすこと」が「名簿の発表に関する通知表」（建市資函[2006]89号）でうたわれていたにも係らず、一方で上記の資質証の発行は外国人プロジェクトマネージャーに対し、行わないことが同じ通知表で明記され、発行しなかったことが、外国人のプロジェクトマネージャーの「1級建造師臨時従業員証書」の申請の機会を閉ざす結果をもたらしたことは、外国人社員と中国人社員の間に不平等な取扱が発生していることは否めないと言えよう。

営業税の納付先に関する問題

（上海市における問題点）

上海市内で工事をする時、登録地と工事場所の管轄税務局が異なる場合がある。原則的には、登録地区の税務局で営業税を納付する考えを取っているが、数年前より、工事場所の管轄税務局より上記営業税の納付を求められるケースがあった。最近、そのような動きが増えている。日系ゼネコンへの調査によれば、現在、求められた経験のある区は閔行区、青浦、松江、金山、嘉定、奉賢、宝山と言うことである。

また、国務院令第540号14条には、建築業役務を提供する納税者は課税役務発生地で納税の考えを示している。上海市以外で工事を行う場合はその工事場所の税務局へ納税するところから問題はないが、上海市の区の場合はこの国務院令の発布を機に施工地にある税務局が要求する場合が増え、困難な対応を迫られることが予想される。

土地使用に関する法規と実態が乖離している問題

日系企業への調査によれば、工業プロジェクト用地に関する国の規制が企業活動の実態に合っておらず、外資企業の参入障壁になっているとのことである（例：建設機械販売・修理業）。

国土資源局の規定で、地区毎・業種毎に必要投資額が定められているが、この金額は、現実に必要な投資金額をかなり上回っており、遵守するのは困難。一方で、地場企業はこの規定を遵守せずに土地購入し事業を行っている例が良く見られるとのことである。

入札に関する問題

入札法（主席令第21号）、工事建設プロジェクト入札募集範囲及び規模の標準規定（国家発展計画委員会第3号令）においては、インフラ施設プロジェクト・公用事業プロジェクト・国有資金投資プロジェクト・国家融資プロジェクト・国際組織または外国政府の資金を使うプロジェクト等については入札募集が必要であると規定されている。

また、上述規定では省政府レベルで入札募集範囲、規模を規定できるため、上海市、江蘇省等では、外資民間投資プロジェクト（非国有投資プロジェクト）は入札手続が不要である一方、北京市、天津市等においては、入札募集が必要となっており、地域毎にばらつきが有る。

入札手続については資格を有する入札代理機構が実施し、入札評価も第三者機関が実施するため、発注者の意向通りの発注ができない可能性が有る他、入札手続に時間を要する他、入札代理公司報酬等少なからぬ費用が発生するなどプロジェクト遂行に影響が出ている。

＜建議＞

① 企業活動の実態に即した工業プロジェクト用地に関する国の規制の実態に即した見直しと法令の整備を要望したい。

② 建設業における分公司（支店）設立に関して、中央政府による統一的な法整備により、地域格差の無い統一性の確立を要望したい。

③ 施工許可申請取得のために分公司（支店）設立を許可条件とすることの撤廃を要望したい。

④ 外資系工事（非国有民間投資プロジェクト）において、勘察（事前探査）・監理・設計・施工それぞれの業者決定にあたり発注者による入札実施が必要であることの見直し、手続の簡素化を要望したい。

⑤ 建設業の従事する外国人社員と現地社員との資格取得制度の不平等な取扱の是正と法令の整備が必要。外国人社員が、中国人社員と同等な取扱をされる制度への見直しを要望したい。

⑥ 納税制度の地域格差の是正と見直しが必要。建設業という業態にあった法令の整備を要望したい。

⑦ 納税や保証金の支払いにおいて二重払いが課せられる状況が見受けられるので、改善を要望したい。

2．不動産

2012年中国不動産マーケットの概況

オフィス市場

中国国内の経済成長のペースダウンや、欧州債務危機等の不安定要素の影響を受け、多くの外資系企業は中国での拡張計画を先送りし、中国国内企業も業務拡大のペースを落とした。このため全国のオフィス需要は減速し、新規契約数は下落したが、華西地区においては政府の西部開発政策及びマーケットの好調を受け、安定した契約数であった。空室率は低水準を維持していたが、需要が後退する中、前年に比べ上昇しており、新規募集賃料の上昇もペースダウンしている。下の(表1)は全国14都市の新規募集賃料水準である。他の都市に比べ、北京の突出が顕著である。

表1：オフィスの新規募集賃料

（単位：左側の縦列（元／㎡・月額）、右側の縦列（前四半期比））

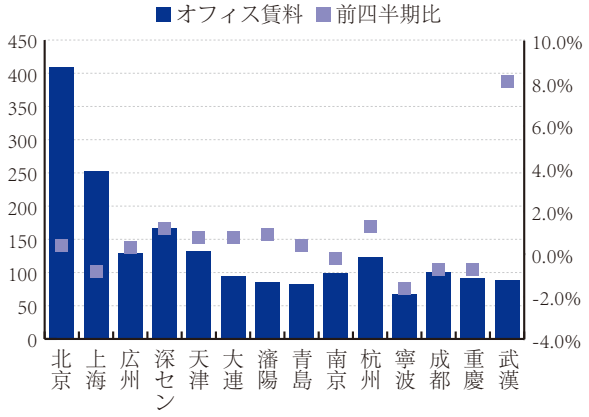

出所：CBRE

高級住宅市場

全国累計住宅販売面積は2012年11月に前年比でマイナスからプラスに転じ、全国の販売総面積は前年同期比2%増の9.85億㎡となった。価格面では、アップグレード需要が旺盛であり、12の主要都市で高級マンション価格が上昇した。成約件数については、購入制限令等の政策の影響を受け、上半期（1～6月）には低迷したが、下半期（7～12月）は市場全体で回復基調となった。

商業施設市場

堅調な売上データを背景にリテールブランドの市場見通しは楽観的である。高級ブランドは一級都市のプレミアム物件への需要が旺盛で、中西部地区の二級都市にも拡張を進めており賃料も上昇している。尚、全国の新規供給量は前年に比べ増加しており、なかでも二級都市における供給が目立っていた。下の(表2)は全国14都市のプレミアム商業施設の新規募集賃料である。全国で最も高いのは上海、2番目が広州、3番目が北京となっている。

表2：プレミアム商業施設の新規募集賃料

（単位：左側の縦列（元／㎡・一日）、右側の縦列（前四半期比））

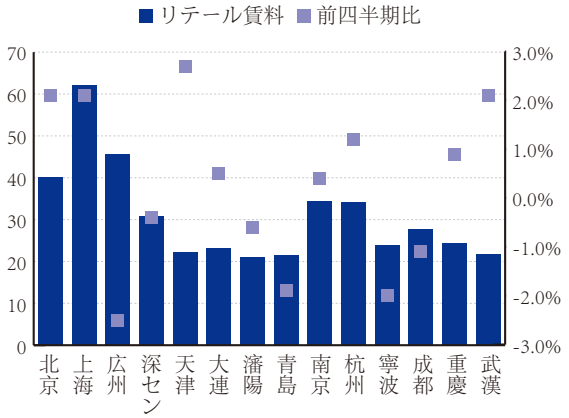

出所：CBRE

物流施設市場

需要は、製造業のエリア配送、Eコマース、3PL企業を中心に旺盛であった。ここ数年は供給が少なく、空室率が低かったことから、全国的に見ても市場はオーナー主導で動いていたと言える。平均賃料は、各都市の伸び幅にばらつきはあるものの、ほとんどの主要都市で上昇した。特に生産拠点を内陸部に移転させる企業が増えたため、中西部地区のマーケットが活況を呈している。

2013年当面のトレンド

次ページの（表3）は2013年中盤までの賃料と空室率のトレンドを示したものである。

中国経済は2012年9月以降から緩やかな回復基調を維持し、世界経済も欧州債務危機、2012年末の米国の「財政の崖」を回避し、徐々に安定してくるものと見込まれる。国内外の経済の回復に伴い、オフィスビルおよび商業施設に対する需要は増加するものと予想される。

オフィスビルは、二級都市の一部で大量の新規供給が予定されており、その大半が新興エリアでの供給となる。これを受けて空室率はさらに上昇し、都市によっては、賃料が一定の圧力を受けるものと予想される。

住宅マーケットは購入制限令や売却益への課税強化等の政策の影響を受け、急激な需要増は見込めないものの、アップグレード需要を中心に安定基調を維持するものと予想される。

商業施設は新規供給がさらに増加する見込みであるが、堅調な国内消費に助けられ、賃料・空室率ともに上昇するものと予想される。

物流マーケットにおいては、工業系企業の業績が徐々に回復し、国内消費も堅調に推移しているため、引き続き旺盛な需要が見込まれる。しかし、各地方政府が物流施設の用地供給を厳しく制限しているため、短期的には供給不足となり賃料は上昇するものと予想される。

表3：賃料と空室率のトレンド

都市	予測	オフィス	高級住宅	リテール	工業
北京	賃料上昇	1-3%	1-3%	1-3%	3-5%
	空室率のトレンド	↓		↓	
天津	賃料上昇	-2-0%	0-3%	0-2%	0-3%
	空室率のトレンド	↑		↑	
大連	賃料上昇	0-2%	1-3%	0-1%	0-2%
	空室率のトレンド	↑		↑	
瀋陽	賃料上昇	1-3%	2-3%	-2-0%	0-2%
	空室率のトレンド	↓		↑	
青島	賃料上昇	1-3%	2-4%	-2-0%	0-2%
	空室率のトレンド	↑		↑	
上海	賃料上昇	0%	0-3%	0-3%	0-3%
	空室率のトレンド	↑		---	
南京	賃料上昇	-3-0%	0-3%	0-3%	0-3%
	空室率のトレンド	↑		↑	
杭州	賃料上昇	0-3%	0-3%	0-3%	0-3%
	空室率のトレンド	↑		---	
寧波	賃料上昇	-3-0%	-3-0%	0-3%	0-3%
	空室率のトレンド	↑		↑	
広州	賃料上昇	-3-0%	0-3%	0-2%	0-3%
	空室率のトレンド	↑		↑	
深セン	賃料上昇	0-3%	0-3%	0-3%	0-2%
	空室率のトレンド	↑		↑	
成都	賃料上昇	-3-0%	0-3%	0-2%	2-4%
	空室率のトレンド	↑		↓	
重慶	賃料上昇	3-5%	0-3%	-3-0%	3-5%
	空室率のトレンド	↑		↑	
武漢	賃料上昇	3-5%	0-3%	0-3%	0-3%
	空室率のトレンド	↑		---	

出所：CBRE

在中国企業が直面している問題点および中国政府への改善要望

2012年の建議では、区をまたぐ移転時に元の行政区から引き続き納税を要求される事態の問題点が指摘されていたが、改善されていないままである。

また、消防審査に要する期間が不透明である点も至急改善が必要な点である。内装工事に伴う消防審査だけでなく、建築時においても同様の問題があり、昨年北京でオープンした複合施設は、建物完成後、消防審査に1年以上も要しており、企業活動に悪影響を及ぼす結果となった。これらの問題は日本企業に限ったことでなく、中国の不動産市況全体に影響する問題であるため早急な改善を期待したい。

＜建議＞

① 不動産の賃貸借・売買に関する関係法令の整備や管轄官庁の対応の統一を進めていただきたい。

② 抵当権が設定された不動産の賃借において、賃借人のリスクが不明確である。賃貸人またはエージェントに対し説明義務を設けていただきたい。

③ 2012年11月に消防審査のルールが厳格化したが、要する期間が不明確であり移転スケジュールを確定することが困難な場合がある。ルール運用の明確化をお願いしたい。

④ 工場やオフィス等の移転に伴う、商業不動産登記（移転）申請方法が複雑で時間がかかる。改善を要求したい。

⑤ オフィス移転の際、住所変更申請に関する手続きがタイミング・方法とも不明瞭であり、窓口に相談すると窓口担当者によって回答が異なり、どれが正しい方法かわからない。早急な改善を要望したい。

⑥ 北京において現登記住所と異なる区に移転を検討した際、異なる区にオフィス移転することは出来ないと政府機関に指導されたが、明確な法に基づく根拠がない。行政の秩序ある対応を要望したい。

⑦ ある企業の納税管轄区税務局と現在の事務所所在地が異なる場合、この相違が問題にならないのか不明である。納税に関する明確で統一的な対応を要望したい。

⑧ 工業団地内の不動産売却の際、工業団地側が売却に際し、制限とも思われるさまざまな条件を伝えてきた。厳格な法令・ルールの順守の実践を要望したい。

⑨ オフィスやサービスアパートの急激な賃料の上昇に困惑している。物件の供給を増やす施策（外資参入の規制緩和・容積率の緩和・インフラの整備など）を期待する。

⑩ 不動産ブローカーとの間で不当な金銭（接待を含む）のやり取りが散見している。業界の秩序を保つべく、両者（ユーザー・ブローカー共）への罰則規定の厳格化を要望する。

第４章 製造業

1．繊維・アパレル

2012年は国内景気の減速と欧州向け輸出の不振等により、繊維産業の量的拡大鈍化傾向が鮮明になった。産業を管轄する工業･信息化部は2012年に繊維産業が直面した問題として①海外市場の需要低迷、②綿花価格の内外価格差（国産綿花が5,000元/トン程度高い）、③人件費等のコストアップと新興諸国との競合激化を挙げた。2013年は、海外市場は不透明だが国内市場は安定するとしながらも、コストアップ圧力は継続するとの見方である。

日中の繊維･アパレル産業は貿易・投資面で最重要のパートナーであり、両国産業の相互発展についての協力を続けているが、一部には中国関係当局に要望する課題も存在する。

中国の繊維･アパレル産業動向

主要指標

		2012 年	2012/2011 増減	2011/2010 増減
A	工業総生産額	5 兆 7,810 億元	12.3%	15.4%
B	紡績糸生産量	2,984 万ﾄﾝ	9.8%	12.4%
C	化繊生産量	3,792 万ﾄﾝ	11.2%	13.9%
D	布生産量	660 億ﾒｰﾄﾙ	11.6%	11.6%
E	服装生産量	267 億点	6.2%	8.1%
F	固定資産投資完成総額	7,793 億元	14.6%	36.3%
G	固定資産投資新規着工件数	11,209 件（1 ～ 10 月）	▲7.2%	2.3%（1 ～ 12 月）
H	輸出総額	2,550 億ﾄﾞﾙ	2.8%	20.1%
I	服装小売総額	9,778 億元	18.0%	24.2%
J	販売収入	5 兆 5,747 億元	10.7%	26.6%
K	利潤総額	2,943 億元	7.8%	25.8%

注：A～E、J, K)出所は国家統計局。年商2,000万元以上の企業が対象
F,G)出所は国家統計局。投資額500万元以上のプロジェクトが対象
H)海関統計を基に中国紡織品進出口商会が取りまとめ
I)出所は国家統計局。年商2,000万元以上の卸、500万元以上の小売りが対象。靴･帽子など含む

生産：伸び率鈍化

繊維生産量は紡績糸、生地、アパレル、化学繊維など主な品目の増産率が前年の伸びを下回った。

紡績糸は9.8%増、生地は11.56%増、アパレルは6.2%増、化繊は11.2%増で、それぞれ前年より2.63ポイント、0.05ポイント、1.94ポイント、2.67ポイント鈍化した。

輸出：新興国が伸長

前年比2.8%増と伸び率は大きく鈍化したが、2,550億ドルと過去最高を更新した。最大市場であるEU向けの減少を、ASEAN・中東・アフリカなど新興市場向けで補った格好。EU向けは470.9億ドルで11.9%落ち込んだ。米国向けは微増、日本向けは横ばいだった。ASEAN向けは34.2%増の266.6億ドルで272.3億ドルの日本に肉薄。中東、アフリカ向けとも15%前後の伸びとなり、それぞれ195.2億ドル、156.3億ドルになった。

主力商品であるアパレルはニット製が9%増の779.7億ドル、布帛製が3.4%減の580億ドル。地域別では100億ドル超の6省市のうち、福建が12%増、江蘇が2%増。広東、浙江、上海、山東は微減だった。一方、安徽53%増、江西24%増など中部の増加が目立ち、沿海部のコスト上昇による縫製地の移動を示している。

2012年 中国繊維品輸出（主要市場別）

	紡織品		服装		繊維品合計		シェア
	金額（億ﾄﾞﾙ）	前年比増減%	金額（億ﾄﾞﾙ）	前年比増減%	金額（億ﾄﾞﾙ）	前年比増減%	
EU	108.7	▲5.7	362.2	▲13.6	470.9	▲11.9	18%
米国	98.9	4.3	290.2	3.0	389.5	3.3	15%
日本	49.5	▲2.2	227.5	1.1	272.3	0.5	11%
香港	78.4	▲3.0	84.5	15.7	162.9	5.8	6%
ASEAN	158.0	11.4	105.6	91.1	266.6	34.2	10%
中東	82.4	7.3	112.8	23.0	195.2	15.8	8%
アフリカ	91.5	4.2	64.8	33.7	156.3	14.7	6%
全世界	958.0	1.2	1591.8	3.9	2549.8	2.8	100%

出所：中国紡織品進出口商会

国内消費：伸び率鈍化、大手SPA減収減益

国家統計局による社会消費財小売総額統計のうち、一定規模以上の企業による服装類は9,778億元で前年比18.0%増となり、2011年の伸びを6.2ポイント下回った。

図1：社会消費材（服飾類）小売額増減
（月別、前年同月比%）

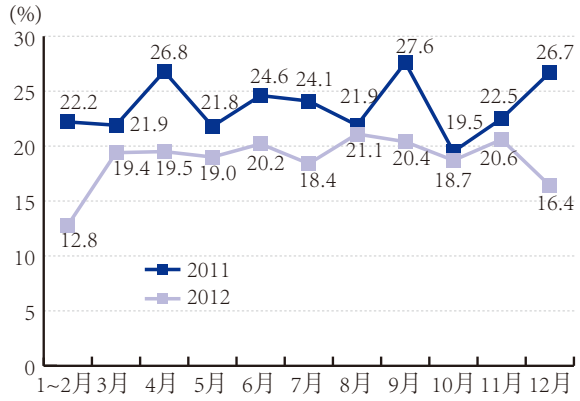

出所：国家統計局

中華全国商業信息中心がまとめた全国重点大型小売企業100社の2012年衣料品販売額は前年比12.3%増に止まり、伸び率は8.1ポイント下回った。伸び率が20%を切ったのは2009年以来3年ぶり。販売数量も2%増で、伸び率は2.9ポイント低下した。

販売額の伸び率は年明けから毎月前年を下回っていた。秋冬物シーズンに入りバーゲンの前倒し等で、10月は14.2%増と僅かに前年同月を上回り、11月は冷え込んだこともあって23.1%増と同年初めて20%を超えた。しかし12月は息切れして8.7%増と1～2月以来の低い伸びとなった。

図 2：重点小売 100 社衣料品販売増減
（月別、前年同月比%）

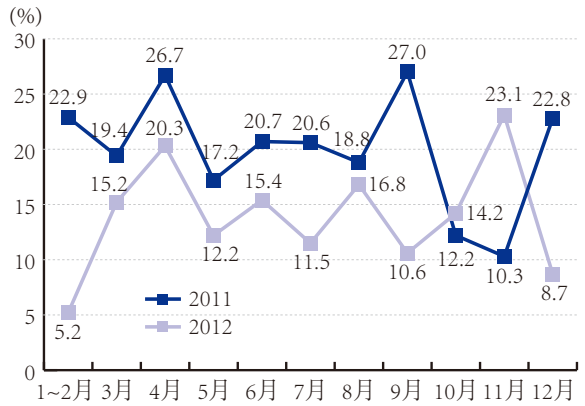

出所：中華全国商業信息中心

こうした中、スポーツの“李寧”や“安踏”、カジュアルの“美特斯邦威”や“森馬”等この数年で急成長し、全土に数千店舗を展開するローカルSPAのサプライチェーンマネジメントが行き詰まり、巨額の在庫を抱え、2012年は減収減益決算が相次いだ。

投資：内陸部も一服

固定資産投資は1～10月で完成総額7,793億元と前年同期比14.6%増、前年同期の36.3%増に比べ伸び率は大幅にダウンした。新規着工件数は1万1,209件で同7.2%減少した。地域別の増減をみると完成総額では中部8省が18.4%増と東部11省（市）の14.9%増を上回っているが、新規着工件数では中部23.3%減、東部0.5%減。沿海部から内陸部への生産拠点移転の動きも、内外需要の伸び悩みのなかで一服状態になった。

企業収益：赤字企業の増大

年商2,000万元以上の繊維製造業（約3万7,400社）の販売収入合計は5兆5,474億元で前年比10.7%増となり、伸び率は前年から15.9ポイント下落した。利潤総額も2,943億元で7.8%増ながら、18ポイント下落。減収減益傾向が鮮明になった。赤字企業比率は29.6%で7.3ポイント上昇。赤字総額も47%増加した。

具体的な問題点と改善要望

日本の繊維産業にとって、中国は輸出、輸入ともに最大の貿易相手国であり、日本企業による中国への直接投資（現地生産）も多い。また中国から見ても日本は最大の輸出先（2000年前後は日本が1位、現在順位は後退したが依然として2.5兆円超の規模）の一つである。この様に相互に最重要パートナーとの認識の下、両国繊維業界は、日本繊維産業連盟と中国紡織工業連合会の業界間国際会議「日中繊維産業発展・協力会議」を2004年から開始させ、相互の産業発展、貿易拡大のための各種情報、意見交換を行っている。

環境保護、省エネを織り込んだ産業政策

昨今の激甚な大気汚染に代表されるように、中国にとって環境問題は喫緊の課題となっている。中国政府も最重点で取り組んでいるが、日本の繊維産業界は世界に先駆けて環境問題に直面した実績があり、長年培った繊維技術や特殊機能を付与した繊維製品は、大気･水環境の保全、浄化に大いに貢献するものである。中国の繊維業界とも各種の情報交換を行っているが、中国政府としても環境対策のために有効な繊維技術・製品が積極的に導入、活用されるような制度作りを要望する。

中国は既に世界最大の繊維生産国であり、繊維産業自体の環境問題への対応も重要である。地球温暖化対応（CO2削減）の観点からの省エネ、リサイクル、非石油由来の各種繊維開発、有害化学物質の排出削減、大気汚染、水質汚濁防止などへの徹底した取り組みが必要である。

知的財産権保護について

知的財産権保護の問題は日中の繊維産業界双方とも重要な課題と認識、2008年末に日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会（現連合会）の間で覚え書きを締結した。知

的財産権侵害の内容は様々であるが、繊維産業において最も多く深刻なのは①商標の冒認登録、②インターネットサイト等での模倣品の横行の2点。冒認登録とは、例えば日本のアパレルの著名商標が、中国の第三者によって中国で登録されてしまい、現地での販売行為に支障を来すもの。模倣品は、日本アパレルのブランドやデザインを無断でコピーした商品であり、そのブランド価値や企業イメージを毀損するもの。現在、覚え書きに基づいてこうした問題の解決・予防策を協議中であるが、中国国内企業、国民への更なる啓発が必要である。今後の日本企業の中国への投資活動を促進する上でも知的財産権保護に関する協力が重要であり、昨年度に引き続き商標登録審査の厳格化、模倣品に対する取り締まり強化を希望する。

自由貿易協定（FTA等）に向けた取り組み

前述の通り日中の繊維貿易は巨大であり、貿易自由化が実現された場合の効果は非常に大きい。貿易自由化、特に関税撤廃は相互の国内産業への影響もあり、その影響について慎重に検討しなければならないが、日本の繊維産業界は、中国からの輸入拡大の脅威よりも、成長する中国市場向けの輸出拡大の機会に期待しており、その意味で昨年11月に合意された日中韓FTA交渉の開始を歓迎するものである。

2010年に従来の日中に韓国を加えて立ち上がった「日中韓繊維産業協力会議」は日中韓FTAに関して業界（民間）ベースで研究を進めることを既に合意しており、今回の政府間交渉開始の合意も受けて相互の繊維産業の発展、貿易・投資の拡大に資するFTAのルール等について意見交換を進めて行く予定である。このように韓国も含めた日中の繊維業界における相互理解は着実に進んでおり、一方でFTAを進めるに当たっての課題も見えてきている。この推進については中国政府としても積極的な支援を希望する。

投資、事業運営に関する障害、各種問題点の是正

－昨年度から引き続き要望する貿易実務面での問題点

・輸出増値税の還付金については、地域により異なるものの概ね入金に半年から一年かかっており、企業経営を圧迫している。一般に諸外国において付加価値税は、輸出の場合原則100％免除が基本であることを考慮すると、本制度は特殊なものであり、少なくとも申告から還付までの期間を短縮して企業負担の軽減を図っていただきたい。

・外貨決済による中国を産地とした三国貿易において、仕入先に対する決済のタイミングを、売り先からの入金確認がない段階でできるよう改善を要望しているが、現状変化はない。中国からの輸出拡大の奨励策として引き続き規制緩和を求める。

－その他引き続き改善を要望する点

・アパレル製品に関する品質表示基準について、依然として商品の下げ札に記載する品質表示基準が不明確で、各省により異なったルールが運用されている。また品質表示は、混率や組成状況および商品品質の分類記載も必要以上に細かく求めているため、遵守する企業は限られている。中国全土での統一基準の制定を要望すると共に、品質表示をより簡素化し、遵守可能なルール運用をしていただきたい。

・品質管理基準については、自社の基準を企業基準として登録できる対象を、生産型企業に限定せず、非生産型企業も対象とするルール改正を引き続き要望したい。また国内販売する商品の品質検査は、CNAS（中国適格評定国家認定委員会）とCMA（中国内販試験検査機関）双方から認定・認証を受ける必要があり、これにより企業はほぼ同内容の監査を2度受け入れなければならない。品質検査機関への認定・認証はCNASとCMAのどちらか片方で済むような改正を要望する。

＜建議＞

① 環境保護、省エネを織り込んだ産業政策が望まれるが、喫緊の課題として環境汚染問題の解決に貢献する繊維製品・技術の導入強化を希望する。

② 知的財産保護について、引き続き商標登録審査の厳格化、模倣品に対する取り締まり強化を希望する。

③ 自由貿易（FTA等）に向けた取り組みに関し、中国政府としての積極的な支援を希望する。

④ 輸出増値税の還付のタイミングについて、期間を数カ月程度にまで短縮するよう希望する。

⑤ 外貨取引における仕入先への決済時期の改善を引き続き希望する。

⑥ アパレル製品の品質表示法に関しては、全国統一かつ簡略化してルール遵守可能な法律の運用を希望する。

⑦ 品質管理基準について、生産型企業以外でも自社基準を適用できるよう、また品質検査機関への認定・認証はCNASまたはCMAいずれかとするよう希望する。

2．化学工業

2012年の中国の石油・化学工業市場は欧州債務危機をはじめとした外部要因に加え国内需要も盛り上がりを欠いたが、GDP成長率が7四半期連続での鈍化となった第3四半期を底に、第4四半期に入り回復傾向を強めた。2013年は都市化の進展、生活水準の向上、工業化の加速等に代表される内需拡大に支えられて、エチレン換算で対前年比9%程度の需要拡大が見込まれている。原油消費量は初めて5億トンを突破すると予測されている。

輸入原油依存度が更に拡大

原油需要は高い経済成長に支えられ、第12次五カ年計画（2011～15年）期間中においても年率5％程度の需要拡大が見込まれている。これにより、中国の原油輸入依存度は2012年の56％から2015年には64％程度まで上昇すると予想される。これにナフサ、軽油等の石油製品純輸入を含めて考えると輸入依存度は更に上がる。中国の拡大する原油・石油製品需要が世界の原油需給動向に引き続き影響を与え、原油価格は今後も高値に推移する見込みである。エネルギー消費の拡大が続く中、中国資本による海外での資源確保の動きや非従来型エネルギーの開発、実用化に向けた動きも活発化している。12年3月に公表された「シェールガス発展計画（11～15年）」では、15年目標として生産量65億立法メートルが掲げられている。採掘権入札、政府による補助政策、探索・開発の国家モデルプロジェクトの立ち上げ等、多面的施策を通じた資源利用の本格化が進んでいる。

表1：原油消費推移　（単位：億トン）

	2010年	2011年	2012年	2013年（推定）
原油生産量	2.03	2.04	2.07	2.10
純輸入量	2.36	2.51	2.71	3.04
消費	4.39	4.55	4.78	5.14
輸入依存度 (%)	54	55	56	59

出典：中国国家統計局、中国通関統計、国家発展改革委員会、各種報道資料

エチレンは国内生産減少、プロピレンは自給率拡大

化学品の基礎原料であるエチレン生産は2012年1,487万トンとなり、前年比約2.5％減となった。エチレン生産量が前年比マイナスとなるのは4年ぶり。12年の中国のエチレン生産は2ケタ成長を遂げた10～11年の状況から一転し、単月実績が3月から8月まで6カ月連続で前年割れとなるなど伸び悩んだが、12月単月に最高の133万トンを記録するなど回復基調を見せている。2013年には新たに中国石油系列の大慶石化（60万トン増設）、撫順石化（80万トン）、四川石化（80万トン）が本格稼動を始める見込み。

表2：エチレン生産推移　（単位：万トン）

	2010年	2011年	2012年	2013年（推定）
C2生産量	1,419	1,528	1,487	1,500
C2換算需要量	2,960	3,200	3,216	3,200
自給率（%）	48	48	46	47

出典：CPCIF統計、中国国家統計局、中国工業・情報化部計画、国家発展改革委員会

一方、プロピレンの2012年生産量は1,432万トンと前年比約9％増となった。今後の生産構成はエチレン系、リファイナリー系に加えて、石炭由来のMTOプロセスからのプロピレンが大きな役割を占めることが期待されているが、先の環境保護省による中国神華能源MTO事業の生産停止命令の例のように今後は環境面との両立が課題として残る。更に民営企業を中心とするプロパン脱水素法（PDH法）のプロピレン投資計画が江蘇省、浙江省等で相次いで発表されている。第12次五カ年計画期間中に8社約500～700万トンが計画されており、これらが認可・稼動すると中国のプロピレン自給率は2012年の64%から2015年には80%近くまで向上する見込みである。これによりプロピレン及びプロピレン系誘導品の輸入動向、とりわけプロピレンを輸出している韓国、台湾及び日本の需給バランスとエチレン稼動に大きな影響を与えることが予想される。

表3：プロピレン生産推移　（単位：万トン）

	2010年	2011年	2012年	2013年（推定）
C3生産量	1,195	1,320	1,432	1,700
C3輸入量	152	176	215	210
C3換算需要量	2,150	2,300	2,245	2,425
自給率（%）	56	57	64	70

出典：CPCIF統計、通関統計、中国工業・情報化部計画

誘導品輸入はパラキシレンを除き頭打ち

オレフィン誘導品の2012年輸入量はポリエチレン（PE）が前年比6%増の789万トン、ポリプロピレン（PP）が同3.5％増の391万トンとなった。輸入品では中東勢の存在感が高まっており、2012年は輸入量に占める中東品の割合が高密度ポリエチレンでは5割に達した。一方、ポリエステル原料のテレフタル酸(PTA)輸入量は2012年は前年比18％減の537万トンとなり、国内自給率が一段と拡大した。

2013年は国内のPTA新増設が相次ぎ、輸入PTAは昨年実績の半分程度に減少し、韓国、ASEANのPTAメーカーの稼動に大きな影響を与えると考えられる。PTA原料であるパラキシレン(PX)輸入量は2012年、前年比26%増の629万トンと大幅な増加基調を継いだ。PX原料はガソリン留分でもあり、自動車普及の更なる拡大を背景にガソリン需要が今後も堅調であることからガソリン基材に投入されること、またPX新増設には大きな投資が必要であること、さらに2012年秋には寧波（浙江省）での住民運動を受け計画が撤回されるなど中国国内での投資自体が難しい状況にあることから、ポリエステル需要の堅調とあいまって今後もPXの輸入は拡大基調となることが見込まれる。

化学工業分野における具体的な問題点と改善要望

危険化学品管理について

改正「危険化学品安全管理条例」が2011年12月1日に施行され、2013年4月現在までに多くの実施細則と関連法規が公表または施行されているが、実際には法規制の管理対象となる危険化学品リストが未だ公表されていない等により、企業にとって具体的な法令対応ができる環境が整っていない状況にある。

新たな対応が必要となる登記及び許可取得について、国家安全生産監督管理総局(安監総局)により「危険化学品登記管理弁法(2012/8/1施行)」、「危険化学品経営許可証管理弁法(2012/9/1施行)」及び「危険化学品安全使用許可証管理弁法(2013/5/1施行)」の3つが、環境保護部により「危険化学品環境管理登記弁法(2013/3/1施行)」が施行された。この4つの弁法では、今回改訂される危険化学品リストに基づき、生産、使用、販売、輸出入における各種登記や許可取得が要求されているが、改訂危険化学品リストの対象物質数は、現行の3,800品目から大幅に増加されると予想されている。過剰に対象物質を増やすことは、サプライチェーンに繋がる中国の多くの産業活動に支障をきたすこととなる為、欧米や日本等における管理対象項目を参考に、危険化学品リストの対象物質をその取扱いや環境影響の安全管理面から必要とされる合理的な数に抑えることが必要である。

また、各種登記手続き開始時期が未だ明確になっておらず、登記の猶予期間についても「危険化学品登記管理弁法」及び「危険化学品経営許可証管理弁法」では設定がされていない。上記4つの弁法により、既に生産、使用、販売、輸出入している多くの物質について新たな登記や許可取得が必要となるが、企業が営業活動に支障なく確実に登記できるよう、登記開始時期の前広な通知と十分な移行措置期間の設定が必要である。

2012年12月、安監総局より「化学品物理危険性の鑑定分類管理弁法」の意見募集案が公表された。この中で、物理危険性が不明な化学品及び改訂危険化学品リスト収載の物理危険性がある物質を含む混合物等について、危険化学品の判定基準が公表されていない為、多くの危険化学品リスト以外の物質については企業自らが鑑定できず、政府指定の機関での鑑定が必要となり、企業は試験のために多大な時間とコスト負担を強いられる事に加え、関連する産業にも様々な影響を及ぼすものと考えられる。当局は企業より意見を聴取した上で危険化学品の判定基準を公表し、企業自らが危険化学品リスト以外の物質についての判定ができるようにすることが合理的である。また、危険化学品リスト収載物質についても、取扱量が少量の化学品については円滑な商行為のために、一定数量以下について登記を免除する規定を設定することが合理的である。

2012年2月、国家品質監督検疫検査総局より「輸出入危険化学品及び包装への検査管理についての通知」が施行され、危険化学品目録(2002年版)に掲載されている3800種類余りの化学品を対象として輸入検査が強化された。当該通知では、HSコードに従って検査を要求すると規定されているが、税関によっては、中国で危険化学品ではない物質がＧＨＳ分類・表示されている場合、輸入通関時に危険化学品と間違われ、通関できないトラブルが多数発生した。危険化学品とGHS分類されたラベル製品とで管理を混同させないよう、税関及び関係部署を含め事前のアナウンス、説明会の開催による周知徹底が必要である。また、地方政府及び中国企業を含め、危険化学品の関係者の教育の一環として、GHS標示の説明、解説の機会を設定することにより、GHSの全国的な普及活動をより強く推進する事が望まれる。

危険化学品は国際的にも貯蔵・輸送に関して厳しく管理されており、中国でも同様である。しかしながら、貯蔵・輸送における当局に対する手続きが非常に煩雑である。例えば国内輸送の場合には「地方運輸管理条例」に従い輸送しているが、上海のような地方規章が各省で次々と公布/施行されると、複数省にまたがる輸送では各省毎の手続きが必要とな

り、円滑な物流の支障となる。特に規制が厳しい劇毒品の輸送では通常手続き以上の時間を要し生産・調達に支障をきたす場合もある。また輸出においても、出荷する空港・港湾毎に規定が異なっている為、各場所の規定に即した書類をそれぞれ作成し提出する必要があるなど、スムーズな経済活動の支障となっている。国内外の輸送について、地域毎や空港・港湾毎の規定を統一化することで、煩雑な書類作成や手続きを合理化することが望まれる。また、危険化学品、特に劇毒品の輸送手続きに関して手続きの簡素化が必要である。

更に、今回施行された「危険化学品登記管理弁法」に基づく危険化学品の輸入登記手続きにおいて、中国の輸入者が国外製造業者により製造された混合物の情報を入力する必要があるが、それが一般には公表されないノウハウであったり、従って敢えて特許で権利化しない組成情報である場合は、輸入者が本項の情報を入手できなければ結局は中国への輸入障害となる。よって、輸入登記手続きにおける企業秘密保護に配慮した施策の実施が必要である。

新規化学物質登記について

「改正新規化学物質環境管理弁法」が2010年10月15日より施行されたが、生分解性試験、魚毒試験及び蚯蚓急毒試験の3つの生態毒性試験については、中国の生物により国内施設で実施した試験データしか認められていない。国際整合性の観点から、国際ガイドラインに従い取得した毒性データの受け入れ等の要望を、各方面から既に提出しているが、未だ実現されていない為、引き続き、外国で取得された然るべき根拠のある試験データの採用を要望したい。また、生態毒性試験を実施できる環境保護部指定のラボは現在10カ所しかなく、試験依頼数に対して処理能力が不足しており、数カ月の順番待ちや試験品質に影響を与えている。これは企業が新たな事業展開をする上で遅滞要因となっている為、試験従事者の育成、試験設備の充実及び拡充による処理能力の向上を試験機関により強く働きかけるとともに、指定試験機関数の増加をめざした施策が求められる。

「改正新規化学物質環境管理弁法」に基づく申請手続きにおいて、弁法では審査期間は2カ月と規定されているが、実際には、簡易申告にて資料の追加要請や修正が無いにもかかわらず、審査が弁法で規定されている期間内に終わらないケースが散見される。登記センターの人員増や審議会頻度の見直し等により規定の2カ月以内で終了するよう改善が望まれる。また、2012年1月より簡易申告の電子化申請が開始されたが、電子化申請と捺印した書類提出を同時に求められている為、行政から修正指示があった場合、捺印書類も含め全て再提出となり認可までに必要以上の時間と手間を要している。捺印された書類の提出を電子化での審査完了時に行う等、手続きの簡素化が求められる。

更に、簡易申告と科学研究届出において、現在は少量取り扱いに対する申告免除規定がないが、申請の効率化と円滑な経済活動を推進する目的で、欧米や日本における一定数量以下での免除規定と同様に、少量の場合は申告を免除することが合理的である。

工場新設、改造、能増の禁止等の法規制や行政指導について

日本企業としては、日々強まる環境規制を順守し対応しているが、ある地域で突然かつ技術の如何に係らず、一律的に工場新設、改造、能増プロジェクトの禁止等の法規制や行政指導が公表される動きがある事は、中国のあらゆる産業のサプライチェーンの根幹を支える化学工業の基盤を揺るがし、中国の多くの産業活動に大きな支障をきたす事を懸念する。

省エネ・環境保護について

第12次五カ年計画(2011～2015年)では、環境汚染物質の対象が増え、二酸化炭素排出削減、GDP当りのエネルギー消費量の削減も含めた削減目標値が設定され、地方によってはさらに厳しい目標値が設定された。前期の五カ年計画(2006～2010年)では、環境汚染物質排出削減目標、省エネ削減目標を達成するために、中央政府から厳しい削減目標量が地方へ割り振られ、各地方では各地域、更には各工場に一律に設定され、その達成が強要されたケースが発生している。

今後の削減目標管理においては、環境汚染対策、省エネ対策を既に講じてきた企業が報われるよう、法定基準の順守実績も考慮した合理的な目標の設定と、状況に応じたきめ細かい対策が必要である。

また、昨今の深刻な大気汚染問題等により、今後更なる環境規制の強化が予定されているが、企業が適切に対処できるよう、省エネ・環境関連政策・法律の関連実施細則の整備や解釈の明確化、規制に関する問い合せ窓口を設置すると共に、規制等を遵守しない企業については、取り締まり及び罰則の強化が必要である。

＜建議＞

化学品は、あらゆる産業の素材として幅広く使用されており、化学品が繋がるサプライチェーンはあらゆる産業分野に関連している。従って、化学品管理（新規化学物質登録及び危険化学品登録・許可）について、実際の実行に際し、十分な猶予期間を取り、同時に判定基準の明確化や、他国データを採用することにより、遅滞なく手続を行うことがサプライチェーンに繋がる中国の多くの産業の為に不可欠である。また、危険化学品の輸送に関する地域別規制などを無くすことも同様である。

1．危険化学品関連

1）適切な数の対象物質

改正「危険化学品安全管理条例」が2011年12月1日に施行され、2013年4月現在多くの実施細則と関連法規が施行されているが、改訂危険化学品リストの対象物質数は、現行の3,800品目から大幅に増加されると予想されている。過剰に対象物質を増やすことは、サプライチェーンに繋がる中国の多くの産業活動に支障をきたすこととなる為、欧米や日本等における管理対象項目を参考に、危険化学品リストの対象物質を、その取扱いや環境影響の安全管理面から必要とされる合理的な数に抑えることを要望する。

2）猶予期間

危険化学品登記については、登記手続き開始時期が未だ明確になっていない。登記開始時期の前広な通知を要望する。また、登記の猶予期間についても、「危険化学品登記管理弁法」及び「危険化学品経営許可証管理弁法」では設定がされていない。企業が営業活動に支障なく確実に登記できるよう、十分な移行措置期間の設定を要望する。

3）判定基準の公表

危険化学品の判定基準が公表されていない為、多くの危険化学品リスト以外の物質については企業自らが鑑定できず、政府指定の機関での鑑定が必要となり、企業は試験のための多大な時間とコスト負担を強いられる事に加え、関連する産業にもさまざまな影響を及ぼすものと考えられる。当局は企業より意見を聴取した上で危険化学品の判定基準を公表し、企業自らが危険化学品リスト以外の物質についての判定ができるようにすることを要望する。

4）免除規定の設定

輸入・生産における危険化学品登記において、取扱量が少量の化学品については円滑な商行為のために、一定数量（例；年間1,000kg）以下について登記を免除する規定の設定を要望する。

5）手続関連

①GHS分類との混同トラブルの回避

中国で危険化学品ではない物質がGHS分類・表示されている場合、輸入通関時に危険化学品と間違われ、通関できないトラブルが多数発生した。危険化学品とGHS分類されたラベル製品とで管理を混同させないよう、税関及び関係部署を含め事前のアナウンス、説明会の開催による周知徹底を要望する。

②輸送に関する規制緩和

上海のような地方規章が各省で次々と公布/施行されると、複数省にまたがる輸送では各省毎の手続きが必要となり、円滑な物流の支障となる。国内外の輸送について、地域毎や空港・港湾毎の規定を統一化することで、煩雑な書類作成や手続きを合理化することを要望する。また、危険化学品、特に劇毒品の輸送手続きに関して、手続きの簡素化も要望する。

③企業秘密の保護

中国の輸入事業者が国外製造業者により製造された混合物の情報を入力する際には、それが一般には公表されないノウハウであったり、従って敢えて特許で権利化しない組成情報であるため、輸入者が本項の情報入手できなければ、結局は中国への輸入障害となる。対応策として

- 輸入者にノウハウを開示したくない場合、第三者（権利者）による登録を認める
- また、登録データへの第三者によるアクセス権を設定する場合には、項目によっては登録者による「営業秘密」特定制度を設け、開示を制限できる仕組みを設けるなど

「企業秘密保護」への配慮をする施策の実施を要望する。

2．新規化学物質関連

1）他国試験データの採用

新規化学物質環境管理弁法が2010年10月15日に施行されたが、一部の生態毒性試験については、中国の生物により国内施設で実施した試験データしか認められていない。国際整合性の観点から、生態毒性に関する外国で取得された然るべき根拠のある試験データ（海外のGLPラボの試験報告書）を採用することを要望する。

2）試験機関の数を増やす

中国で実施する生態毒性試験が実施可能なラボは現在10カ所しかなく、試験依頼数に対して処理能力が不足しており、数カ月の順番待ちや試験品質に影響を与えている。試験従事者の育成、試験設備の充実及び拡充による処理能力の向上を試験機関により強く働きかけるとともに、指定試験機関数の増加をめざした施策を要望する。

3）少量申告の免除

簡易申告と科学研究届出において現在は数量規定がないが、申告に係る時間と効果に鑑み、円滑な経済活動を推進する為、欧米や日本における一定数量以下での免除規定と同様に、少量の場合、申告を免除する規定の設定を要望する。（免除の例；EUは年間10kg以下、日本は年間100kg以下）

4）審査体制の改善

簡易申告にて、資料の追加要請や修正が無いにもかかわらず、審査が弁法で規定されている期間内に終わらないケースが散見される。登記センターの人員増や審査会頻度の見直しにより規定の2カ月以内で終了するよう改善を要望する。

5）申請手続関連

① ガイドラインの早期公布

常規申告で要求されるリスク評価に関して、標準やガイドラインの意見募集は一昨年に実施されたものの、未だ公布されていないので、早期の公布を要望する。

② 手続きの簡素化（簡易申告）

簡易申告における電子化申請時に、捺印した書類提出を同時に求められている為、行政から修正指示があった場合、捺印書類も含め全て再提出となり認可までに必要以上の時間と手間を要している。捺印された書類の提出を電子化での申請完了時に行うよう、手続きの簡素化を要望する。

3．工場新設、改造、能増の禁止等の法規制や行政指導について

日本企業としては、日々強まる環境規制を順守し対応しているが、ある地域で突然かつ技術の如何に係らず、一律的に工場新設、改造、能増プロジェクトの禁止等の法規制や行政指導が公表される動きがある事は、中国のあらゆる産業のサプライチェーンの根幹を支える化学工業の基盤を揺るがし、中国の多くの産業活動に大きな支障をきたす恐れがある。法規制改正や行政指導の検討、公表については、各企業の環境基準への対応実績を反映させ、きめ細やかな対応をお願いしたい。

4．その他

1）GHSの普及教育

地方政府及び中国企業を含め、危険化学品の関係者の教育の一環として、GHS標示の説明、解説の機会を設定することにより、GHSの全国的な普及活動をより強く推進する事を要望する。

2）省エネ・環境保護

第12次五カ年計画では、省エネ削減の実績のあるなしに拘らず、目標が一律に設定されている。今まで環境汚染対策、省エネ対策を既に講じてきた企業が報われるよう、法定基準の順守実績も考慮した合理的な目標の設定と状況に応じたきめ細かい対策を要望する。

3）ルールと窓口の明確化、罰則強化

省エネ・環境関連政策・法律の関連実施細則の整備や解釈の明確化、規制に関する問い合せ窓口の明確化を要望する。また規制等を遵守しない企業に対する取り締まりの強化と罰則強化の徹底を要望する。

3．医薬品

制度未整備・制度改革に伴う矛盾・不合理の克服

社会の近代化、国民所得の向上を背景として、「医薬品・食品の安全」への社会の関心が高まり、医療サービスへのニーズが増大しているなか、医療サービス体制の未整備による「看病難、看病貴」問題が未だ存在している。また、「以薬養医」（薬をもって医を養う）と言われる薬価差益に頼った病院経営の現状も医薬品の適正使用を阻害する要因として未だ存在している。医薬品の許認可、管理体制においてもグローバル基準に合わせた運用が求められている。

医療衛生改革

2009年より医療衛生改革が実施され、①基本医療保障制度の整備推進強化、②国家基本薬物制度の基礎確立、③基層医療衛生サービス体制の整備、④基本公共衛生サービスの段階的な均等化の推進、⑤公立病院改革の試験的実施の主要方針に基づき、薬価制度・医療保険償還制度・医薬品入札制度等の新制度構築、公立病院の効率化、流通再編が実施され、「看病難、看病貴」問題の克服が目指されている。

中国社会科学院が2012年12月に発表した「公共サービスブルーペーパー」には過去3年間で医療改革体系が次第に整い、上記①～④の4つの制度体系が全面的に推進され、また、医療保険カバー率も95％以上となり、基本薬物価格は制度実施前に比べ平均30％の引下げがあったと報告した。

衛生部は2013年1月に医療衛生改革の重点（医療衛生体制改革の深化）を公布し、以下に示す今後の「5領域の総合改革」を打ち出した。

①医療改革において、サービスの構造を調整し、効率を高める。2015年には非公立医療機構のベッド数を全体の20%以上占めるよう目指していく。

②医療保険改革において、支払い制度改革の推進を加速する。

③医薬改革において、医薬品入札購買制度の推進と改善を強化する。

④予防重視の衛生方針を全面的に実施し、慢性非伝染病の急速な上昇を抑える。

⑤積極的且つ慎重に衛生監督管理体制の改革を推進する。

日本企業が直面する問題点

日本の医薬品企業は多くの革新的で有用性が高い医薬品を中国の患者に提供してきており、また、中国の改革開放に伴い、多くの日本医薬品企業が積極的に中国に投資してきた。日本工業製薬協会が2013年3月に発表した日本医薬品業界売上げトップ15社の内の14社が中国において、研究開発・生産・販売又は投資会社を設立し、中国の医療・人々の福祉に積極的に貢献している。

以下の表に示されるように、日本の医療制度は世界的にも効率が高いことで知られ、官民双方が国民に満足度の高い医療サービスの提供と医薬品産業の振興の両立を積極的に図ってきている。また、官民訪中などの活動を通じて、日本の経験が中国の医療改革に役立つよう積極的に交流活動を行ってきている。

項目	日本の状況
医療保険のカバー率（1961 年から）	100%（国民皆保険）
高齢者比率（2012 年）	23.6%
総医療費の対 GDP 比（2009 年）	8.5%（世界 24 位）
製薬業界の納税額（2009 年度）	1 位
ICH 準用状況	強制
承認・薬価・償還監督機関数	1（厚生労働省）

中国で活動し、中国の医療に日々貢献している日本医薬品企業も以下の諸問題に直面しており、中国政府に改善を希望する。

法規作成・改正時の実施細則の作成と周知徹底、日系企業との対話実施

中国当局は、医療改革を推進するなかで各種法規・ガイドラインの作成・整備を進めているが、その運用に当たっては実施細則の作成と周知徹底が望まれる。

また、日中間の政府・民間レベルでの対話は定期的・不定期的なものを含め実施されており、中国関係当局も日本との対話に前向きである。しかしながら、中国の法規作成・改正における意見聴取の局面においては、日系製薬企業との対話が実施されていないため、日系企業の意見が十分に反映できていない状況にある。

新薬開発における審査・許認可制度の改善

新薬開発は、現在多数の症例での検討が必要となっており、複数の国家・地域で同じ臨床試験を同時に実施することが一般的になっている。多くの人口を有する中国は開発拠点としても医薬品市場としても世界の注目を集めており、中国当局の規制・運用基準のグローバル化を進めているが、未だ改善余地が数多く残っている。CDEが今年に発表した「中

国医薬品審査報告」によれば、国外既承認国内未承認薬剤の検証性試験の審査開始までの待ち時間は15カ月であり、前年に比較して、更に延びている。

これら課題に対して、SFDAは2013年2月に「医薬品の審査・承認制度の改革を深化させ、イノベーションを一段と奨励することに関する意見」を発表し、医薬品の審査・承認制度の改革を進めて医薬品の審査・承認ペースを速めると同時に、子供用医薬品の開発を奨励するとの方針を明らかにした。この方針に基づき、早期の関連法規制の整備が望まれる。

価格秩序の回復

乱用によって深刻な健康被害をもたらす医薬品については、処方が利益を生み出さない制度導入が必須であり、流通・病院におけるマージンは必要最低限に留めるべきである。中国当局も流通・病院マージンの圧縮を進めているが、複雑かつ不透明な薬価・実勢価格の決定プロセス、不透明な保険償還リストへの収載基準によって同一の医薬品価格が各地で異なる状態になっている。また、品質を薬価に反映させる評価基準が脆弱なため、世界に流通しているオリジナル品と海外では受け入れられない基準で製造・管理されている国内製造模倣品の価格差を問題視し、オリジナル品の価格を引き下げようとする動きも顕在化している。品質の格差問題が是正できていない中で、価格引き下げのみを目指す現在の薬価・入札制度では、真面目に安全で信頼できる医薬品を製造（輸入）・供給しようとする企業努力に応えることはできず、健全な国内企業の育成もおぼつかない状況にある。

販売業許可制度 (Marketing Authorization Holder=MAH)の導入

今日、医薬品製造は、国境を跨いだ委託生産が広く行われており、日本を含む主要国は全て販売業許可制度を導入済である。中国においては未だ国内製造を前提とした製造販売許可制度を続けているため、グローバル基準に沿って販売業許可制度の導入が望まれる。

安全で信頼できる医薬品の供給

医薬品の安全性と品質は製造基準（GMP）のみならず、長期安定性、製品の流通管理、副作用情報をはじめとする安全性情報の収集・提供などによって担保される。2013年2月には、「医薬品経営品質管理規範」（GSP）が公布され、流通面において医薬品企業の資質向上、経営行為の規範化、品質安全保障に対しての役割を果たすよう求められている。しかしながら、中国における規制・監視の対象は、品質管理基準（GMP）改正、医薬品製造原料・副原料に対する規制（DMF制度）導入、医薬品製造所並びに市場での監視強化といった初期段階に留まっている。また、中国当局が取り組んでいる法規制定・改正も、当局に経験と人材が不足している現状での実施は、種々の不合理な問題を生み出しており、また運用面においても承認審査の遅れが恒常化しており、製品の安定供給に支障を来している。

商業収賄

政府は医療改革の中で広く国民に平等の医療を提供するために、不当、過度な医療費の監視抑制の一環として、これまで数々の商業賄賂撲滅のための規則や通知を公布して、取り組みをしている。今後とも強く取締りを実施することを希望している。

＜建議＞

新薬を一日も早く中国国民に供給すること、安全で高品質の医薬品を中国国民に供給することを願い、以下の改善について提言したい。

① 法規作成・改正時の実施細則の作成と周知徹底を希望し、日系企業との対話実施として以下を要望したい。
   a. 日本商会を日系企業との対話窓口としてほしい。

② 新薬開発における審査・許認可制度の改善を要望したい。
   a. 臨床試験実施に関する障害軽減に関し、以下を要望したい。
      1) 臨床試験許可までの期間の大幅な短縮を要望したい。
      2) CFDA・CDE申請前相談制度の充実を要望したい。
      3) 薬品審評中心審査における申請者との対話実施による事務手続き時間の短縮を要望したい。
      4) 輸入薬登録薬検の制度の充実、及び審査との連携の強化を要望したい。
      5) 申請者向け薬品審評中心の研修やガイドラインの充実を要望し、疑問の多い問題に対する当局対応事例を含めたHP上での公開を要望したい。

6) 検体の海外輸送規制のルール化及び簡素化を要望したい。

7) オーファドラッグ・小児適応医薬品等の開発に関する指針の提示を要望したい。

8) 審査過程において、多くの品目で共通し、発現する問題点と対応事例をHP上に公開して頂きたい。

b. 申請資料要件のグローバル化に関し、以下を要望したい。

1) 申請書類の簡素化と英語資料の受け入れによる中国語翻訳負担の軽減を要望したい。

③ 医薬品製造業の発展を念頭に、薬価算定並びに保険償還リスト収載手続きを図って頂き、その透明化を要望したい。

a. 最高銷售価が入札価格に反映する制度導入を要望したい。

b. 適正な薬価算定制度の確立に以下を要望したい。

・新薬創出時の研究開発費を薬価への反映を要望したい。

・安全な医薬品を供給するためのコストを薬価に盛り込みべく、薬価算定において、特許品・特許切れ品にかかわらず「品質」の確保のために必要不可欠な開発費用や市販後調査、安全性情報の収集・分析に要しているコストを薬価に反映させる制度の確立を要望したい。

・開発や品質に十分に投資できていないジェネリック品の価格をベースにオリジナル薬の薬価算定に用いないことを要望したい。

c. 保険償還目録改訂間隔の短縮を要望したい。

d. 保険償還目録収載品目選定過程の透明化を要望したい。

e. 保険償還目録公布後に修正を要する箇所が発見された際の改善システムの導入を要望したい。

④ 販売業許可制度(MAH制度)の導入を要望したい。

⑤ 安全で信頼できる医薬品の供給促進に関し、以下を要望したい。

a. 医薬品、原体の品質向上への継続努力を要望したい。

b. 医薬品輸入許可更新の時間厳守と許可内容の速やかな通知を要望したい。

c. 安全供給を図るため、1製品複数製造供給が可能になることを要望したい。

⑥ 実勢価格を決定する集中入札制度運営方法の透明化と統一を要望したい。

a. 医薬品集中入札の改善と定期実施を要望したい。

b. 政府定価品目の入札ルールの確認を要望したい。

c. 医薬品の「品質」評価の強化を要望したい。

d. 入札方法の統一を要望したい。

⑦ 過剰処方の誘因をなくし、正常な処方の促進による患者利益の最大化を図るべく、医師の処方に対する利益供与への調査、摘発、罰則の強化と徹底、マスコミを使った撲滅キャンペーンの継続実施を要望したい。

4．医療機器

中国の医療機器産業状況

人口13億人を超え、高齢者の割合が増加しつつあり、巨大な医療需要が見込める市場である。2010年の60歳以上の高齢者は既に全人口の13%を超えており、2011年以降も高齢化は進み、60歳以上の人口比率が2040年には全人口の28%に達すると言われている。

近年、医療保険をはじめとする様々な医療制度改革、高齢化の進展、人間ドックや家庭での健康管理への関心の高まりなどが追い風となり、医療関連サービスに対する需要が拡大し、医療機器市場も急速に成長している。中国の医療機器市場は2000年から2010年にかけて年平均28.5%増と、世界の平均8%増をはるかに上回るペースで拡大し、2010年には1,200億元に達した(中国医療機器産業協会）。2015年には2010年の市場規模の2倍になると見込まれている。

大・中規模都市の病院では比較的医療機器が整備されているが、地方中核都市（2、3線都市)、農村部の小規模病院では医療設備が十分配備されていない。

中国の今後の市場では次のような傾向が予想される。

潜在力のある成長市場：ローエンド市場とハイエンド市場が同時に盛況

中国の医療衛生サービスに対する支出のGDP比は4.7%だが、先進国は約10%、米国は16%に達する。いまだに医療サービスや医療機器分野への支出割合が他国に比べて少ない。また、17万5000カ所ある医療機関の大部分の設備は旧式で、更新・買い替えの要望は高く、医療機器市場には大きな潜在力があると考えられる。

今後、政府の財政支援を受け、2、3線中小都市や郷・鎮レベルの地方中小医療機関での医療機器への需要が拡大するとみられる。

中国の医療機器市場では、ミドル・ローエンドが75%を占める一方、ハイエンドは約25%で、欧米諸国よりも低い。また、技術・設備で優れた大病院に患者が集まる傾向が強まり、病院間の設備投資競争もハイエンド製品への購入意欲を高めている。経済発展した大・中規模都市では、今後もハイエンド機器への需要が続くと予想される。

慢性疾患向け診療設備に対するニーズ拡大

高齢化の進展と共に、腫瘍、脳血管疾患、心臓病、糖尿病などの慢性疾患が増加しており、医療サービスや医療機器へのニーズが増大する。中国は糖尿病患者の増加ペースが世界一速い国となっている。

日本企業が直面する問題点

中国当局との対話実施

2011年7月に開催された第4回日中韓薬事関係局長級会合にて、医薬品については、日中韓共同治験ガイドラインについて、日本、中国、韓国の協力のもとに進めることが合意された。しかしながら、中国の法規制定・改正の局面では、日系医療機器企業との対話が実施されていないため、日系企業の意見が十分に反映されていない状況にある。

法制度の周知徹底

中国当局は、医療改革を推進するなかで、法制度の整備を進めているが、その制定と運用にあたっては、製造販売から医療機関にわたって周知徹底が望まれる。

販売業許可制度、修理業許可制度の導入

今日、医療機器の製造は、国境を跨いだ製造工場の稼働やOEM/ODM生産等が広く行われており、日本を含む主要国は全て製造販売業許可制度（Marketing Authorization制度）を導入済である。中国においては未だ国内製造品を前提とした製造販売業許可制度を続けているため、グローバル基準にそった製造販売業許可制度の導入が望まれる。

審査基準の国際整合性

申請書類として提出する製品標準(YZB)に記載した内容への適合性が審査の基準になっている。

製品標準(YZB)では中国独自のGB/YY規格への適合性が求められる。GB/YY規格は国際規格(ISO/IEC)の参照を行いつつあるものの、中国独自の変更が加えられていたり、国際規格の古いバージョンを参照したままの場合がある。そのような場合、他国で既に承認、販売の実績がある医療機器であっても、中国向けだけに追加の適合性評価を実施したり、国際規格の旧バージョンで要求される試験を改めて中国国内で行わなければならなくなっている。

外国試験機関での試験結果の受け入れ

薬事登録プロセスの一部として中国国内での試験検査機関での型式検査が求められる。要求される検査そのものは生物、物理、化学的な試験であり、これらの試験は通常、他国での承認申請の際に既に実施されている場合が多い。しかし、それらの試験結果は受け入れられない場合もあり、中国の試験検査機関で改めて試験を受けなければならないケースも多いが、試験検査機関の試験設備や技術的な問題で数カ月以上の時間を要することがたびたびある。

実機試験の廃止

国際的にも、中国と韓国以外で実機試験を課している国はないことから、廃止による国際整合化を進めて戴きたい。

再登録制度の簡素化と登録期間の延長

再登録までの期間が短く、要求される資料が膨大であるため､医療機器を長期間安定して供給することに多大な労力を要する。また、審査の長期化により登録の期限切れが発生し、良質な医療機器が継続して供給できなくなるというケースも散見される。このことから今後、中国へ供給する製品が限定されるなどの策が講じられる可能性もある。再登録制度の簡素化と登録期間の延長をお願いしたい。

ソフトウエアのバージョン管理

2012年4月28日付「医療機器ソフトウエア登録申請の基本要求」では、ソフトウエアのバージョン情報が要求されている。また、最近の医療機器ソフトウエアについては、SFDA登録証書にもバージョン情報が要求されている。ソフトウエアはバージョンアップが必須のため、SFDA登録証書にバージョンを記載すると頻繁な変更登録が必要となる、市場での空白を避けるため、安全性等に問題なければ、古いバージョンのソフトがそのまま使われることになって問題が大きいため見直しをお願いしたい。その上で、局令16号(34条)に基づく変更申請が不要な範囲であればバージョンアップを認めて戴きたい。

加えて、登録申請時に求められるソフトウェア情報は、コア情報等、他国に比べ極めて詳細であるため、諸外国と同程度の内容に留めて戴きたい。

市場競争のルール作りが不十分

中国の医療機関は長年にわたり、地場企業などと不透明な調達を行ってきた。行政が医療業界の不当な、ルールを無視した商行為を取り締まってきたが、実態としてこれらの慣行は続いている。流通の透明化をより一層進めて戴きたい。また、中国の特許法は1985年に施行されたが、特許の保護は不十分で、外資企業が新製品を発売した直後に、中国企業が類似製品を発売することもある。こうした状況も中国の医療機器市場の発展を阻害し、外資企業の中国における成長にも影響しているので対策をお願いしたい。

＜建議＞

安全で高品質の新しい医療機器を一日も早く中国国民に供給することで、中国の医療発展に貢献することを願い、以下の改善について提言したい。

① 法規策定・改正時の日系企業との対話窓口を日本商会として欲しい。

② 法規策定・改正時の実施細則の作成と周知徹底を要望したい。

③ 販売業許可制度、修理業許可制度の導入を要望したい。

④ 医療機器の審査基準に、GHTF（Global Harmonization Task Force：現IMDRF）ガイダンスで示されている基本要件への適合性評価の受け入れを要望したい。中国独自に適合性評価を改めて実施するのではなく、GHTF創設国(日本、米国、カナダ、EU、豪州)で承認実績がある品目は既に適合性評価が行われているので、それらの国で承認実績がある場合は、中国での適合性評価は簡略化するなどの措置を要望したい。

⑤ 国際規格(ISO/IEC)の最新版を完全な形で受け入れることを要望したい。他国で既に承認、販売の実績がある医療機器は該当規格への適合性は確認されているので、中国での申請もスムーズになり、その医療機器を早期に国民に提供できることにつながる。

⑥ GHTF創設国（日米欧加豪）で承認を受けているクラスⅢまでの輸入医療機器は､承認国での治験結果を提出することで治験免除として欲しい。現在改定草案として発行されている「医療器械登録管理規則草案」食薬監械函[2009]28号第17条では、輸入

製品の登録申請を行う場合、原産地国での販売承認がある医療機器に対して再度臨床試験を必要とするとされているが合理性が認められず、企業への負担が大きい。原産地国での販売承認がある医療機器については臨床試験を免除し、中国外での臨床試験文献や臨床使用実績証明等の受け入れを要望する。

⑦医療機器を実際に試験場に持ち込んで試験を課す実機試験を廃止することを要望したい。廃止が困難であれば、少なくとも他国の承認申請の際に既に実施されている試験については免除する規定を設けることを要望したい。

⑧医療機器について4年毎に再登録を求める制度について、書類・現地試験・審査期間等、新規申請と同等の審査を受けることが求められており、登録番号も都度変更される。また、登録事項の変更は、製品の実質的変更を伴わない場合を除き再登録として扱われる。要求されている水準を国際的なものに合わせ、4年毎の更新を廃止し一部変更手続を採用するなど、再登録制度の抜本的見直しを要望する。

⑨SFDA審査員の増員等を行い、審査期間の短縮に尽力していただきたい。特に更新登録にあたっては、登録の期限切れによって良質な医療機器の安定供給が止まることのないよう、継続供給が可能な制度設計を改めて要望したい。

⑩SFDA審査員の審査レベルの統一、最新科学水準への理解を深めるための育成プログラムを作成して欲しい。

⑪国家食品薬品監督管理局公告第82号（2009年12月26日発行）を廃止し、日本の承認を持たない輸出専用機器（CEマーク品など）の登録が出来るよう要望する。

⑫一部の医療機器はSFDAによる製品登録規制だけでなくCQC認証制度の適用を受け、二重の縛りを受けている。医療機器はCQC認証制度の適用対象外とすることを要望する。

⑬中国では、規制の公布から施行までが即日とか非常に短期間の場合が少なくない。従来規制との変更量にもよるが、6カ月から1年程度の猶予期間（周知期間）を設けて戴きたい。また、パブリックコメントを募集し、十分に期間と取って、広く意見を聞いて欲しい。

⑭地域により異なる通関手続きを統一し簡便化してほしい。

5．化粧品

概況

中国化粧品市場は、規模としては、米国、日本、ブラジルに次いで世界で第4位、成長率ではやや鈍化はあるものの、2011年にはブラジルを抜いて唯一の二ケタ成長を遂げている（図１、表1）。今後もこの成長を継続するポテンシャルは十分にあり、日本のみならず全世界の化粧品企業にとって既に戦略的に非常に重要な市場となっている。

図1：化粧品分野での世界小売市場規模（年次推移）

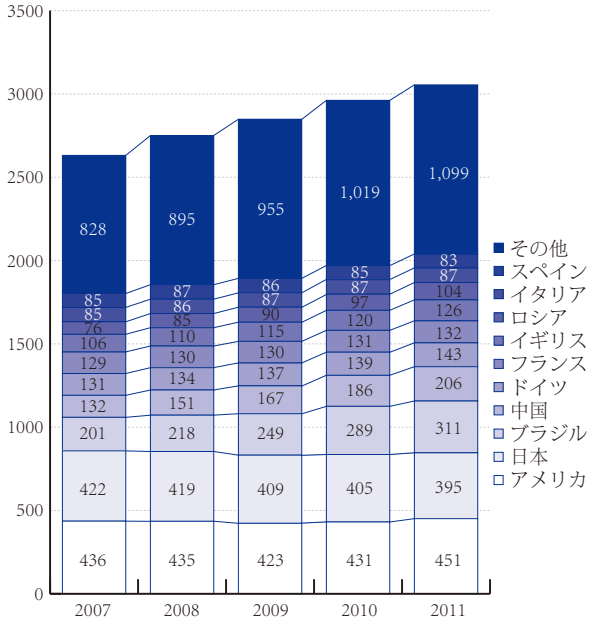

表1：国別成長率の年次推移

売上規模ランキング		2007	2008	2009	2010	2011
1位	アメリカ	+3%	▲0%	▲3%	+2%	+4%
2位	日本	+2%	▲1%	▲2%	▲1%	▲2%
3位	ブラジル	+13%	+9%	+14%	+16%	+8%
4位	中国	+17%	+14%	+11%	+11%	+11%
5位	ドイツ	+3%	+2%	+2%	+2%	+3%
6位	フランス	+2%	+1%	▲1%	+1%	+1%
7位	イギリス	+5%	+4%	+4%	+5%	+5%
8位	ロシア	+14%	+13%	+6%	+7%	+7%
9位	イタリア	+3%	+1%	+0%	+0%	▲0%
10位	スペイン	+6%	+3%	▲2%	▲1%	▲2%
グローバル全体		+6%	+5%	+3%	+5%	+5%

出所：ユーロモニター公表値のColor cosmetics、Deodorant、Fragrances、Hair Care、Skin Care、Sun Care、Sets/Kits、以上7カテゴリーを「化粧品」と捉えて算出

2012年度の回顧と今後の動向

中国国内の化粧品市場は、国民の可処分所得の増加、美容意識の高まりに支えられ、既に内陸部の地方都市圏に拡大しており、成長の原動力も沿岸部の主要な大都市圏からシフトしつつある。

化粧品販売チャネル別の売上構成とその成長率（表2）を見ると、全体としてはチャネルの多様化がますます進んでいる。大都市圏の主力チャネルである百貨店、大規模販売チャネルであるハイパーマーケットについては、成長は継続しているものの構成比としては低下してきている。一方で、専門店、薬局、ドラッグ、訪問販売といった小規模販売チャネルは、全体の中で高い成長を示している。これらの現象は、都市圏から地方への市場成長のシフトを裏付けていると考えられる。また、これらの小規模チャネルでは、販売員がお客さまの商品選択をお手伝いすることが多く、これらの成長は、消費者が購入に際し商品に関するより多くの情報を求めていることとも関連があると推察される。

特筆すべきは、ネット販売チャネルの急激な成長である。全体に占める割合はまだ低いものの、他に比べて突出した成長率を見せている。ネットでの商品および情報の検索から、手軽に購入に結びつくことから、インターネットの普及、代金決裁システムの整備に伴い、今後もさらに成長することが予想される。

表2：中国化粧品市場のチャネル別売上構成比と売上年平均成長率（年次推移）

	2007	2008	2009	2010	2011	2008～2011 CAGR（売上）
百貨店	39%	39%	39%	36%	35%	+7%
ハイパーマーケット	19%	19%	19%	20%	19%	+12%
スーパーマーケット	10%	10%	10%	9%	8%	+2%
化粧品専門店	5%	6%	6%	6%	7%	+18%
薬局	2%	2%	2%	2%	2%	+16%
ドラッグ	5%	5%	5%	5%	6%	+13%
cvs	1%	1%	1%	1%	1%	-2%
訪問販売	15%	15%	15%	15%	16%	+15%
テレビ販売	1%	1%	1%	1%	1%	+11%
ネット販売	1%	1%	1%	3%	5%	+107%
その他	2%	2%	2%	2%	2%	+3%
Total	100%	100%	100%	100%	100%	+11%

出所：資生堂

カテゴリー別の売上構成比と伸長率を見ると、急速な市場成長を反映して全てが増加傾向にあることがわかる（表3）。中国化粧品市場の特徴のひとつは、日本と同様にスキンケア化粧品が多くを占めることである。化粧人口の増加すなわち化粧品を使い

始める消費者が増えることが、スキンケアの比率拡大につながっていると考えられる。その中でも、単に肌を洗浄、保護するだけでなく、「美白」や「アンチエイジング」といった効能を持つものを求める傾向が強い。また近年において紫外線の皮膚へのダメージが認知されてきたことから、サンスクリーン製品も売上構成を伸ばしており、その成長率は一般のスキンケア製品を上回っている。

一方、主に都市圏での美容、おしゃれ意識の高まりを反映し、フェーシャルメーキャップ類が平均を超える成長を見せている。一方でネイル製品の売上比率は低く、その成長も平均以下となっているが、これはネイルサロンが普及したことで、自ら購入、使用する消費者があまり増えていないことによるものと考えられる。

表3: 中国化粧品市場の美類別売上構成比と売上年平均成長率（年次推移）

	2007	2008	2009	2010	2011	2008～2011 CAGR（売上）
スキンケア	49%	50%	52%	53%	53%	+13%
サンケア	2%	2%	3%	3%	3%	+14%
フェイシャルメーキャップ	5%	5%	5%	5%	5%	+12%
アイメーキャップ	1%	1%	1%	1%	2%	+11%
リップ	6%	5%	5%	5%	5%	+6%
ネイル	0%	0%	0%	0%	0%	+5%
フレグランス	3%	3%	3%	3%	3%	+9%
ヘアケア	26%	25%	24%	23%	22%	+8%
デオドラント	0%	0%	0%	0%	0%	+11%
セット／キット	6%	6%	6%	6%	7%	+13%
Total	100%	100%	100%	100%	100%	+11%

出所：ユーロモニター

化粧品関連法規の動向

2010年以降国家食品薬品監督管理局（SFDA）は化粧品の安全性管理強化を目的に、管理体制強化及び法規策定を進めている。安全性の管理強化そのものは、消費者の利益にも繋がるものであるが、これらの法規は、他の分野同様、十分な移行期間がない、複数の法文解釈が可能など実効性に欠けるものが散見されるといった問題を抱えており、法規施行後に詳細なガイドラインが追加されることも稀ではない。また、法規を改正することなくその運用、解釈が突然変更されることも多く、企業への負担を強いる結果となっている。

2012年には、「非特殊用途化粧品の分類管理」に関し、意見募集稿が2度にわたって公開された。当初、非特殊用途化粧品のうち安全性リスクが高いものと思われる約13種類の化粧品が、新たなカテゴリー（特殊用途Ⅱ）として、管理される見込みであったが、結果として当面は既存のカテゴリーの中の項目が追加される措置となった。しかしながら、具体的な施行時期については未だ不明である。また、「化粧品衛生規範」の改訂が進められており、「化粧品安全技術規範」への名称変更も含め、意見募集稿が公開されたが、禁用物質の限度量など、未だに明確になっていない部分がある。さらに、「中国で使用できる化粧品原料名称目録」関しても、数回に分けて意見募集稿が公開されている。この目録は中国市場を対象とした国内外の化粧品生産企業にとっては非常に重要な情報となるので、これまでの実績、実態を十分踏まえた上での、早期の整備が望まれる。

2013年3月の全国人民代表会議において、SFDAが「国家食品薬品監督管理総局」（CFDA）となり、食品安全委員会弁公室の職責、食品薬品監督管理局の職責、質量監督検験検疫総局の生産分野における食品安全監督の職責、また工商総局の流通分野での食品安全監督の職責を統合することが発表された。この統合により、化粧品の分野で長年存在した複数の機関による重複管理監督の問題が解決されることが期待されるが、その詳細は本稿執筆時点では未だ明らかになっていない。

＜建議＞

①現在、衛生部（食品薬品監督管理局,SFDA）と国家質量監督検験検疫総局(AQSIQ)は、それぞれ異なる強制的化粧品衛生基準を採用している。また、省級食品薬品監督管理局が化粧品生産企業に対する衛生許可業務を、省級質量技術監督部門が化粧品生産企業の生産許可業務を実施している。これらの重複する二種類の許可への対応は、企業の負担を増加させるものである。

SFDAやAQSIQでは、化粧品剤型毎に各種国家標準（GB）や企業標準（QB）で製品規格を設定しており、市場監督の透明性を高めていることは評価できる。しかしながら、各標準に適合出来ない剤型においては、各社が独自に取得した企業標準があるにも関わらず、QBとの整合性を指摘されるケースがあるなど、中国国内で各種標準が適正に機能しておらず、企業側に負担を

強いている。

国内化粧品産業の広告等には、主として「広告法」、「化粧品広告管理弁法」、「印刷品広告管理弁法」、「反不当競争法」の四つの法規および弁法が適用されている。これらの中には、同一広告行為に対する一部の条項、特に罰則に重複または食い違いがあり、かつ表現が曖昧であるが故に、行政の担当者により解釈も異なり、企業が受ける処罰の差異は非常に大きい。

「化粧品表示ラベル管理規定」および「化粧品表示ラベル説明書表示指南」が、2012年12月21付にてTBT通報（G/TBT/N/CHN/937）された。これらの規定および指南の内容は、AQSIQによる100号局令によって既に定められており、二重規制となっている。このことは、上記TBT通報に対する日本政府からのコメントにも言及されている。

以上の、重複あるいは矛盾した法規、基準、管理体制を統一改革し、市場投入前の速やかな審査認可と公平な市場管理の実現を要望する。

② 化粧品衛生監督部門は、化粧品生産、輸入、販売における規制、管理を強化しており、これらの消費者保護という目的には賛同する。しかしながら、新規制の制定、運用変更にあたっては、施行後に法規制の解釈、企業に対する要求が頻繁に変わることのないよう事前の詳細な検討と、新法規に対応するためのコスト、すなわち消費者の負担を最小限とするよう十分な猶予期間を設けることを要望する。また、登録、許可後の、配合や表示のわずかな変化など製品の安全性および主な効果に影響を及ぼさず、かつ消費者に誤解を与えるおそれのない軽微な変更事項については、審査の簡潔化、迅速化を要望する。

③ 中国内で実績のない化粧品原料（新原料）の管理監督に関し、海外で使用、許可実績のある原料の取り扱い規定、中国での既存使用原料のリストが整備されつつあることは、業界の切実な要望に沿ったものと評価する。しかしながら、特に複合原料の安全性評価、管理方法においては、2011年6月8日付TBT通報（G/TBT/N/CN/821）に対する日本政府のコメント等各方面の要望にも関わらず、依然として日本を含む世界標準とは異なる要求となっている。消費者にとって利益のある新技術、新原料を迅速に中国市場に提供するためにも、化粧品原料に係る国際的な流通や安全管理の実態等を踏まえた、実効性のある詳細な運用ルール（細則等）の早急な整備を強く要望する。

④ 現行の「化粧品衛生規範（2007）版」の中には、化粧品中に不可避的に存在する使用禁止物質の微量残留に関する明確な説明がなく、また一部着色剤原料の規格要求が厳重すぎる。特に不純物の規格要求では実際には試験方法が存在しない、或いは試験方法は存在していても試験を実施できる機関が存在しないものが多数あるなど、不合理かつ非科学的な部分がある。本件は、2012年12月に公開された化粧品安全性技術規範（意見請求稿）においても改善が見られていない。早急な整備を期待する。

⑤ 中国国外で発売されている製品を輸入する場合に、日本語表記に対してSFDAからの審査意見を受けるケースがある。元来、輸入品は国外法規に基づいて製造されたものであり、中国国内用には、中国の法規に適合したラベルなどの貼付けで対処すれば販売上の問題はないと考える。一部の消費者が日本語を理解できることを理由に、日本語を対象に審査不許可を受けることは理解しがたい。日本語を含む外国語に対するSFDA内の審査基準の統一化を要望する。

6．セメント

概況

2012年のセメント産業は、総じて高い建設需要に後押しされた結果、セメント生産数量は、前年比1.5億トン増の21.8億トン（伸び率7.4%）となり、過去最高記録を更新した。しかし政府の固定資産投資抑制政策により成長の鈍化は鮮明となり、2008年以来の低成長にとどまった。

全世界に占める中国の割合についても、他国の需要回復遅れによる低迷、増加数量の規模が中国に追い付かない状況下、過去最高水準の約6割を堅持し、28年間連続首位とその地位を揺るぎないものとしている。

企業統合等業界再編については、2012年段階では一定の成果に止まっているものの、2013年も引き続き企業の集約化が進むと予想され、大企業集団化が図られる見通しである。

中国セメント生産量の推移

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
生産量（百万トン）	1,064	1,235	1,354	1,388	1,617	1,868	2,036	2,180
伸び率（%）	9.7	16.1	9.6	2.5	16.5	15.5	10.4	7.4

出所：数字水泥網

2012年動向及び2013年展望等

2012年は特に西北地域における開発投資、インフラ向け需要が牽引した結果、セメント生産量は前年比1.5億トン増の21.8億トンを記録し、過去最高を更新した。しかしながら伸び率の鈍化は鮮明となり、2008年以来の一ケタ成長に止まった。中国セメント協会では、ここ数年に代表される高成長期から穏やかな低成長期に突入した転換期の一年であった、と総括をしている。

固定資産投資は前年比20.6%増とプラス成長はしているものの、2011年に比べると伸び率は鈍化した。主な原因は上期における鉄道建設、不動産開発の低迷が挙げられる。地区別では、西北及び東北地区に関しては好調を維持したが、その他の地域は減速傾向が顕著となった。

また新規セメント投資額は、前年比6.95%減と二年連続マイナスとなった。西北地区以外はマイナス成長で、特に西南地区では下げ幅が大きかった。

セメント価格についても下落傾向が鮮明となった。国家発展改革委員会によると、大手セメント企業の平均出荷価格は2012年12月に1トン＝347.7元（約5,200円／前月比1.5%安、前年比12%安）。中国セメント協会によると、華東地区の下落幅が最も大きく、年末にかけて販売競争が激化したのが主な原因であると分析している。なお全国平均価格は2013年1月に入っても下落基調が続いている。

図1：グローバルランキング（2011年生産能力比較）

(単位：百万トン)

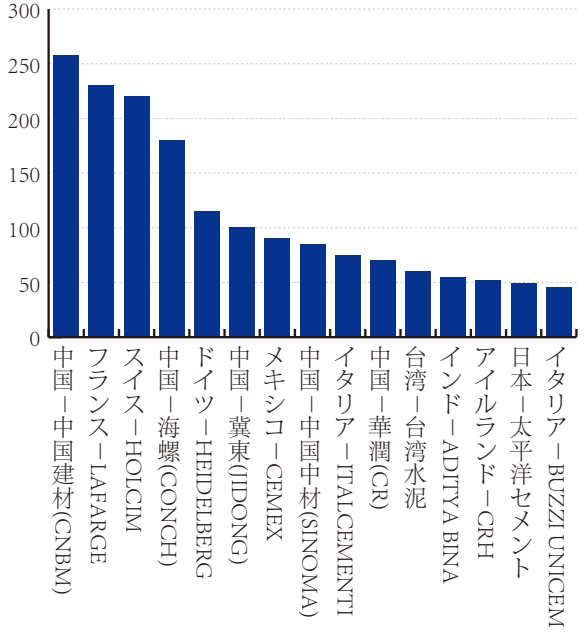

図2：グローバルランキング（2007年生産能力比較）

(単位：百万トン)

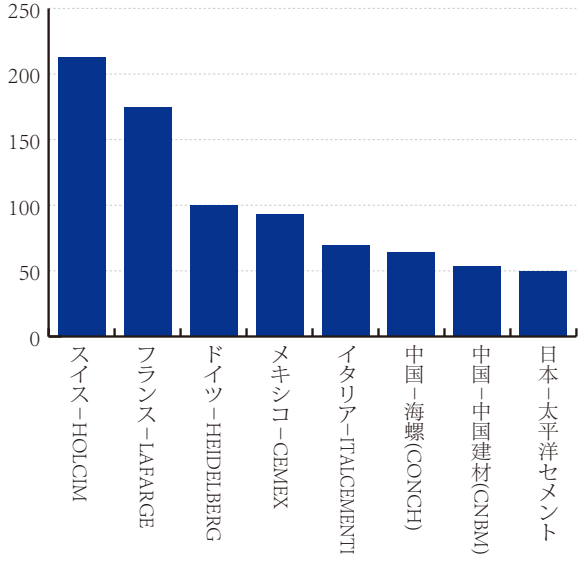

出所：EXANE BNP PARIBAS

2012年の中国国内企業の動向は、集団化の加速が特徴的であり、大企業間の提携が相次いだ。中国建材は海螺との提携を皮切りに、台湾セメントとも戦略的提携を結び、海螺は中材集団とも提携を発表する等大企業による市場統制の動きが顕著となった。

外資企業との比較では、2011年生産能力世界ベスト15企業の中に、トップの中国建材をはじめ、中国企業が5社ランクインしており、同年に企業買収により中国市場で規模を拡大した台湾セメントも存在感を大きく伸ばしている。参考までに4年前(2007年データ(注1))の時点では、「世界市場は欧州メージャーBIG3に集約された」と言われていたが、わずか数年で中国企業が急成長、台頭したこと

で、今後は「中国BIG3＝世界BIG3」の構図で、中国企業を中心に展開されていくと推測出来る。

注1：2007年データを引用したのは、世界のセメント業界における大型M&A、ホルシム社によるリンカー社買収、ハイデルベルグ社によるハンソン社買収が完了し、再編に目途が立った年とされているため

2013年のセメント業界のキーワードは、過剰生産能力の淘汰、合併による集団化が挙げられ、企業の統合集約が一段と進むと予想される。中国セメント協会では、淘汰統合の圧力は、従来からの生産能力過剰の側面に加え、環境規制の側面からも強化されると予想され、資金力、技術力を有する大企業を中心とした企業再編、合併に拍車をかけるであろうとコメントしている。また2012年後半より大手企業間の提携が活発化しており、統合が進めば中国のセメント企業自体、数量（シェア）重視から利益重視する転換が図られると指摘している。これら国内統合の組み合わせにより、結果、世界トップ3の独占等、世界のセメント業界における中国企業のプレゼンスが確立されることになる。

セメント生産量の点では、12次五カ年計画及び十八大（第18回全国人民代表大会）においても強調、明確化されている城鎮化（農村部の都市化）政策の推進に期待が集まっている。国家発展改革委員会によると本政策は、中国経済の成長の動力かつ、内需拡大の潜在能力を有しているとされており、将来的に穏やかな成長を見込めるとしている。これを受けて、中国セメント協会においても2013年の成長を前年比5％程度と見込んでいる。

一般的に「一人当たりのセメント消費量」は先進諸国が辿った通り、臨界点を超えた後、緩やかに下降する。現在の中国の状況は、中国セメント協会分析では、浙江、江蘇、上海、山東等局部的には既に臨界点に達している都市があるとしている一方、中西部地区は今後も発展の余地が見込める事から、中国としての臨界点は3～5年後になるであろうと予想している。本予想からも、ここ数年は穏やかな成長が可能と推測出来る。

2013年の展望通り、短中期的に一定の成長は見込めると予想出来るが、数年前のような爆発的な伸びは難しく、穏やかな成長過程を辿るであろう。

セメント産業の具体的問題点・改善要望

環境設備・省エネ設備導入に関する要望

12次五カ年計画においても、エネルギー政策及び環境問題は中国の最重要課題の一つとなっている。現在、関連政策、規制等の整備が進んでいる模様だが、社会の関心が高まるにつれてそのクリアすべき基準も高水準化しているようである。セメント産業においては、天然資源消費抑制、環境負荷低減は極めて重要な課題であり、資源循環型社会の構築、廃棄物の安全処理等は政府と歩調を合わせ取り組むべき重要事項である。一方、その規制をクリアする為には、多額の設備投資が必要なケースも多々あり、企業努力レベルだけでは解決が難しいケースも少なくない。当該技術、設備の導入実施は、各種課題／問題に対して一定の効果が見込めるため、導入企業に対しては、税制等優遇政策、補助政策の確立を図って欲しい。

各行政部門における批准等事務手続き統一等に関する要望

批准が必要な分野（プロジェクト批准、会社設立、技術導入等）における各行政部門の審査内容及び基準、手続きフロー等の明確化をお願いしたい。承認までの期間等も担当者によりかなり差があり、統一的に扱ってほしい。

また行政機関人員の政策浸透を徹底してほしい。通達に従い、政策変更に伴う変更手続を申請しても、担当者、窓口部門が内容を把握していないケースがあり、手続きの統一化と併せて行政サービスの向上をお願いしたい。

環境規制施行に関する要望

現代社会において、環境規制等が新たに課されるのは致し方ないと判断する。一方、一部の企業においては、既に自主的に環境問題に取り組んでいる企業もある。

今後規制等を実施する際は、既に環境問題に自主的に取り組んでいる企業に不利にならぬよう考慮頂き、「一律何％削減」等の削減率ベースではなく、一定レベル基準以下に抑える等、総量的な枠組み作りをお願いしたい。

＜建議＞

① 資源・エネルギー浪費と環境汚染改善、業界の適正利益追求のため、政策公布通り、継続して過剰地域における新設セメント生産能力の抑制、旧式窯淘汰の例外なき実行をお願いしたい。

② 批准が必要な分野（プロジェクト批准、会社設立、技術導入等）における各行政部門の審査内容及び基準、手続きフロー等の明確化をお願いしたい。また承認までの期間等も担当者によりかなり差があり、統一的に扱ってほしい。

③ 行政機関人員の政策浸透を徹底してほしい。通達に従い、政策変更に伴う変更手続を申請しても、担当者、窓口部門が内容を把握していないケースがある。

④ 行政機関のサービス意識向上をお願いしたい。

⑤ セメント業界では、合併を含む業界再編が進んでいるが、独禁法との整合性が不透明である。基準の明確化と適正な運用をお願いしたい。

7．鉄鋼

中国鉄鋼業の概況

2012年の中国の粗鋼生産量は前年比3.1%増の7.2億トンと、初の7億トン超を記録したが、伸び率は2011年（7.3%増）から縮小し、2000年以降で最低となった。新興国の増産を受け、2012年の世界全体の粗鋼生産量（15.5億トン）は3年連続で過去最高を更新し、うち、中国は46%を占めるに至った。

表1：中国の粗鋼生産量と世界シェア

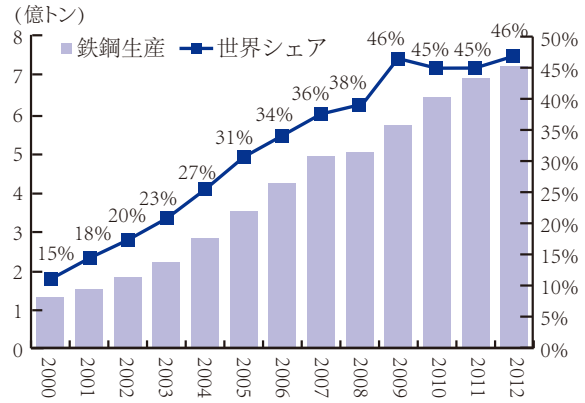

出所：worldsteel ASSOCIATION,中国国家統計局

中国国内の粗鋼生産を行政区（省・市・自治区）別に見ると、生産量最大の河北省は、前年比6.2%、1,000万トン増の1.8億トンと増産が続き、中国全体に占める粗鋼生産量の割合が25%となった。その一方で、上海では大手鉄鋼メーカーの宝山鋼鉄が不採算工場を停止し、生産量を抑制したことで、前年比での減産量は全国で最大となった。

2013年2月、鉄鋼業の管轄官庁である工業・情報化部（以下、工信部）より、2012年における鉄鋼業界の状況分析及び2013年の展望が発表された。同報告のなかで、2013年の粗鋼生産量を7.5億トン程度と予測した。これは鉄鋼業の第12次五カ年計画で示された中国の粗鋼消費量のピークである7.7～8.2億トン（2015年～2020年頃）に近づく水準となる。

鉄鋼需給～2012年の回顧と2013年の展望

2012年の中国鉄鋼需要産業は厳しい状況が続いた。不動産市場は住宅の新規取得に対する規制等の継続に伴い保障性住宅を除く新築住宅建設の伸びが縮小、また、製造業は自動車、機械、家電などで伸びが減速し、造船は前年割れとなった。

中国鉄鋼業界における2012年の固定資産投資（鉱山開発除く）は、前年比2%減と3年ぶりの前年割れを記録したものの、絶対額ではなおも莫大な規模を維持し、生産能力過剰問題が一段と深刻さを増した。

粗鋼生産量が過去最高を更新する中、国内需要の伸びが縮小したことから、鉄鋼企業に対する鋼材輸出圧力の高まりと共に、輸出先国・地域との間で貿易摩擦が頻発した。

中国鋼鉄工業協会（以下、CISA）は、「2013年は公共インフラ部門を主体に固定資産投資の伸びが確保され、保障性住宅建設や都市化推進に向けた各種プロジェクト実施に伴い、鋼材需要は2012年比で若干増加する見込み」としている。

鉄鋼貿易～2012年の回顧と2013年の展望

2012年の鉄鋼輸出（前年比14%増の5,573万トン）は、金融危機の影響で落ち込んだ2009年を底に3年連続で前年比プラスとなり、4年ぶりの5,000万トン超を記録した。輸出先別では東アジアを中心に北米、中南米などが拡大したが、EU向けは大きく落ち込んだ。足元ではEU、米国、ASEAN、オーストラリアなどとの間で貿易摩擦が頻発している。

また、中国は2011年に日本、欧州製の高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD調査を開始し、2012年5月の仮決定を経て、同年11月にAD税を賦課する最終決定をした。

2013年、中国の鉄鋼貿易は厳しい輸出環境が予測されており、今後の中国政府・業界による鉄鋼輸出政策が注視される。

2012年の輸入（同12.3%減の1,366万トン）は3年連続の前年割れとなった。全体の輸入数量の太宗を占める鋼板類をはじめ、建築用鋼材などの条鋼類や、輸入品との代替化が進む鋼管類が揃って前年を下回った。主要な3カ国・地域からの輸入は、日本、韓国、台湾ともに前年割れを記録した。

2013年の鉄鋼輸入は内需の伸びによる増加と、国産品への代替えによる減少のバランスが全体量の増減要因となり、トータルでは前年並みでの推移が予想される。

中国鉄鋼業の構造改革の動き

CISAは、2012年に中国で新たに稼働した転炉が38基、年間生産能力4,500万トンの製鋼能力が拡大したと発表した。

鉄鋼産業の管轄官庁である工信部等の部及び委員会は、2013年1月、《重点業界企業の合併・再編の推進を加速することに関する指導意見》（以下、《意見》）を共同で発表した。

《意見》には、2015年までに主要業界のトップ10社の産業集積度（鉄鋼60％、自動車90％、セメント35％など）を引き上げることが明記された。

このような動きの中、地方政府による鉄鋼業界の構造改革への取り組みが見られる。山東省政府は15年までに省内の粗鋼生産能力を1,300万トン削減する計画を発表、四川省成都市政府も2015年までに鉄鋼7社を統合し、市内の粗鋼生産能力を年440万トン削減する計画を打ち出している。また、河北省では国務院の7部局参加の下、鉄鋼企業の再編・統合についての討論会を開催し、省内の鉄鋼企業を15社に統合する計画も出てきている。

表2：中国メーカー粗鋼生産ランキング トップ5社

（単位：万トン、％）

企業名	12 年粗鋼生産量	企業シェア
(1) 河北鉄鋼集団	6,922.8	11.0%
唐山鋼鉄	1,500.0	2.4%
邯鋼集団	1,226.5	2.0%
宣化鋼鉄	556.2	0.9%
承徳鋼鉄	649.6	1.0%
舞陽鋼鉄	179.0	0.3%
石家庄鋼鉄	172.9	0.3%
投資公司	2,638.6	4.2%
衡水薄板	-	-
鉱業公司	-	-
(2) 鞍鋼集団	4,531.6	7.2%
鞍山鋼鉄	2,814.5	4.5%
攀鋼集団	208.8	0.3%
本渓鋼鉄	1,508.3	2.4%
(3) 宝鋼集団	4,269.6	6.8%
八一鋼鉄	754.9	1.2%
広東韶鋼	550.5	0.9%
寧波鋼鉄	441.2	0.7%
(4) 武鋼集団	3,642.4	5.8%
武漢鋼鉄	1,690.1	2.7%
昆明鋼鉄	654.8	1.0%
鄂城鋼鉄	330.8	0.5%
柳州鋼鉄	950.1	1.5%
(5) 江蘇沙鋼集団	3,230.9	5.2%
沙鋼集団	1,975.8	3.2%
淮鋼特殊鋼	296.0	0.5%
永鋼集団	723.4	1.2%
鑫瑞特殊鋼	-	-
江蘇錫興	111.3	0.2%
上位 5 社計	22,597.3	31.5%
上位 10 社計	32,916.6	45.9%
全国計	71,716.0	100.0%

出所：Mysteel

鉄鉱石について

2012年の鉄鉱石輸入は、前年比8.4％増の7.4億トンと、初の7億トン超、国産鉄鉱石生産は13.1億トンと高水準を記録した。

また、中国冶金工業規劃院は、2012年の鉄鉱石精品鉱消費量を10.7億トン、2013年は11.1億トンと予測、輸入鉄鉱石が総需要量に占める割合は60％以上を維持し、この傾向は短期的には変化しないとしている。

CISAは、合理的かつ透明な鉄鉱石価格形成メカニズムで健全な市場を維持することを目的に、2012年5月8日に中国鉄鉱石現物取引プラットフォームを正式に発足させた。

＜建議＞

① 中国鉄鋼業「過剰生産能力」に対する政策について：

中国政府及び中国鉄鋼業の認識の通り、中国の粗鋼生産能力はすでに著しい過剰状態にあり、これに現在建設中のものが加われば過剰はさらに深刻化する。2012年末現在、中国の粗鋼生産能力は9.7億トン前後に達し、2013年には10億トンを超えるとの見方もある。一方で、鉄鋼内需の伸びは2012年大きく減速し、粗鋼換算の国内見掛け消費は前年比約2％増の6.72億トンにとどまったと認識している。

中国政府は、第11次五カ年計画期間以降、旧式設備の淘汰を進め、相当程度の成果を上げたと認識しているが、この間粗鋼生産能力の総量を抑制するに至らず、結果として需要の増加を超える生産能力の建設が行われた。

第12次五カ年計画においても従前以上に生産能力拡張の抑制と旧式設備の淘汰推進施策を加速することが公表されており、中国新政府もこれを支持するものと考えている。日本鉄鋼業として引き続き当該施策の推進を全面的に支持するとともに、目に見える形での貢献を行っていきたい。

② 鉄鋼生産について：

2012年のGDP成長率が13年ぶりに8％を割り込み、中国経済が高速成長から、安定

成長期に入ったこと、また政府による発展構造の調整により、経済発展の原動力が投資から消費へとシフトしたことなどが、中国鉄鋼業に影響を与え、前年までと比較してその伸びが大きく鈍化したと思料している。

今後も国内における鉄鋼需要の伸びは2012年と同程度で推移すると予測されていることから、生産設備の稼働率維持や、市場占有率の向上を目的に盲目的な生産を続けることは、供給過剰や生産品種構造の不均衡を生み、鉄鋼業の発展に大きな影響を与えかねない。

日本鉄鋼業としては、中国鉄鋼業が「需要にミートした生産活動」に積極的に取り組み、健全な発展を目指すことを期待しており、機会をとらえて、中国市場におけるマクロの需給情報を共有することにより、市場の安定に貢献してゆきたい。

③ 鉄鋼貿易について：

日本鉄鋼業は、東南アジアをはじめとする新興国における鋼材需要の拡大及び生産能力の拡張が世界鋼材貿易市場に対して今後どのような影響を与えるのかを注目している。もし、中国の過剰生産能力が、需要に直接結びつかない鉄鋼製品として海外市場に振り向けられるようなことがあれば、世界の鋼材需給に深刻な影響を与えかねない。

中国政府並びに中国鉄鋼業に対し、東南アジアをはじめとする世界鉄鋼貿易市場の発展と安定を促進する観点から、鉄鋼産業政策の立案・推進をお願いしたい。また、2国間・地域間の鉄鋼対話プラットフォームを通じて、鋼材貿易に対する議論を更に深めてゆきたい。

④ 省エネ・排出削減について：

中国鉄鋼業の省エネ・排出削減については、近年積極的に関連設備を導入することにより、着実な進展を遂げた。第12次五カ年計画の中においても、さまざまな改善指針が示されており更なる推進を期待している。

日本鉄鋼業は、2005年7月にスタートした日中鉄鋼業/ 環境保全・省エネ先進技術交流会（その後の専門家交流会）での議論を通して、中国鉄鋼業の省エネ・排出削減に貢献し、また地球規模での温暖化対策という観点から、引き続き協力を続けることが重要であると認識している。また、中国鉄鋼業には国際的協力事業の一環であるエネルギー効率向上に関する国際パートナーシップ（GSEP: Global Superior Energy Performance Partnership）等への積極的参画・貢献を期待している。

⑤ 統計：

実需に合った生産レベルを自律的に維持・確保し、また、業界全体の「構造調整」を円滑に推進するためには、広範囲をカバーする鉄鋼関連統計システムが不可欠である。中国鉄鋼業は、すでに相当程度の鉄鋼関連統計（メーカー在庫を含む）を整備済みであるが、鉄鋼業全体の更なる質的向上に資する統計システムの整備・拡充を期待している。日本鉄鋼業として、日中鉄鋼統計交流会等を通じ、これらの目的達成に必要な鋼材需要部門別受注や流通・ユーザー在庫等に関する統計システムの整備について協力していきたい。

8．家電

2012年の中国家電市場は、欧州経済不安の影響による輸出の減速などの景気後退、不動産価格高騰・物価高騰抑止政策、以旧換新政策の終了などの影響を受けて減速し、薄型TV、デジタルカメラ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫などの主要商品の販売が軒並み前年を割る結果となった。

2013年には家電下郷、省エネ製品恵民工程などの消費刺激策も終了する予定となっており、これらの恩恵を受けていた中小メーカーの淘汰が始まる可能性がある。また、成長の鈍化に加えて、家電の中で大きな需要を占める薄型TVの過当競争が止まらず、液晶パネルの国産化と供給過剰がさらに進み、価格下落に拍車をかけ業界の再編に発展する可能性がある。

ネット販売が急速に拡大し、量販店、メーカーがネット販売に注力する一方、ドイツの大手家電量販店メディアマルクトが中国市場からの撤退を発表するなど家電流通の再編も進んでいる。

（※業界動向のグラフ、数字データ出所はGfk）

主要商品の概況

薄型テレビ

2012年のテレビの販売台数は3,882万台、前年比0.5％減、前年差18万台減となり市場は縮小した。11年12月に以旧換新が終了したことと、薄型TVの価格競争が激化したことが原因であると考えられる。6月には消費刺激策として省エネ製品恵民工程が発表されたものの、全般的には盛り上がりに欠けた。

9月以降の日本製品の買い控えの影響を受けて、日系メーカー各社がシェアを大きく落とす一方、サムスン・LGなどの韓国メーカーがシェアを上げるなど受益者となった。

ネットにおける薄型TVの販売が昨年の2倍となるなど、販売形態の多様化が進んでおり、この傾向は13年以降も続くと考えられる。

図1

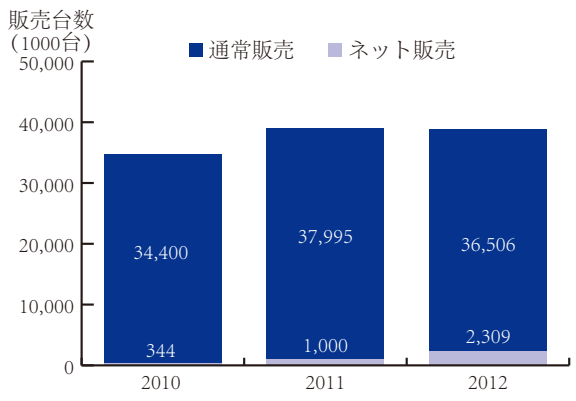

デジタルカメラ

2012年のデジタルカメラ市場は大きく縮小に転じた。販売台数は1,217万台、前年比18.8％減、前年差283万台減となった。

スマートフォン内蔵カメラの高画質化はさらに進んでおり、13年以降もコンパクトデジタルカメラの需要が大きく減少していく一方、一眼カメラの販売は引き続き伸びていくと考えられる。

図2

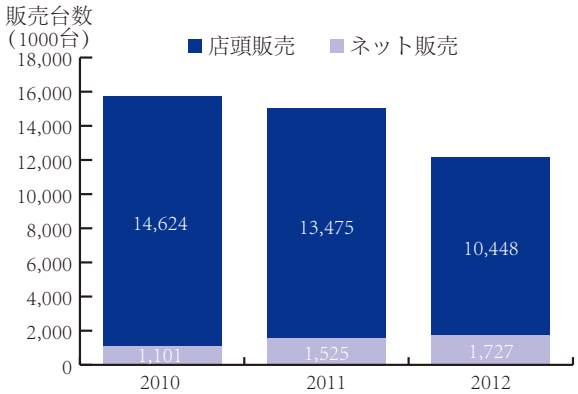

エアコン

2012年のエアコンの販売台数は2,890万台となり、前年比6.6%減、前年差205万台減となった。ネット販売比率はまだまだ低いものの、前年に比べて約2.5倍となっている。

12年6月から実施された省エネ製品恵民工程の影響もあり、インバータ搭載機種などが大きく販売を伸ばしている。また、換気・除湿・殺菌・保湿機能などを搭載した高級機種も好調な売れ行きとなっている。

図3

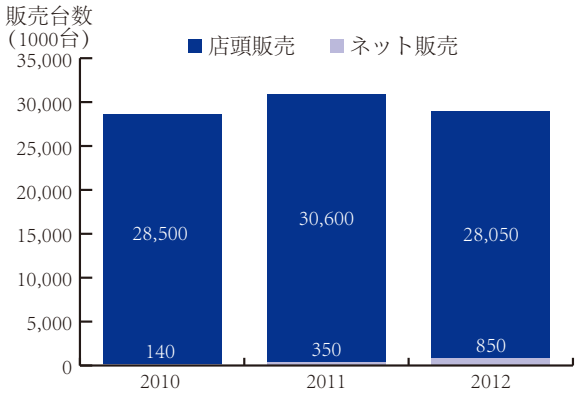

冷蔵庫

2012年冷蔵庫の販売台数は3,332万台となり、前年比4.6%減、前年差160万台減と減少した。エアコン同様にネット販売比率はまだまだ低いものの、前年から3倍以上と大きく伸びている。

3ドア以上の多ドアやサイドバイサイドなどの大容量製

品や、自動製氷などを搭載した多機能冷蔵庫、扉面に強化処理ガラスを採用したガラストップ冷蔵庫などの高級品が好まれている。

図4

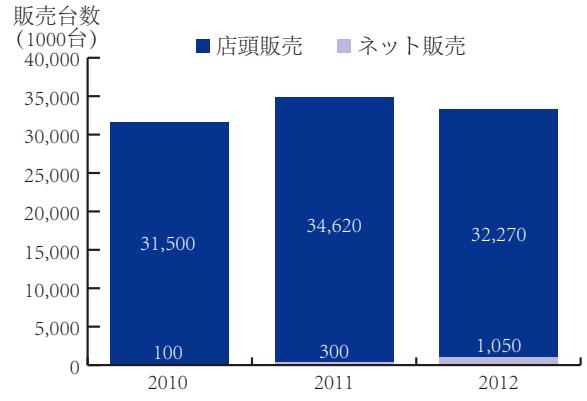

洗濯機

2012年洗濯機の販売台数は2,784万台となり、前年比3%減、前年差86万台減と減少した。その他白物家電と同様に、ネット販売は約2.5倍と大きく伸びている。

水の節約機能や服にやさしい洗濯などができる多機能商品や、大容量のドラム式の高級品が販売を伸ばしている。

図5

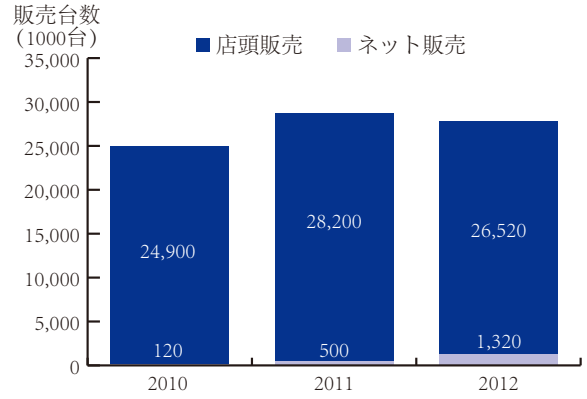

消費刺激策の動向

リーマンショックの後、中国政府が打ち出した一連の経済刺激策が転換期を迎えており、中国新政権における家電分野の新経済政策が注目されている。

家電下郷

家電下郷政策は、農村部への家電普及政策であり、政府による認可を受けた企業の特定の商品を購入する際に、政府からの購入補助を受けることができるものである。対象商品はテレビ、冷蔵庫、洗濯機、携帯電話、コンピュータ、エアコンなど9商品。

実施期間は4年間で、2007年12月から、まず山東省、河南省、四川省、青島市において先行スタートし、4地域における政策は、2011年11月で4年間の満期を迎え、既に終了している。

2012年11月には、内モンゴル自治区、遼寧省、大連市、黒龍江省、安徽省、湖北省、湖南省、広西チワン自治区、重慶市、陝西省における政策が終了。

2013年1月には、北京市、天津市、河北省、山西省、吉林省、上海市、江蘇省、浙江省、寧波市、福建省、アモイ市、江西省、広東省、海南省、貴州省、雲南省、チベット自治区、甘粛省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区での政策が終了。

農村部を中心に経済活性化効果を果たしてきたが、2013年1月をもって家電下郷政策はすべて完了することとなり、これに変わる新たな消費刺激策を求める声もあるものの、現在のところ新政策は発表されていない。

以旧換新

以旧換新政策は、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンを対象とした老朽化家電の買い替え促進策であり、補助金は一定の上限以内で購入価格の10%となっている。上記の家電下郷が農村部を対象としているのに対して、本政策は都市を主な対象としている。

2009年6月から北京市、上海市、広東省、山東省などの9省市で先行実施、2010年6月から段階的に中国全土まで対象範囲が拡大され、2011年12月に終了した。

省エネ製品恵民工程

省エネ製品恵民工程は、09年5月から始まった省エネ商品に補助を出す政策。対象はエアコン、冷蔵庫、薄型テレビ、洗濯機など10品目であったが、まずエアコンからの導入となった。2011年5月末にエアコンへの補助が終了するまで、対象製品であるはずの冷蔵庫、薄型テレビ、洗濯機、電子レンジなどへの実施細則は発表されていなかった。

12年に入り、以旧換新が終了し家電販売が低迷、また景気後退が懸念されたこともあり、5月に開催された国務院常務会議で省エネ性能に優れたエアコン、薄型テレビ、冷蔵庫、洗濯機、湯沸し器などに対して補助金を支給することを決定し、6月からエアコン、薄型テレビを対象とした補助がスタートし期間は1年とされた。これに引き続き、冷蔵庫、洗濯機、湯沸し器などへの補助も導入されている。

13年5月にはエアコン、薄型テレビへの補助が終了されることもあり、家電下郷同様にこれに引き続く政策が期待されている。

＜建議＞

① 廃棄電器電子製品回収処理管理条例関連

「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」（中国版WEEE。以下、管理条例という）は、2009年2月25日公布、2011年1月1日施行され、「廃棄電器電子製品処理基金徴収使用管理弁法」（以下、基金管理弁法と言う）も2012年5月21日公布、2012年7月1日に施行された。メーカーの立場としては、公平性と透明性の確保の観点から、処理基金の徴収・使用実績に関して製品別や中国生産品・輸入品別などの詳細を公開頂くとともに、生産者・輸入者の処理基金納付額の定期的な見直しをお願いしたい。

② 省エネ関連（エネルギー効率ラベル制度）

エネルギー効率ラベル制度の対象製品となった場合、メーカーにとって、能率限度値及び能率等級の認証、試験、マーク添付等が煩雑でコストアップの要因となっている。関連法規・規準の整理と効率的運用をお願いしたい。国家基準制定時には、外資企業、メーカー団体の参画を含めた公開性の向上と検査等の運用面での企業間の平等性の確保を検討いただきたい。

③ 物流

1）輸送（陸送、航空、海上、鉄道）

- 危険品などで地域ごとにキャリア、フォワーダーの対応が異なり、文書での規制の明文化が十分に行われていない。規制の明文化を行い、全国での対応の統一をお願いしたい。
- 鉄道を活用した民間貨物輸送の窓口サービス、輸送形式の種類、利便性などが十分に整っておらず、民間企業が他の輸送方式に比べ鉄道活用を推進しにくい状況。鉄道輸送サービスの一部民間への開放も含め鉄道輸送サービスの改善をお願いしたい。

2）通関

- 通関検査時の開梱後に当局側で現状回復を適切に行わないため、商品にダメージが発生し着地側よりクレームが発生。本来輸出適正化を行うための法律に基づく検査が、逆に輸出に悪影響を及ぼしている状況。検査時の当局での丁寧な検査実施をお願いしたい。
- HSコード分類判断が地域により異なる上、同地区でも担当者の変更によりこれまで認められていたコード分類が突然認められなくなり、追徴課税・罰金を受けるケースが存在。HSコード分類は全国統一の判断推進をお願いしたい。

3）保税加工

- 手冊の理論在庫情報が当局で管理されており、当事者が確認できないため、自社内でシステム投資を新たに行い、理論在庫情報を二重管理する必要がある。税関での手冊情報の当事者への開示をお願いしたい。
- 保税加工貿易を実施する際に保税部材を管理するための保税手冊を使用するが、保税手冊の情報は当局で管理されており、当該企業が確認できない状況。そのため当該企業でシステム投資を行い、別途保税手冊上の理論在庫情報を管理せざるを得ない状況。税関で管理している保税手冊の情報の開放をお願いしたい。

4）その他

- 航空便を中心とした公共輸送機関の出発遅延が常態化しており、ここ数年改善の傾向も見られない。空港管制塔を中心とした運用改革をお願いしたい。
- グリーンロジスティクス（CO2排出量を抑えた環境にやさしい物流）を推進するにあたり、中国での輸送時のCO2排出量算出に必要になる基準情報（例えば、輸送モードあたりのCO2排出量原単位、当局が推奨するCO2排出量算出方法）が纏まっていない状況。中国国内の民間企業の環境意識を喚起するためにも情報整備をお願いしたい。

④ その他

- 早期に中国に進出した外資家電メーカーの生産拠点は商品別に分散しているが、連結納税制度が認められておらず、経営が非効率になっており、グループ一体経営による競争力強化と更なる発展に向けての連結納税制度のご検討をお願いしたい。
- 現在、保税取引については、保税区の販売会社か、製造会社が行う保税加工取引のみが認められている。一方、顧客が免税輸入枠で輸入品を購入するなど客先のニーズにより、投資性会社内販売会社においても保税取引の必要性が出てきており、外商投資性会社への保税取引の許可のご検討をお願いしたい。

9．事務機器

中国の事務機器市場の現状

中国の事務機器市場は、中国の経済成長に伴い、需要が年々拡大してきていたが、2011年から世界的な景気低迷の影響によりその成長が鈍化し始めていたところに、2012年の日中の関係悪化により、日中間の経済活動の停滞と中国における日本製品に対する不買感情などの影響を受け、2012年の成長が停滞するという厳しい状況である。

事務機器市場は、機器の設置とそれに伴うアフターサービスのビジネスが中心であるが、中国においては、トナー、インク、パーツなどの消耗品は模倣品問題や互換品メーカーの台頭があり、日本や欧米諸国と比較すると、このアフターサービスでの良い収益を上げることがなかなか難しい状況にある。また、各メーカーは模倣品摘発などで多額の資金を使って対策を講じているものの、未だに大きな改善は見られていない状況である。製品に対する純正消耗品比率は各社で多少異なると思われるが、中長期での企業収益の安定、事業基盤の安定のためには、この純正消耗品比率の改善によるアフターサービス収益の増大がカギとなることは明白である。そのための工夫が中国事務機器ビジネスでの成長、成功につながるといえる。

中国系顧客の特徴は、コスト削減以上に生産性効率の改善やノンコア事業の切り出しなどへの関心が強いところである。また、大手顧客では全国事業展開に伴い全国統括購買を志向する企業が徐々に増えつつある。中国系といっても政府機関においては、入札条件としてMade in China製品であることがますます強化される傾向にある。同様に政府入札（テンダー）対応には環境認証取得が必要である。

事務機器は単なるオフィス内のハード機器という領域を超えて、情報サービス・ソフト市場と融合しつつある。情報サービス・ソフト市場は、中国内で急速に成長している分野であり、2015年には4兆元まで拡大するとの期待もある。その背景には、中央政府、地方政府で文書の電子化が進み、大手企業も情報システム分野への投資が旺盛で、人件費の高騰を背景に業務の効率化が一段と進展することが期待されていることがある。

今後は、中国という成長市場で如何に深い顧客密着型のビジネスを展開できるか、また、ハード販売だけでなく、ソリューションや情報サービス・ソフト市場のニーズを取り込み、オフィス全体を睨んだ業務効率の提案を顧客にできるかなどが今後の成功のカギになるものと思われる。

中国事務機器市場の問題点

模倣品及び違法互換品

各社が、行政ルートあるいは司法ルートを活用して、模倣業者に対する摘発を積極的に行うことにより、デッドコピー等の単純な模倣被害は減少してきているが、処罰を回避するために模倣行為の共犯・分業化及び悪質・巧妙化が進んでおり、摘発を行っても、厳格な処罰を科すことができなくなってきている。また、侵害行為に対する行政による制裁が十分でないため、模倣行為を意図的に繰り返す再犯者や摘発を意に介さない者も多く存在している。こうした現状において、共犯関係の証明が難しい、刑事移送が難しい、処罰情報の共有が地域・機関間でなされていない、再犯者＜主体等の同一性＞の認定及び情状が重い場合の認定に関するガイドラインが完全には整備されていない、といった課題がある。

更に、行政・司法の判断が、担当者・合議体や地域によって異なるケースも少なくなく、実際に争ってみなければ如何なる判断が下されるのか分からず、紛争解決に対する予見性が低いという課題もある。

また、インターネットを介した模倣品・違法互換品販売が多くなってきており、これに対処するためには、インターネット・サービス・プロバイダ全体による迅速な模倣品・違法互換品販売サイトの削除要請対応、販売サイトの再犯抑止等がなされることが必要である。

更に、中国が製造拠点となり、世界各国へと模倣品・違法互換品が流通していく事例が数多く報告されており、依然として中国から世界へ輸出される模倣品・違法互換品が多く、水際での更なる取り締まりが必要である。

技術標準・認証

中国政府は13品目のITセキュリティ製品を2009年5月より中国強制認証制度(CCC制度)の対象とするとしてWTO／TBT委員会に通報され、日本のみならず米欧など主要国の政府及び産業界から強い懸念の表明と措置の撤回が求められたため、2010年3月、中国政府は政府調達の範囲に国有企業が含まれないことを示す文書を提示し、日本産業界のビジネス面での直接的な影響は相当程度緩和された。2010年5月よりCC-IS認証制度が開始されているが、これまでのところ多数の中国企業がCC-IS認証を取得しているものの、日本企業をはじめとする先進各国の企業は認証を取得していない。

中国には、1999年に導入された商用暗号管理条例があり、海外で生産された暗号化製品の中国への持ち込み及び使用について申請・許可が必要となるもので、現在の対象製品は暗号化、解読化の操作を中心とする機能の専用機器及びソフトにのみ限られている。なお、国家暗号管理局は商用暗号管理条例を2011年に改正することにつ

いて声明を発出したが、現時点でも条例改正は行われていない。

また、2007年6月に公布された情報セキュリティ等級保護管理弁法(MLPS)は、情報インフラをその重要度に応じてレベル1から5に分類し、そのレベルに応じて厳しいセキュリティ上の要件を課す制度であり、レベル3以上では、中国で法人格を有する企業の製品であること、基幹技術または主要部品に中国の知的財産権を有することが要件とされており、実質的に外国製品の参入を禁止するものである。

政府調達

2012年5月、財務部より【政府調達品目類目録】（在庫【2012】56号】が発表され、プリンタ、コピー消耗品がプリンタ、コピー本体と独立した項目として掲載された。また、2012年8月、再生品供給業者が2012年～2013年度中央政府国家機関事務用品通用消耗品の固定購買入札にて落札（リストアップ）された。地方政府においても同様な動きがある。

2012年12月、国務院弁公庁より「中央予算機関、2013年～2014年政府集中購買目録および標準の通知（国弁発（2012）56号）」が発表され、消耗品について「プリンタ・コピー用通用消耗品＜再生トナーカートリッジ＞（北京市内の機関/プリンタ、コピー用のトナーカートリッジ）」と表記された。

そして、2013年1月、中央政府国家機関政府調達中心より「2013年年度中央国家機関事務用品およびプリンタ消耗品の固定調達に関する通知」が発布され、この通知の中で、上記12月に発表された通知を引用し、「通用消耗品、すなわち再生トナーカートリッジ」は新たに中央国家機関の政府集中調達目録に登録され、強制集中調達項目となった。

即ち、北京市内の中央政府国家機関は、プリンタ・コピーの消耗品を調達する際、固定販売店において落札された通用消耗品を購入するものとし、通用消耗品が要求を満足しなかった場合にのみ、純正消耗品を購入する事が出来るとも解釈することができる。

上記2013年1月の中央政府国家機関政府調達中心の通知に関して、上記の解釈に従えば、北京市内にある国家機関は、通用消耗品（＝再生トナーカートリッジ）を優先して購入する事になり、再生品供給業者しかその資格がない事になり、製品本体を売るメーカーは純正品トナーの販売がほぼ不可能となるリスクがあると言わざるを得ない状況である。

環境（中国版RoHS）

「電子情報製品汚染制御管理弁法」（情報産業部39号部令）は2007年3月から施行され、①電子情報製品の設計及び生産時に無毒・無害あるいは毒性や害の少ないもの等の採用、②中国市場に投入される電子情報産品について、製品上あるいは説明書に環境保護使用期限、有害有毒物質の名称、含有量等を注記させる規制を実施し、電子情報産品汚染制御重点管理目録に指定された産品は6種類の有毒産品の使用を禁止あるいは制限され、中国強制認証制度（3C認証制度）の対象として管理することが規定している。

2009年10月に、工業情報化部は携帯電話、電話機、プリンタの3製品を対象とした「第1期電子情報製品汚染制御重点管理目録（意見募集稿）」を公表し、また2010年7月に、同部は規制製品の適用範囲を電気製品にまで拡大した「電子・電気製品汚染制御管理弁法（意見募集稿）」を公表したが、現時点においても新たな弁法は公表されていない。

更に、2010年5月に「国家統一推進電子情報製品汚染制御自発的認証に関する実施意見」、2011年8月には「国家統一推進電子情報製品汚染制御自発的認証実施規則、製品目録及び例外要求」を公布し、コンピュータ、プリンタ、テレビ、携帯電話の完成品、部品、材料を対象とした自主認証制度を制定したが、この認証制度は法律上、強制なのか任意なのか分かりづらいものである。

日系企業は、以上のような産業・市場認識の下、日々ビジネスに取り組んでいるが、その中で直面している問題点・建議として、以下の内容を中国政府に改善要望したい。

＜建議＞

① 投資性公司が傘下の中国内子会社からの配当金を国内で再投資（別の子会社の増資など）する場合の課税措置については、2011年12月8日付で発表された「外商投資性公司にかかわる管理措置を一層改善することに関する通知（商務部、外汇局关于进一步完善外商投资性公司有关管理措施的通知）」により、再び再投資手続きを経ることなく、直接域内再投資を行うことが認められた。実際の運用において混乱なく、各政府が確実に履行することを要望する。

② 税収徴収管理における地域差を無くし、かつ窓口裁量権限の低減を要望する。

・ 日系企業出向者の日本での社会保険の会社負担分が個人所得税の課税対象か否か、また、中国での社会保険料の支払いに関する対応で、各税務当局によって説明が異なる。納税者の適切な納税活動を支援する体制を確保して欲しい。

③ 外貨での立替金取引における規制緩和。

・ クロスボーダー人民元決済試行開始以降、関連規制緩和が打ち出されているが、中国における外貨規制（特に外貨による立替金受領）は外貨管理規制条例に基づき、依然として厳格な管理下（外貨管理規定条例40条2項）に置かれ制約を受けたままとなっている。世界における中国の重要性が益々高まり、人民元以外での取引も引き続き発生する中、よりスムーズな経済活動を促進させるためにも緩和政策を打ち出して欲しい。

④ 省エネ・環境関連ラベル制度における関連法規・標準の効率化。

・ 環境関連ラベル制度における認証、試験、ラベル貼付けなどに時間やコストがかかりすぎる。例えば、他地域間の相互認証を認める等。ラベルにもMustとWantのものがあるので一つのラベルへの統合はできないにしても、効率化が図れればラベル制度が要求する内容への対応は勿論のこと、付随する認証申請業務、工場監査、製品検査などの対応を合理化できる。

⑤ 廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）での企業向け製品の政府基金運用からの除外。

・ 一般消費者向け製品については政府と企業が協調して数年かけて研究してきた結果、政府基金運用が開始されたが、いわゆるB to Bの企業向け製品については、回収量や回収ルートなど実態が十分に把握されていない。また、企業向け製品については、メンテナンス企業が製品の維持、管理をしているため必然的にメンテナンス企業が回収責任を負っている。企業が自主的な回収・処理を行っていることもあり、電器電子製品は政府基金運用の対象外として欲しい。

⑥ 電子情報製品汚染制御管理弁法（中国版RoHS）ステップ2の検討に際し、企業の自己宣言の了承。

・ この制度設計全体が分りづらいため、外資企業に対する十分な説明、手続きの透明性、公正性の確保を要望したい。そもそも認証ということではなく、欧州のように企業の自己宣言を採用、了承してもらえる制度にして欲しい。

⑦ 同一製品のHSコードの解釈に関する国家税関総署から各税関への統一的運用の指示をお願いしたい。

⑧ 新製品の輸入前のHSコード定義サービスの提供（再開）。

・ 一部地域で同サービスの運用が滞っている。これを受け、通関会社の通関士にコードを定義してもらっているが、通関の際に税関の担当者から異なるコードを指摘されるケースがあった。

⑨ 電気自転車の電池規格の統一と充電施設の強化。

・ 納入した製品のメンテナンスはCE（Customer Engineer）が担当しているが、顧客のオフィスでのメンテナンス作業を効率的に実施する移動手段として電気自転車が有効と考えられる。電気自転車は環境に優しい上、市街地の中での移動も行いやすく、きめ細かいメンテナンス活動の実施に貢献できる乗り物である。公共の乗り物は網の目で走っておらず不便である。事務機のメンテナンスの効率化を進める上でぜひ実現に向けて検討して欲しい。

⑩ 模倣品の取り締まりの一層の強化。

・ 中国市場においては依然として模倣品（消耗品）が多く存在し続けている。近年では模倣技術が進み、消費者が純正品との違いを見分けることも難しくなってきている。中国では相変わらず消耗品の模倣品比率が高く、政府行政や企業の継続的摘発活動があっても模倣品販売は無くならず、むしろ、悪質・巧妙化が進み、拡大傾向にあると言える。消費者保護の観点、及び製造者権利の観点からもより本格的な取り締りの強化をお願いしたい。

10.電子部品・デバイス

2012年の中国の電子情報産業の売上高は10兆元の大台を突破し、11兆元となり、前年比は鈍化したものの15%増の成長となった。その中で、電子情報製造業の売上高は8兆5000億元となり、携帯電話、ＰＣ、カラーＴＶ、半導体の生産量はそれぞれ、11.8億台、3.5億台、1.3億台、823.1億個となった。前年比はそれぞれ4.3%増、10.5%増、4.8%増、14.4%増となり、特に携帯電話、ＰＣ、カラーＴＶの生産量は全世界の生産量の50%以上を占め世界第一位の座をキープしている。

中国に進出している電子部品関連の日系企業は、中国の持続的な経済発展と企業の成長を共に実現すべく、日々努力を重ねている。しかし、正常な事業運営、経営活動を行う上で依然として各種手続きの煩雑さ、法制度運用の不透明性、治安・環境の不安定性などの問題に直面している。

電子部品・デバイスのキーデバイスである半導体において、中国は全世界の半導体搭載産業、民生電子機器の生産拠点である。以下、中国の半導体市場を概観した上で、現在日系電子部品・デバイス関連企業が直面している問題点を整理する。

中国半導体市場

中国半導体市場概況

図１：全世界・中国半導体市場規模予測

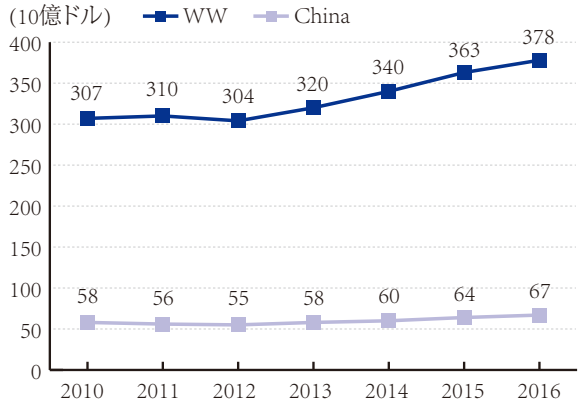

出展：iSuppli

中国半導体市場は2010年に政府の家電下郷、汽車下郷といった補助金政策を中心とした景気刺激策（2008年から2009年にかけてのリーマンショックからの立ち直りを主眼とし、日本円にして約50兆円）により、全体で約580億ドルと前年から30%程度大きく拡大した。

しかしながらその反動及び中国経済の停滞もあり、2011年には前年比約5%のマイナス成長で約560億ドル、2012年も引き続きマイナス成長となり約550億ドルの市場規模であった。2012年電子機器メーカーは当初市場の回復を予想したが最終製品の在庫が予想以上に積みあがっており、年後半から発注を控え始めた。その結果通常需要がピークとなる第3四半期は第2四半期横ばいの状況で、第4四半期にかけ需要は減少していった。自動車も日系メーカーは第4四半期は外交問題による不買運動で生産を大幅にダウンさせ、半導体需要の減少に輪をかけた。

2013年は新政権による新規政策への期待感もあり、2012年比約5%の成長で約580億ドル規模を見込むがまだ2010年規模には若干届かないものと見られる。

中国においてはGDPの約6割を政府関係の投資で占められ、個人消費がGDPに影響を与える比率が比較的少なく、半導体市場も政府の政策に左右されるというのが現実である。

2013年の分野別見通し

PC用途

スマートフォン、タブレット端末に代替され、また景気後退もあり、2012年は前年比一ケタ台の8%程度しか伸びなかった。2013年はWindows8やウルトラブックの普及も期待されるが、タブレット需要に食われ大きな需要の伸びは期待できないと予想される。

自動車用途

2013年は安全性、コネクティビティといった分野で成長が期待でき、特に排ガス規制が進むとみられ、エンジン制御やセンサーといった用途で半導体の需要が大きく増加すると期待される。2013年の中国の自動車向け半導体需要は12%程度と半導体市場を大きくドライブするものと予想される。

家電製品用途

高級家電製品への補助金政策が期待され、需要が回復するとみられる。また住宅市場の活性化や都市化の波によりLCD TV、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の需要に期待する。

産業機器

政府のインフラ投資の恩恵を受け2ケタ成長が見込まれる。また中国の携帯電話キャリアは4G開発を進め、LTE基地局増加につながっていくと思われる。

具体的な問題点と改善点

昨年と比べ改善が見られた点

工場に対する電力の供給制限は有ったものの、事前連絡を受け、調整ができた。市政府が経済成長・構造調整促進策を公示した。申請手続きの簡素化、効率化等の改善が見られた。（無錫地区）

IT活用による、政府窓口での手続きの効率化がみられた。（東莞地区）

外貨貿易送金と入金の手続きが簡素化されてきた。（東莞地区）

引き続き改善が求められる点

引き続き改善が求められる点として、大きく以下の3点に集約される。これについて再度〈建議〉に具体的に記載して、改善を強く求めたい。

各種手続きの簡素化、短縮化の改善

・通関手続き簡素化及び外貨管理局の許可も含め輸入から送金までのリードタイム短縮が難しい。・輸入貨物に瑕疵が発見され再輸出が必要な場合、商品検査局の検査を受けなければならないが、検査に時間がかかる。・役務提供を受ける上での制約の一つに、納税手続きに時間がかかる。

統一した基準に基づく統一した判断の徹底〈法制度の運用〉

・HSコードの解釈が、税関及び担当間で異なるケースがあり、輸入が滞ることがあるが通関データと国税での間で微妙な差がある。・頻繁に税改正が行われ、新税が導入されたり、地方税が追加されたり税率が上がったり、課税される税金の種類が変わったりして、税負担が増加する一方である。・労働契約法施行以降、労務関係仲裁、係争事例が急増する中で、労働者側に偏った裁定、判決が出されることが増えている。法規や社会通念に照らした判断等必要。・日本本社から役務提供のコストシェアリングの概念が中国に確立しておらず、中国子会社より日本本社への送金が止められるケースが多発している。・世界的にIFRS対応への移行が検討されている中で、連結決算の観点より、企業の自主的判断で決算期を設定できる中国企業会計制度への対応が必要。

ルールの遵守、強化

・事前に連絡なく突然検査に入ったり、許認可を一方的に取り消すケースがある。・治安・交通ルールの遵守のための取り締まり強化が必要。

＜建議＞

① 税関のランク付けにより保税輸送リードタイムが大きく異なってしまう。最高のAAクラスになれば、休日での通関や先出し後通関といった通関業務の簡素化を享受できるが、Cランクとなると保税輸送そのものが認められなくなってしまう。また、通関自体は税関のランク付けに係わらず時間がかかるので改善をお願いしたい。

② 輸入貨物に瑕疵が発見され再輸出（返送）が必要な場合、商品検査局の検査を受けなければならないが、商品検査局の検査には時間がかかり、更に検査費を負担しなければならなくなる。瑕疵が発見された貨物の代替には急を要する場合が多いので、手続きの簡素化をお願いしたい。

③ 中古設備を簿価で輸入し輸入通関を行う場合など、輸入申告単価が税関統計単価より低い場合、評価額がアップされ課税されるケースが多いが課税評価増に関する明確な規定がなく、簿価見合いでの課税を認めるなど改善をお願いしたい。

④ 国内の一部地域（空港）での運送上の荷扱いが悪く、商品破損が多発しており、輸送業者を含む物流品質の改善をお願いしたい。また、HSコードの解釈が税関および担当間で異なるケースがあり、都度輸入が滞るケースがある。通関データは税関と国税の間で微妙な差があるなど、統一した基準に基づく同一判断が出来るように徹底を図っていただきたい。

⑤ 現在、世界的にIFRS対応への移行が検討されているなかで、連結決算対応の観点より現在の中国における12月決算のみではなく企業の自主的判断で決算期を設定できる中国企業会計制度の柔軟対応が望まれる。

⑥ 日本本社から中国子会社に対する役務提供のコストシェアリングの概念が中国に確立しておらず、中国子会社より日本本社へ送

金を止められるケースが多発している。本社からの出張者に対し不当にPEの嫌疑をかける前に、本社立替の海外子会社駐在員費用の海外送金が速やかに実現できるように改善が望まれる。

⑦ 頻繁に税改正が行われ新税が導入されたり、地方税が追加されたり、税率があがったり、課税される税金の種類が変わったりして、税負担が増加する一方である。日本本社より提供を受けた役務代金の送金に当たり、所得税、増値税と増値税に付加される都市建設税、教育付加費、教育付加費の地方税を課税されている上、納税手続きにも時間がかかるため、請求書受領から送金を完了できるまで時間がかかり、税負担の増加と合わせ役務提供を受ける上での制約のひとつとなっている。課税手続きの簡素化や審査の迅速化をお願いしたい。

⑧ 移転価格の審査に於いて、企業側と十分に折衝を重ねることなく更正通知が出されたり、更正の根拠が曖昧であったり、比較対象企業が明確に示されなかったりするケースがある。固定資産の廃棄損も親会社が負担すべきものとして損金参入が認められないなどのケースもあり、移転価格の審査に於いては国際標準に基づく審査をお願いしたい。

⑨ 動力、特に電源が不安定で停電、瞬時停電、電圧変動により生産が停止したり、設備が破損したりして経営に大きな影響が出ている。安定的な動力提供をお願いしたい。また、夏季の省エネ対応の計画停電が行われているが、その日程の通告期間が非常に短いし、変更も多い。休暇計画や操業計画の変更を余儀なくされ、操業に支障をきたす。中長期的な計画と実施をお願いしたい。

⑩ 事前連絡もなく突然検査に入ったり、許認可を一方的に取り消すなど、企業の正常な経営活動に影響する政府の行為を減らして欲しい。

⑪ 労働契約法施行以降、労務関係の仲裁、係争事例が急増する中で、労働者側に偏った裁定・判決が出されることが増えている。安易な仲裁・係争や争議を助長しないよう、法規や社会通念に照らした判断と共に、社会や行政への啓蒙を要望したい。

⑫ 交通渋滞が日常化しており、排気ガスによる大気汚染も年々深刻化し、市民への健康に影響が出るレベルに達している。治安の悪い地域もあり、外国人が安心して暮らすことができる治安と環境維持をお願いする。

⑬ 年々作業者を確保することが難しくなってきており、人材の招聘と確保のために「廉租房」をもう少し利用し易くするなどの奨励政策を期待している。また日本の定年退職者の就労ビザが認められないケースもあり、労働力の確保に向けて法整備をお願いしたい。

⑭ 2011年の外商投資産業指導目録改正により、車載用バッテリーの生産は奨励類に属し、外資比率が50％を超えないものとされた。一方、リチウムイオン電池の製造は、2002年以降「電機機械及び器材製造業」カテゴリで奨励類とされ、外資比率の制限もない。双方の技術、生産技術・設備には、共通部分が多いのだが、本制限により、すでにリチウムイオン電池の生産を独資で展開している外資系企業は、車載用バッテリーの生産を行うことが出来なくなった。投資効率を著しく低下させるため、外資比率制限の撤廃を要望する。

⑮ 2012年5月13日に「日中韓投資協定」が署名され、その第3条：内国民待遇に「投資受入国が、相手国の投資家及びその投資資産を自国の投資家及び投資資産と同等に扱うことを約束する」こと等が書かれている。これに対して次の2点のことを要望する。

a) 中国政府の速やかな批准により、この「日中韓投資協定」が中国で早期発効されるよう望む。

b)「日中韓投資協定」の確実な実行により、中国での日系企業の投資資産が保護されることを望む。例えば、今年9月に起きた反日行動によって被害を受けた日系企業が、政府による救済を受けられるようにしてほしい。

11. 自動車

2012年における中国自動車産業の動向

2013年1月29日、工業情報化部装備工業司は「2012年自動車工業経済運行報告」を発表した。それによると、2012年の中国自動車市場は穏やかな成長を見せ、省エネ車と新エネ車が急速に発展し、輸出の伸びが著しく、産業の集中度が一層向上し、自動車産業の構造がさらに最適化された、としている。

自動車の生産・販売台数はともに1,900万台を上回り、継続して世界最大市場に

2012年の中国自動車市場は穏やかな成長を維持し、全ての月の生産・販売台数は120万台を超え、月平均の生産・販売台数は150万台だった。年間生産・販売台数は1,900万台を上回り、世界記録を再度更新した。

中国汽車工業協会の統計によると、2012年の自動車累計生産台数は1,927万台になり、前年同期比で4.6％増加した。販売台数は1,930万台となり、前年同期比で4.3％増となった。生産・販売台数の成長率は前年同期比でそれぞれ3.8ポイント、1.8ポイント増加した。そのうち、乗用車生産・販売台数はそれぞれ1,552万台と1,549万台になり、同期比はそれぞれ7.2％増、7.1％増となった。商用車の生産・販売台数はそれぞれ375万台と381万台となり、同期比はそれぞれ4.7％減、5.5％減となった。

2012年第1～4四半期、中国の自動車販売の同期比は、それぞれ3.89％減、10.03％増、3.78％増、6.91％増であった。

1.6L以下の排気量の乗用車市場の発展は安定

2012年の省エネ自動車の普及政策及び省エネ・新エネ自動車の車船税優遇策の効果により、排気量の小さい乗用車の市場シェアは穏やかに回復した。2012年の1.6L以下の乗用車年間販売台数は1,041万台に達し、前年比5.7％増となった。乗用車市場の67.2％のシェアを占めたが、2011年より0.8ポイント下落した。自動車市場の53.9％のシェアを占め、2011年より0.7ポイント増加した。

自主ブランド乗用車の市場シェアは引き続き減少

2012年の自主ブランド乗用車の販売台数は649万台、前年比6.1％増となり、乗用車販売市場の41.9％のシェアを占め、シェアは前年比で0.3ポイント下がった。このうち、自主ブランドの普通乗用車（セダン）の販売台数は305万台に上り、前年比3.5％増となり、普通乗用車に占めるシェアは28.4％、前年より0.7ポイント減となった。ランキング2位のドイツ系車に比べ、5ポイント高かった。

省エネ･新エネ自動車産業発展政策体制は更に完備

2012年6月国務院は「省エネ新エネ自動車産業発展計画（2012～2020年）」を公布し、中国の省エネ･新エネ自動車産業の発展における方向を明らかにし、タスクを明確にし、保障を提供した。

工業情報化部は関連部門と連携して「乗用車企業燃料消耗量算定弁法」を策定した。2012年より、乗用車の新型車燃料消耗量管理は輸入車まで拡大する。国産車、輸入車の企業平均燃料消耗量評価体制は基本的に確立した。

「新エネ自動車産業の技術革新工程」が本格的にスタートした。国家は条件に合致した、新エネ車型の新たな設計・開発プロジェクト及び動力電池など主要部品の技術R&Dプロジェクトに特別資金の援助を提供する。2012年、25プロジェクトは本年度の「新エネ自動車産業の技術革新工程」の支援対象リストに掲載された。

省エネ･新エネ自動車基準体制が更に整備された。2012年、乗用車第4段階燃料消耗量基準（2016年～2020年）、軽型自動車第2段階燃料消耗量基準、自動車燃料消耗量標識基準の制定・改訂作業も全面的に開始した。大型商用車燃料消耗量における国家基準の報批稿も策定完了した。

2012年に、工業情報化部は「電気自動車の総合的な基準化技術体制」を発表して、電気自動車の基準体制の構築重点を明確にした。2012年末までに公布された新エネ自動車関連基準は累計で60余りに達し、電気自動車及び動力電池の安全性、エネルギー消耗量の測定、充電インターフェースと通信プロトコルなどの分野をカバーした。電気自動車基準法規における国際的な交流・協力を更に強化して、欧米日などの国や地域との電気自動車安全性・環境などのGTRに関する共同研究・策定をスタートした。

省エネ車普及政策の効果が著しい

2012年に、省エネ車普及政策、省エネ・新エネ車の車船税優遇策の実施を通じて、省エネ・新エネ自動車製品の消費を積極的に導き、自動車メーカー

の発展の立脚地を品質と利益に転換させ、自動車産業の技術進歩と製品構造調整を大いに促進し、自動車製品のアップグレードを加速化させ、省エネ車型の発展を早め、生産台数は月毎に上昇した。

第7と第8の省エネ自動車普及目録に掲載されている198モデルが230万台強生産された。省エネ車普及政策における特別検査制度を更に整備し、全国で自動車燃料消耗量特別検査を実施、65台のサンプル車の燃費抜取検査結果を公表した。

2012年1月1日より、省エネ・新エネ（使用過程車含む）車の車船税優遇策を実施開始した。財政部、税務総局、工信部は合同で車船税減免対象車種目録、車船税徴収対象外車種目録をそれぞれ2回発表した。計346モデル、150万台強の省エネ乗用車、新エネ自動車はその車船税の優遇策を享受した。

新エネ車の実証実験は一層深化

2012年に、公共サービス分野における省エネ・新エネ車のモデル普及及び個人購入を対象とする新エネ車助成の実証試験を引き続き推進し、ハイブリットバスの普及範囲を25都市から全国に拡大する。

2012年に、「省エネ車・新エネ車パイロット実験応用プロジェクト推奨車種目録」に掲載された628モデルが2.48万台生産され、前年比は94％増となった。このうち、乗用車が1.47万台、商用車が1万台余、電気自動車が1.33万台、普通のハイブリット車が1.04万台、プラグインハイブリッド車が1,000台強生産された。

経済的利益の確保は比較的早い伸びを見せた

業界速報の統計によれば、2012年の中国の自動車産業における一定規模以上の企業（主要営業収入が500万元以上の企業）について、工業総生産は累計5.29兆元に達し、前年比11.8％増加した。

2012年、17社の重点企業（グループ）の工業総生産は累計で2.09兆元に達し、同3.3％増加した。主要営業収入は累計で2.41兆元を実現し、同2.8％増加した。支払い税総額は累計で3,916.85億元に達し、同0.6％増加した。

産業の集中度がさらに向上

2012年の5社の自動車メーカー（グループ）の生産販売規模は100万台を超えた。そのうち、上汽集団の自動車販売台数は400万台を突破し、446万台を達成。東風が307万台、一汽が264万台、長安が195万台、北汽が169万台に達した。上述5社の2012年の自動車販売台数は1,383万台になり、自動車販売総量の71.7％を占め、自動車産業の集中度は前年に比べ0.5ポイント増加した。

中国の自動車販売トップ10の企業グループは、合計で1,686万台を販売し、自動車販売総量の87.3％を占め、同期比で0.3％増加した。

自動車輸出市場は速やかに発展

2012年、中国の自動車完成車の累計輸出台数は105.6万に上り、前年比24.2万台増加（29.7％増）となり、これまでの記録を更新した。そのうち、乗用車の輸出台数は66万台に達し、同38.9％増加した。商用車の輸出台数は39.5万となり、同16.8％増となった。1～11月、自動車完成車の輸入台数は累計で105.4万となり、前年同期比で13.1％増加した。

2012年1～11月、全国の自動車製品の輸出入総額は累計で1,400億ドルに達し、前年同期比で8.0％増加した。そのうち、輸入金額は722.5億ドルで、同7.4％増加した。輸出金額は678.2億ドルで、同8.6％増加した。

出所：工業情報化部装備工業司（訳責：中国日本商会）

2013年市場予測について

2013年1月、中国汽車工業協会は記者会見を行い、2013年の自動車の市場予測を紹介した。中国自動車工業協会は2013年に中国の自動車販売が年間2,065万台に達することを予測、前年比7％の増加。同時に、2013年の市場動向に影響を及ぼす原因として、5つの有利な原因と4つの不利な原因を紹介した。その中、有利な原因：マクロ経済は安定しつつ発展し、自動車産業のために良好な経済環境を提供する。三大メリット（政策による改革、人材の質向上、都市化）の効果は、自動車市場に安定的発展を提供する。ハードコア自動車需要は、依然として存在する。消費者の自動車買換えグレードアップの傾向、普及率の拡大は自動車社会発展につながる。中国自動車の輸出仕向地市場には潜在的購買力がある。不利な原因：世界経済の回復速度が緩慢。中国経済は、経済成長品質と収益を更に重視し、絶えず経済発展の方法を転換、絶えず経済構造の合理化を求める。環境、エネルギー、交通問題は自動車産業の発展を制約する。貿易保護主義の台頭、としている。

＜建議＞

① 厳しくなる排気規制に対応するためには、新しい排気技術を導入する必要がある。しかしこれらの技術導入には、同時にクリーンな燃料が要求される。中国では、市場における燃料が粗悪なケースが多く、排気規制のレベルと適合していない。排気規制のレベルと市場での燃料性状を整合していただきたい。

② 燃費規制について、ＧＢは既に決定されており、導入が開始されているものの、詳細な企業プーリング方法や罰則等の規定が未だ決定されていない。平均規制において、適合を検討する上で、必須な要件であり、早急に決定されることを望む。また、燃費改善には時間を要する為、基準・計算方法が決まってから、適切なリードタイムが必要。

③「産業構造調整指導目録」や「外商投資産業指導目録」の推奨リストにおいて、トランスミッション技術のうち、AMTとDCTは含まれているが、CVTが含まれていない。DCTやAMTと同様、CVTも同様の省エネ性能を有しており、且つ、産業発展・イノベーションにも寄与すると考えられる為、CVTも推奨リストに含めるべき。

④ 国産車と輸入車の認証や環境保護部の環境目録など、認可として自動車を管理する部門が多岐に渡り、対応が非常に煩雑化している。国家として自動車の認可を管理する部門の一本化を要望したい。

⑤ 環境保護の観点で、排気部品に対するマーキングの要求や、触媒測定の要求、排気目録の為のVIN登録要求など相次いでいる。このような要求を出す前に、きちんと各国のメーカー等とも十分な議論を行い、リードタイムを確保した上での導入を要望したい。

⑥ 部品パッケージ記載内容等の、法規改定に関わる執行部門及び窓口の一本化を要望したい。

⑦ 本来、業界の推薦規格であるQC/Tなどを認証時に強制法規として課すケースが存在する。規格はあくまでも強制的なものではなく、技術の方向性を示すものとして、国際的な場でも議論されている。強制法規はあくまでも国家標準「GB」のみとし、QC/Tなどの規格を認証時に強制として適用するのは止めて頂きたい。

⑧ 研究開発成果・ブランドの適切な保護に関し、審査基準の国際的な統一、早期審査制度の導入、部分意匠及び意匠の実体審査の導入、商標法改正による馳名商標の適切な保護、商標許諾契約届出義務の緩和などを要望したい。

⑨ 模倣行為の排除を要望したい。刑事移送、厳罰化、製造設備と金型の押収等による再犯者に対する効果的な抑止、国務院レベルの模倣対策特別行動の継続実施を要望したい。また無審査登録の実用新案権・意匠権の濫用防止、パテントトロールの対応策の検討を要望したい。

⑩ 公路安全保護条例の緩和を要望したい。トレーラーの全長規制16.5mと短く設定されているが、運送コスト上厳しい状況に直面している。トレーラー全長規制の緩和を要望したい。

⑪ 危険物等の輸入、危険物等の国内物流の新法規の事前告知の徹底と、窓口部署の一本化による正確な情報伝達を要望したい。地域・時期により法規適用が異なり、オペレーションへの悪影響が過去発生している。

⑫ 地方税関、地方税務局業務のルール化について、以下を要望したい。

・地方税関は地方なりの政策や規制を実行する際、事前の連絡が無いままに実施が開始されたり、担当者個人の判断により実施される属人的なケースが多い。仮に人事異動があれば、それまでの流れが全部ひっくり返され、当事者としての企業にとっては全てやり直しとなるケースもあり、対応に苦慮している。例えば、Letter of Guaranteeの管理やHSコード管理などがこれに該当する。地方税関には日常業務上の変更点があれば、事前に書面上で通達いただきたい。

・国税より税制上の規定があるにもかかわらず、各地方税務局の実務上、異なる実行基準や規定を追加してしまい、矛盾してしまうケースがある。例えば、輸出上、

VAT発票適用では発票リストに対して適用されるところとされないところがあり、企業間の対応に支障がでている。国税局は地方をまたがる税務上の規定を決める場合に実行可能性を加味した上、関連する地税局の規定を矛盾がないように管理していただきたい。

⑬ 原産地証明の発行規定はあるが、地方政府の解釈により、必要な書類（または書類のレベル）が異なることがある。申請後の承認プロセスとリードタイムが明確となっていない。原産地証明発行に必要な手続きについて、明確な解釈と承認プロセス・リードタイムを明示して頂きたい。

⑭ 税関への輸出通関申告上、HSコード別に申告単位の管理をしている。但し、当局が自動車部品の輸出税関申告上でも増値税還付申告上でも重量を単位としているのに対し、企業の実態では部品集計上、個数を単位として管理しており、その都度、マニュアル作業で個数単位を重量単位に変換せざるを得ないという不効率な作業が発生している。企業業務上の実態に合わせてHSコード別にいくつかの申告単位の選択肢を設定してほしい。例えば、重量単位か個数単位かなど、申告者が自社の業務実態に基づいて自由に選択出来るようなシステム上の設定していただければありがたい。

⑮ 輸出増値税の還付申請期間延長を要望したい。業務量が多い企業にとって、現状の90日間規制は対応が難しい。荷量が多く且つ遠隔地へ大量に輸出する企業に対しては、申告期間を120～150日に延長していただきたい。

⑯ 二輪車の都市への乗り入れ規制について、多くの都市で交通安全、または環境の為という理由で二輪車の登録や乗り入れの制限を行っているが、二輪車は、省エネ、省スペースの都市に適したコミューターであり、不合理な規制であるため、撤廃もしくは少なくとも緩和をしていただきたい。

⑰ 大型二輪車の取り扱いについて、中国の経済発展に伴い、今後大型二輪車の需要も増えると考えるが、30％を超える関税や高速道路の通行禁止など、諸外国に比べ大型二輪車普及への障害が存在する。このような大型二輪車に対する不合理な関税や不公平な取り扱いを改善していただきたい。

12. 造船

中国船舶工業協会によれば、2012年全国船舶生産指標は、年間の新造船竣工量：6,021万DWT（前年比21.4%減）、新造船受注量：2041万DWT（同43.6%減）、2012年末の手持ち工事量：1億695万DWT（同28.7%減）であった。また、全国の一定規模以上（国有企業及び年間売上高が500万元以上の非国有企業）の造船及び舶用機器企業の工業総生産高は前年比3.4%増の7,903億元となった。

図1：中国造船業界の主要生産指標

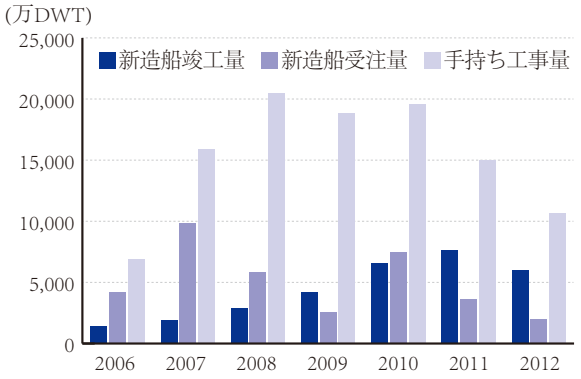

出所：中国船舶工業協会

2012年、世界造船市場における中国のシェアは、新造船竣工量：約4割、新造船受注量：約4.5割、手持ち工事量：約4割と、3年連続で世界第1位のシェアを占めた。

一方、2012年竣工量（DWTベース）の世界ランキング上位20社をみれば、中国の造船会社は7社と社数では韓国と同数であるものの、竣工量ベースでは、中国造船会社が占める割合は33%と、韓国の同45%に比べれば低く、大手各社の規模ではまだ韓国に及ばない状況である。

表1：2012年新造船竣工量の世界ランキング（2013年2月時点）

ランク	造船所	国籍	kDWT
1	現代重工業G	韓国	19,271
2	CSSC	中国	15,306
3	CSIC	中国	10,173
4	大宇造船海洋	韓国	9,494
5	三星重工	韓国	8,135
6	今治造船G	日本	7,975
7	STX造船海洋G	韓国	7,767
8	ツネイシ造船G	日本	5,427
9	JMU	日本	4,977
10	熔盛重工	中国	3,625
11	川崎重工G(含むNACKS/DACKS)	日本	3,610
12	成東造船	韓国	3,262
13	新世紀造船G	中国	3,213
14	韓進重工G	韓国	2,995
15	金海重工	中国	2,727
16	新揚子江造船G	中国	2,606
17	大島造船所	日本	2,390
18	名村造船所G	日本	2,155
19	SPP造船	韓国	2,141
20	COSCO造船G	中国	2,125

出典：Clarkson

造船市況の動向と今後の見通し

欧州経済の低迷が続き今後の先行きも極めて不透明な中、ここ数年の新造船竣工量の急増により、世界全体の船腹需給はLNG船等の一部の船種を除き大幅な供給過多となっている。こうした中、金融危機以降、新造船受注量は低迷を続けている上、過剰建造能力の問題が深刻となっている。受注環境は競争激化と、新造船価格の低下で厳しい状況が続いている。

加えて、建造中或いは竣工船に対するキャンセルや引き取り遅延も数多く発生しているため、これまでプラス成長を維持してきた新造船竣工量は、2011年に7,665万DWTでピークを打ち、2012年に6,021万DWTと減少に転じて、2013年には5,500万DWTへ更に減少すると中国船舶工業協会は予想している。2013年の受注量は増加する可能性があるものの、年末には手持ち工事量が1億DWTを割り込む恐れがあると同工業協会は予測している。

金融危機後、国際船舶金融市場が縮小し、新造船を発注するための資金調達が難しい状況が続いているが、中国輸出入銀行は積極的に船舶融資を拡大し、特に省エネ、環境保護、高技術、高付加価値のグリーン船の中国造船所への発注を支援・促進している。

また、工程遅延や船主の支払遅延などで資金調達難に陥った造船所に対して、中国銀行など中央銀行だけでなく、地方銀行も資金融資で造船所を救済している。

最近の中国政府の造船保護策

造船需要が枯渇した状況が続いているが、中国政府は「国貨国運」「国輸国造」（中国が輸入する貨物は中国船で輸送し、その中国船は中国の造船所で建造する）政策を推進して国内造船所の仕事量確保を支援している。大型鉱石船やLNG船なども既にこの政策に基づき中国造船所で建造されているが、この度、中国の原油輸入の増加を見込み、大幅な船腹過剰で市況が低迷しているVLCCでも、中国国有船社が中国国有造船所に50隻を発注するという大量建造計画が発表され、実際に既に発注の動きも出ている。中国の国有造船所の仕事量確保に有効な施策との報道もあるようだが、このような政府主導による大量発注の動きは海運市場の低迷を長引かせ、造船市場の回復を遅らせ、世界の造船海運に悪影響を与えることになると憂慮されている。

船舶修繕市場と今後の見通し

2012年、厳しい海運市況の下、中国の船舶修繕業では船舶の修繕数は大幅に減少したほか、修繕単価の低下が続いた。中国船舶工業協会によれば、2012年の中国の修繕船及び解撤船の主要事業収入は498億元と前年同期比18.9％増加したが、損益は0.9億元（同134％減）の損失と赤字に転落していて、船舶修繕市場は極めて厳しい状況となっている。

2013年は更に競争が激化し2012年以上に難しい生産経営の状況に直面し、競争力のない企業は破綻に追い込まれる恐れがあると中国船舶工業協会は警告している。特に、人件費の上昇、鋼板や塗料等材料費の高騰、労働保護政策の強化を受け、企業は厳しい問題に直面している。

中国造船業の課題

海洋開発装備製造業領域への参入

近年、新造船受注が堅調に拡大しているLNG船や大型コンテナ船等の高付加価値船種の建造だけでなく、造船所は造船業から業種転換し、今後の成長が期待される海洋エネルギー開発に係る海洋構造物などの分野に新規参入することを政府は奨励している。

2012年2月、海洋構造物関連産業の中長期計画である「海洋装備業中長期発展計画（2011～2020年）」が公表され、同産業が国家戦略新興産業として位置付けられ、中国の同市場シェアを現在の7％から2020年に35％まで引き上げるとの目標も掲げられた。

2012年には中国造船所は多種類の海洋開発装備船舶の自主開発、設計、建造で多くの成果を上げた。更に、セミサブ型リグ、ジャッキアップ型リグ、ドリルシップ、FPSO、多用途支援船、海底作業船、PSV，AHTSなど100隻近くの海洋開発装備船舶を受注した。

造船淘汰・再編の現状

これまで中国の造船業界は、特にバルクキャリアの分野において、低価格を武器に急速に市場シェアを拡大し大型設備を建設してきたが、金融危機以降、新鋭設備が次々に稼働する一方、新造船受注は大きく落ち込んでいて、過剰建造能力が深刻な問題になっている。

造船業界における直近の好況期（2003～2008年）には、交通建設集団や航空工業集団のような中国の大規模国有企業集団だけでなく、不動産業など異業種からの新規参入も多くみられた。こうした新規参入業者には投資が目的で技術の蓄積、船主との安定的な信頼関係等は乏しい企業も多く、金融危機以降、新造船受注の極端な落ち込みの中、多くの契約キャンセルに遭遇している。また、仕事量の減少により操業を停止する造船所が出てきているが、造船所を誘致した地方政府の支援を受けているためか、経営破たんしたり、淘汰・再編に至ったりするケースは少ないようである。

さらに人件費や原材料価格の上昇が続く中、2013年は近年の激しい競争環境下で低価格での受注を余儀なくされた船の竣工に伴う採算の大幅悪化が懸念されていて、中小造船所を中心とする経営状況は厳しさを増している。多くの造船所が倒産したと報道されているが、中型以上の造船所で倒産した造船所はまだない。政府は劣後した造船所を淘汰し、競争力のある造船所による統合・再編を進める政策を発表している。しかし国有造船集団内の再編はあっても、集団の枠を超えた再編はまだ行われていない。

業界上位企業の寡占化

先般公表された「船舶工業第12次五カ年計画」によれば、中国の竣工量上位10社が全体に占める割合を現在の50％弱から2015年には70％まで引き上げる方針を打ち出している。この政策を実現するために政府は造船所の淘汰・再編を加速する政策を実施するものと思われる。

一方、造船業界は雇用や税収面で国・地方経済への寄与度が高いため、中央政府による国有大手造船所、地方政府による民営造船所への支援等がさらに拡大するとみられ、中国における過剰建造能力の淘汰が実際に進むのか、今後、政府の実施する関連政策等が注目される。

＜建議＞

① 過剰建造能力の是正：

リーマンショック、欧州財政危機の影響を受け、世界経済が低迷し、タンカー、バルカー、コンテナ船等中国造船所の得意とする在来船市場は船腹過剰に直面し、新造船の発注量が激減し、新造船価も低迷を続けている。一方、好況時に建設された大型新造船設備が次々とフル稼働を迎え建造能力が拡大しているが、手持ち工事が急速に枯渇し操業停止に追い込まれた中小造船所が多数出ていると報道されている。中国政府は淘汰・再編を含めた需給調整により過剰建造能力を是正し、「2015年までに上位10社で70％以上を建造する」ように造船会社を集約すると発表しているが、造船業界は中国国内で「重要産業」と位置付けられていて、地方政府や金融機関等の支援もあって、淘汰・再編が進展しない可能性もある。実際、何千カ所もある小造船所の閉鎖や操業停止の報道はあるものの造船市場に影響のあるような中型以上の造船所の閉鎖はない。現在でも、中国では造船所の建設や能力拡張計画が発表されていて、このままいくと中国の造船能力過剰が、世界の造船不況を長期化させ、その回復を遅らせることになる。政府は「第12次五カ年計画」の2013年～2015年期間の見直しを開始しているようだが、海洋工程装備製造や風力発電製造などの部門への転業も含め実効性ある過剰造船能力の削減を推進して欲しい。

② 低価格舶用機器輸入の自粛：

エンジンやエンジン部品等のコア舶用機器は、依然として海外からの調達が続いており、国内競争環境を悪化させ、公正な取引による国内企業の競争力アップと国内市場の健全な育成を阻害している。このような取引については、政府の主管部門や業界団体等によって、業界各社への自粛を促すことを要望する。

③ 特定の分野における外資参入障壁の撤廃：

中国の造船所及び一部コア舶用機器の分野では、外資による企業への出資比率は49％以下とする制限があるため、外資にとっての参入障壁は引き続き高く、中国造船業でも環境規制対応・省エネルギー関連機器等のニーズが強く、最先端技術を持つ海外企業の提携・参入の需要が高いことから、出資制限をはじめ外資参入に係る障壁の撤廃を要望する。

ただし、建造能力削減に関連して、この外資規制にもプラスの面があったことを付言する。現在、韓国大手2社は独資で造船所を建設したが、大型新造船領域への参入が認められないため、小型船やブロック建造を行っている。この外資規制がなければ、韓国大手造船会社は大型造船設備を建設し、建造能力過剰に拍車をかけていたことであろう。従って、当面、造船業にあっては過剰能力削減の視点から外資規制を運用されることを要望する。

第５章
情報通信業

１．情報通信

工業・情報化部（MIIT）報告によると、2012年、全国の電話利用者は13億9,031万（前年比9.4%増）に達している。固定電話利用者数は減少し2.78億戸（2.43%減）、一方で移動（携帯）電話は1億以上増加し11.12億ユーザ（12.8%増）となり利用者全体の80%を占めた。インターネット利用者は5.64億人（9.9%増）に達し、こうした携帯電話とインターネット利用者の増大に支えられて同期間の電信主営業務収入は10,763億元（8.9%増）まで伸びた。また光ファイバによるFTTH（ファイバー・トゥ・ザ・ホーム）が進められ、TD－LTEの大規模トライアルなど、新規インフラ投資が続く。インターネットに関しては微博、微信など新サービスが躍進、著作権法の第二稿が公開意見請求をされるなど知的財産権の保護に向けた努力が進められている。

固定通信、インターネット、新サービス

電話ユーザ数

中国の携帯電話ユーザ数は前年同期から1億ユーザ以上増加した（詳細は2項参照）。一方で固定電話は減少の一途をたどっている。

表1：固定電話、携帯電話のユーザ数と普及率

	中国ユーザ数	中国普及率	日本ユーザ数（2012年9月時点）	日本普及率（2012年9月時点）
固定電話	27,815万	20.7%	3,433万	26.9%
携帯電話	111,216万	82.9%	13,679万	106.8%

出所：工業・情報化部資料『2012年全国電信統計公報』、総務省報道資料『情報通信主要データ』

インターネット利用者数

インターネット利用者総数は、2012年12月末で5.64億人となり、全人口に対する普及率は42.1%（注1）となった。利用者数は世界最大であるが、普及率はインターネット先進国に及ばない（日本79.5%、アメリカ78.1%、韓国82.5%等、注2）。モバイルインターネット利用者数は4億1,997万人で、2011年末から6,439万人増となり全利用者の74.5%と、スマートフォン拡大に伴い大きな伸びをみせた。

注１：出所：CNNIC資料『中国インターネット発展状況統計報告(2013.1)』
注２：日本、アメリカ、韓国:2012年6月末の数値（出所：Internet World Status “INTERNET USAGE STATISTICS THE INTERNET BIG PICTURE”）

図１：インターネット利用者数

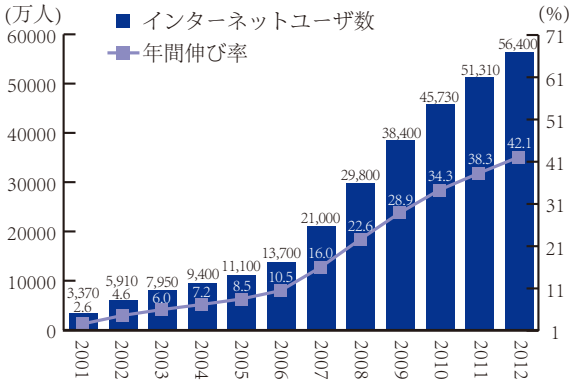

2012年電気通信産業界の主な動き

光ファイバ、WiFi等のインフラ整備

中国電信など通信各社は光ファイバの敷設に注力している。2012年末で中国全土の光ファイバ総延長は1,481kmとなり、インターネットに向けて広帯域接続終端数も2.6億と増加した。しかしながら光ファイバによるFTTH価格は高価なためインターネットはモバイルからのアクセスが74.5%と一般的であり、北京、上海市内などではWiFiによるアクセス拠点整備が進められている。

微博、微信、インターネット購買

微博（中国版ツイッター）、微信（チャット/VoIPアプリ）、インターネット購買等の新サービスは2012年に入り大きく伸び、微博も微信もユーザ数が3億人を超えた。またインターネット購買

もB2B、B2C、C2Cともに伸び、一般ユーザでインターネット購買を利用した人は2.4億人を超えている（CNNIC）。動画配信やゲーム配信も含めこうしたコンテンツビジネスに必要となる許可証は残念ながら外資系企業には与えられていない。データセンタ、コールセンタなどのライセンスについても同様に外資には開放されていない。

知的所有権問題

著作権をめぐる取り組みでは、中国国家版権局が「著作権法」の整備を進めている。これまで2度にわたり改正草案に対する公開意見が集められ修正が行われてきた。また中国企業でも「百度」が「百度文庫」の改革に取り組み、また「百度音楽」でも著作権等に配慮したプラットフォームを採用するなど改善が続いている。この結果「百度」はアメリカUSTRの「悪名高い市場」リストからはずれることとなった。成果は徐々にあがりつつあるが違法コピーの横行によって文化産業の国際的な競争力が損なわれており、新「著作権法」の早期発効が望まれる。

移動体通信（携帯電話）

2012年の中国の移動体通信市場は、3Gサービスのユーザ数の増加とスマートフォンの本格普及期への突入が相まって、昨年同様に高い成長を維持した。2012年12月末の携帯電話総ユーザ数は、各通信会社の発表数値では11億1,216万であり、2011年末の9億7,570万に比して1億3,646万の純増となった。3Gユーザは2億3,164万を占めており、2011年末の1億2,752万の1.8倍にまで拡大し、携帯電話ユーザ総数の21％を占めるに至った。3Gユーザの大半がスマートフォンを志向しており、ユーザ数の拡大に伴ってスマートフォンの低価格化は一層進み、1,000元に満たない価格のスマートフォンが市場を席巻した。通信ベンダの中には価格競争に疲弊する企業も現れ始め、一部の勝ち組の企業と負け組の企業の差が鮮明になった一年でもあった。モバイル付加価値サービスでは、民間のコンテンツ・サービス事業者が市場とユーザを育成している感があり、この一年で様々なサービスの進化が見られ、外資企業の中国進出も少しずつ進展してきている。通信サービスに関する各種の法制度や業界内のルールの整備は遅々としているが、スマートフォンを中心とするスマートモバイル端末のセキュリティ等の管理を強化する動きが出てきた一年でもあった。

携帯電話ユーザ総数は11億を突破、3Gサービスの伸びは堅調

2012年12月末時点の中国の携帯電話ユーザ数は11億1,216万に達した。各通信会社のユーザ数（市場シェア）は、中国移動が7億1,000万（64.5％）、中国聯通が2億3,931万（21.3％）、中国電信が1億6,082万（14.2％）となっている。上記のうち、3Gサービスのユーザ総数は2億3,163万であり、全体の21％にまで成長した。各社の3Gユーザ数（市場シェア）は、中国移動が8,793万（37.7％）、中国聯通が7,466万（32.8％）、中国電信が6,905万（29.5％）であり、3Gサービスに限れば、各社の市場シェアは、昨年以上に拮抗しており、競争が激化してきている。特に、中国移動は、3GサービスにおいてTD-SCDMAという中国独自の方式を採用していることから、対応端末のラインナップが増えず、サービス面でも国際ローミングが出来ない等のハンデを抱えている。このため、中国移動は、次世代のLTE（Long Term Evolution）技術の確立を急いでおり、国内13都市で国内外の端末・チップ、ネットワークベンダの協力を得ながら、大規模なトライアルを実施しているが、その進捗と成果は予定よりも遅れがちとなっている。2012年末にはTD-LTE対応のデータサービスの商用化を目指すとしていたが、実際には商用化されていない。2013年の技術的進展が注目される。

図2：中国の携帯電話ユーザ数と年間伸び率推移

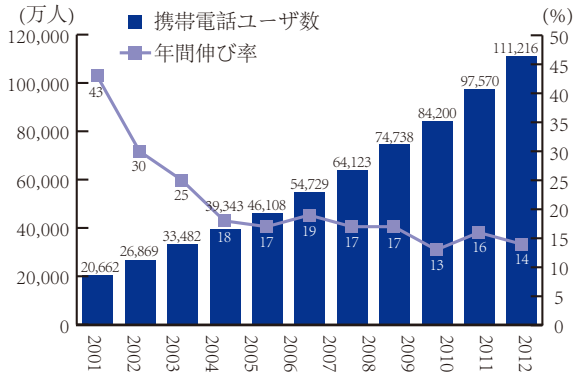

表2：通信事業者3社のユーザ数と市場シェア比較

通信事業者	携帯電話ユーザ数	市場シェア	3G サービス（再掲）		
			ユーザ数	市場シェア	技術方式
中国移動	7.10 億	64.5％	8,793 万	37.7％	TD-SCDMA
中国聯通	2.39 億	21.3％	7,466 万	32.8％	W-CDMA
中国電信	1.61 億	14.2％	6,905 万	29.5％	CDMA 1X EVDO

二極化が進むスマートフォン、更なる低価格化に疲弊するベンダ

2011年に本格化したスマートフォンの普及は、低価格化が更に進行し、1,000元スマートフォンの域を超え、700～800元という価格帯での競争に突入した。工業・情報化部電信研究院の発表では、2012年11月末の中国の携帯電話出荷台数は4億1,700万台（前年同期比10.4％）に達し、うち2G対応携帯電話は1億8,600万台（前年同期25.4％減）、3G対応携帯電話は2億3100万台（前年同期比10.4％増）となった。更に3Gの規格別出荷台数（市場シェア）では、TD－SCDMAが6,238万3,000台（15％）、W-CDMAが1億1,300万台（27.1％）、CDMA2000が5,530万台（13.3％）となっている。

端末ベンダの市場シェアでは、国産ベンダは1,000元以下の低廉な端末を主力商品として3億3,100万台に上っており、携帯電話出荷台総数の79.5％強を占めている。3G対応の携帯電話に限れば、国産ベンダの出荷台数別シェアは、TD－SCDMAで86.1％、WCDMAで63.7％、CDMA2000で81.6％と高いシェアを占めている。海外ベンダは、Apple、Samsungが5,000元以上のハイエンド市場をほぼ独占しており、NOKIA、MOTOROLA、LGといったスマートフォンへの対応が遅れたベンダの立ち位置が難しくなっている。今後は、中国市場から撤退する海外ベンダも現れるかもしれない。低廉な端末で圧倒的なシェアを誇る国産ベンダの華為科技、中興通訊、Lenovo、宇竜酷派も利益の面では厳しく、消耗戦に突入した感がある。こうした状況から、華為と中興は海外での市場開拓に熱心であり、中国国家開発銀行等の政府系金融機関とタッグを組み、中東、アフリカでのネットワーク建設とセットで携帯端末までを売り込むフルターンキープロジェクトに積極的に関与している。この両社は、昨年は米国、日本市場への進出も加速させている。

モバイル付加価値サービスは、規模の成長に質の成熟が伴い始めた

2012年も各種のモバイル付加価値サービス市場は急速に拡大した。ユーザ利用率の高いサービスは、検索、音楽、ゲーム、SNS、微博（中国版Twitter）、漫画、小説であり、昨年に比してあまり変化がないが、先進国同様にユーザID、良質なコンテンツ、自社での課金モデルを統合して保有する事業者が市場をコントロールする傾向がより鮮明になってきた。特に、SNSを中心として周辺のゲーム、小説、音楽といったコンテンツを付随的に安価に、時には無料で提供する事業者が強みを増している。具体的には、騰訊（Tencent）、人人網等のIMやSNS系事業である。2012年に一大ブームとなった新浪の微博は、普及と利用は進んでいるもののビジネスとしての活用やマネタイズに課題がある。

2011年に中国に進出した日本の主要ゲームプロバイダ数社は、2012年には大々的なキャンペーンを打ち、実際のサービスの提供を開始した。当初、中国のユーザになじみのないソーシャルゲームであったが、上述の騰訊によるサービス提供等もあり、一般ユーザに浸透してきており、アプリ内課金で有料のアイテムを購入するユーザ層も確実に増加している。これらのサービスとビジネスモデルは、2013年にはモバイル付加価値サービス市場の主役となる可能性がある。

中国政府はスマートモバイル端末の管理を強化

2012年は、上述したスマートフォンを中心とした業界構造の変化に伴い、いくつかの法制度の改正等の試みが窺える一年となった。工業・情報化部は、6月に『スマートモバイル端末接続管理強化通達意見募集稿』を公表し、モバイルスマート端末に対する中国独自の国家標準の採用と業界標準に基づくネットワーク接続の許可を強制するかのような動きを見せた。また9月には、『スマートモバイル端末に関するセキュリティ性能評価方法』の意見募集を行い、更に11月には『スマートモバイル端末接続管理強化通達』をWTO/TBTに通達している。急激に浸透するスマートモバイル端末に関する管理は、総論としては好ましいものであるが、適用する標準や付随する技術に関して、中国独自のものを必須要件とすることは好ましくなく、今後の中国政府の方針には注意が必要である。

＜建議＞

①通信関連の法整備の推進と業界内の不正等への取り組み強化

情報通信、特に移動体通信は技術の進展、市場の発展速度が著しいことから、電信法をはじめとする関連法制の整備が喫緊の課題であり、政府の積極的な取り組みと実効性のある成果を期待したい。

また、情報通信産業の発展は、そこで流通されるコンテンツの品質に依存するところが大きい。しかしながらコンテンツやサー

ビスに関わる海賊版、模倣の横行といった知的財産権の侵害は、依然、市場に蔓延している。健全なマーケット育成のためにも不正業者に対する刑罰の強化等の取り組みと一体化した業界内のルール作りについて政府の真摯な取り組みを執行していただきたい。

② 事業ライセンス取得要件の緩和と外資への非開放項目の改善

基礎通信、付加価値通信サービスライセンスの取得のために、外資は中国国内企業と、一定資本金規模以上の合弁会社を設立する必要があり、参入障壁となっている。外資が独自に事業参入可能である日本の外資参入要件と同程度まで、中国の外資参入要件の緩和を要望したい。また、WTO承諾表において外資に開放されている電信サービスが限定的であり、今後需要の高まるであろうデータセンタ、コールセンタ等の付加価値電信サービスが外資に未開放となっている。データセンタ、コールセンタ等の事業ライセンスの外資へ開放を求めたい。

③ アクセス網の故障時の連携

通信網はエンド―エンドでの品質が確保されてこそ、利用者、企業が安心して業務を進めることができる。アクセス網のネットワークが故障した際に迅速に対応できるように、通信各社との情報連絡をさらに円滑に進めたい。

可能であれば故障の際に両者立会いの元で故障切り分けを実施し、故障個所の特定を行いたい。また、より一層のネットワーク情報の開示をお願いしたい。

④ スマートモバイル端末の管理強化に関する独自規格等の強制の廃止

2012年に中国政府が発表したスマートモバイル端末に関する各種の意見募集稿や通達は、スマートモバイル端末に新たなセキュリティ上の制限を課すものであり、市場の自由なイノベーションを阻害する可能性があるため、実施にあたってはグローバルスタンダードに即した内容としていただきたい。また、当該通達等で定める基準に関して、中国独自の規格や標準への適合性をネットワーク接続の必須条件とすることは、ユーザ保護の観点からも適切ではないため、制定にあたっては考慮していただきたい。

2．ソフトウェア

中国のソフトウェア産業は、日本をはじめとする海外からのオフショア開発拠点として発展してきた。昨今、中国の経済発展にともない、中国を世界でも重要なマーケットとしてとらえ、製販一体や輸入販売を行う業種が進出企業のほとんどとなっている。ソフトウェア業界も例外ではなく、これまでのオフショア拠点を有する企業に加えて、あらたに中国をソフトウェアビジネスの市場ととらえる企業の動きが増大している。

ソフトウェア産業にとっては、高スキルを有した現地人材の育成が鍵であることは言うまでもないが、それに加えて、中国に適合したビジネスモデルの構築が重要である。特に最近、世界的にトレンドとなっているクラウドは、地場資本の企業も含めた在華企業にとって有益なものとなると想定される。

人材育成のモチベーションの維持・向上および、クラウド等のソフトウェアサービスの本格開始の奨励が喫緊の課題である。

中国のソフトウェア産業

日本企業にとって、中国におけるソフトウェア産業は、長らく、日本向けのソフトウェア開発の基地としての位置づけであった。日本のソフトウェア開発企業やシステムインテグレータは、その比較廉価で優秀な人材を求めて、独資または、合弁で開発子会社を設立してきた。ソフトウェア組込ソフト等を必要とする企業あるいは、自社向けのソフトウェアを自前で開発する企業などは、ローカルのソフトウェア会社と開発ラボラトリィ契約を締結するなどして、長期に亘ってローコスト開発拠点として育成・活用を図ってきた。これらの動きは、中国当局の外資誘致、外貨獲得および雇用増加という基本政策に合致するものであり、沿岸部だけでなく内陸部までも、ソフトウェアパークを多く創設し、ソフトウェア産業の誘致、助成の政策となって表れている。

一方で、日本国内企業におけるソフトウェア開発投資の一巡、グローバルガバナンス強化のためのグローバルソリューションの活用の流れ等により、一般的なオフショアの開発量が減少する状態となってきている。特にリーマンショック以降、その傾向が顕著であり、優良なソフトウェア会社に対しては注文が殺到、逆に実績のないソフトウェア会社は、窮地に追い込まれるなど、「勝ち組」、「負け組」の様相を呈している。日系の現地拠点でも同様で、引続き、オフショア開発のオペレーションを拡大していく方針をとるところもあるが、ほぼ例外なく、在華企業・組織をターゲットとした、ソフトウェアビジネスへの転換をするあるいは、その計画を立てることとなっている。

中国のソフトウェアマーケット

中国のICTマーケットにかかる調査（IDC、2012年6月）によれば、中国のICTマーケット（全体額1,120億ドル）は、未だ、ハードウェアが占める割合が大きく（919億ドル：82%）、ソフトウェア（65億ドル：5.8%）や、サービスビジネス（136億ドル：12.1%）の割合は低い。しかし、ソフトウェア・サービスの伸び率は、ハードウェア（タブレット、携帯を除く）の伸び率を大きく上回っており、今後成長の期待できる産業であると言える。このマーケット状況には、日系を含む外資企業が、中国を世界の工場から世界の市場へと位置付けを変え、製販一体の仕組みや販売チャネルの確立のためのIT投資が含まれていると考えられる。また、急速な近代化を目指す中国政府のインフラ整備を支える意味でのIT分野への投資ととらえることもできる。

ソフトウェア産業の方向性

このような状況の中、日系のソフトウェア業者やシステムインテグレーション業者は、製造業と同様に中国におけるビジネスの拡大を目指している。その特徴は、以下の3つに集約できる。

実績のあるソリューションの提供

中国では、外資企業も地場企業（組織）も例外なくできるだけ迅速、かつ安全にICT化を進めたいと考える。そのため、一部の例外を除いて、中国において、試行済みの実績のあるソリューション、できればパッケージソフトウェアの提供が望まれている。

現地人材によるソフトウェアビジネス

中国におけるソフトウェア人材のコストは上昇を続けているが、日本人駐在員あるいは、日本からの出張者による開発・実施に比すれば廉価である。また、本稼働以降の継続的なサポートも必要となるため、現地スタッフによるソフトウェアの開発・実施が必要である。

SaaSをはじめとするサービスビジネスへの取組み

ICTに関わるハードウェアやソフトウェアを自前で購入し、資産化するのではなく、費用として処理することのできるSaaSや現在世界中でトレンドとなっているクラウドの提供など、ソフトウェアに基づいたサービスビジネスへの取組が必要となっている。

具体的な問題点と改善要望

ソフトウェア人材育成・確保のための優遇措置

ソフトウェア人材への優遇措置として、都市戸籍の獲得や個人所得税の還付などがあるが、地方によって政策が異なっており、同じ企業に所属していても勤務する都市によって待遇が異なる状況となる。在華の日系ソフトウェア企業は、複数のグループ会社に分散した人材リソースや資産を新会社を設立したり、代表会社に統合するなどして、ひとつにまとめる動きを加速させている。全国に単一会社による分公司を設置しやすくするためにも、全国統一の政策は、有意義である。

ソフトウェア人材育成

特にオフショア開発企業においては、大量に採用した大学の新卒者に対し、高度のIT専門知識教育と日本語教育を行い、更に、OJTを行うことで、オフショア開発に適した高スキル技術者としての育成を図っている。また、企業がインターシップで多くの学生を受け入れることにより、学生のIT企業への興味を喚起し、学生のIT企業就職を支援している。在華企業・組織を市場とするソフトウェア企業においても基本的には同様の教育を実施している。しかしながら、中国の労働市場における流動性の高まりが、企業における新卒者の採用、インターシップの受入の阻害要因になっている。

企業による教育投資は、結果的には、教育をうけた中国のIT技術者が中国のIT産業発展に寄与するものとなる。企業が、ソフトウェア人材育成に向けた教育投資を行いやすくするための補助金制度等、定常的な支援措置が望まれる。

知的財産権保護、ライセンス支払いの土壌

先に参照したIDCの調査によると、ハードウェア（特にPCなど）の売上額は、日本を大きく超えているにも関わらず、ミドルウェアやアプリケーションソフトウェアなどの売上額は、日本に比して1/3から1/7という状況である。これは、ソフトウェアにおいても、違法コピー品が氾濫している状況の証左ということができる。

ソフトウェア企業にとって、その知的財産権を侵害する模倣や許諾していないコピーの出回りは、死活問題であり、中国でのソフトウェアビジネスを躊躇する要因の1つとなりうるものである。このことは、結果的に在華の企業・組織が最新のソフトウェアサービスを活用できないことに繋がり、長期的な損失は、計り知れないものがある。

不適切なコピー製品を活用している企業・個人に是正を促し、知的財産権保護に関しても、先進国並みとなるような施策を期待する。

日本への中国社員の出向・研修時の課税問題

ソフトウェア人材のレベル向上、および日本の技術者との連携を強化するため、ソフトウェア人材を日本に出向させたり、研修派遣させたりすることにより、日本において技術供与をうける事例が定常的に発生している。しかしながら、両国での二重課税が発生しており、企業において日本派遣の阻害要因となっている。

クラウド等ソフトウェアサービス事業と通信・インターネット関連事業との取扱の明確な分離

アプリケーション等ソフトウェアをサービスとして提供（いわゆる「SaaS」）し、　稼働するハードウェア資源と併せて利用させる「クラウド」サービスは、利用者に対し利便性を向上させ、TCOを削減できるものとしてICT利用の世界的トレンドとなっている。特に業務アプリケーションのサービスや、サーバ・ストレージなどのICTインフラを自ら購入することなく使うことのできるサービスの利用は、中規模・小規模企業の多い中国にとって、限りある資金を本業に集中でき、かつ、ICT利用が可能になることから、その経済効果・成長への貢献も大きいものと期待される。しかしながら、中国では、当該サービス自身が、いわゆる「第一種付加価値電信業務（中华人民共和国电信条例：增值电信业务）」に該当するのではないかという解釈があり、外資企業にとってのソフトウェアビジネス実施上の障害、および在華企業にとって経営上有効なサービスを利用する機会損失を生じている。業務上のICT活用に寄与するクラウドサービスについては、経済効果の観点から、外資企業の参入を含め、奨励されるべきものと考える。

＜建議＞

① ソフトウェア人材確保のための優遇措置

ソフトウェア人材への優遇措置として、都市戸籍の獲得や個人所得税の還付などがあるが、地方によって政策が異なっており、同じ企業に所属していても勤務する都市によって待遇が異なっているので、全国統一の政策をお願いしたい。また併せて還付などの手続きの迅速化を進めていただきたい。

② ソフトウェア人材育成

ソフトウェア開発においては大学卒業後、すぐには即戦力とはならないために、企業にとって新入社員採用後の人材育成に関わる教育・OJTでの投資が大きい。また近年ではインターンシップとして学生の受け入れも積極的に行っており、会社・学生にとって双方を理解する上で利益のある制度と思われる。人材育成に対する企業への支援およびインターンシップを加速するような学生支援策の実施をお願いしたい。

③ 模倣品・知的財産権の保護

ソフトウェア産業において知的財産の保護がなければ、企業にとっては中国への革新技術の開発移転や研究開発が進まない。中国にとってもノウハウの蓄積や最先端技術の人材育成に影響を与えることになるので、必要な措置および具体的な対応を要望する。

④ 日本への中国社員の出向･研修時の課税問題

ソフトウェア人材のレベル向上のために、日本の本社に1年以上出向し、中国と日本双方で給与を支払っている場合、法制度上は中国の個人所得税は還付できることになっているが、実際は運用されないケースが多い。結果、中国での個人所得税納付が継続され、日本の課税との二重課税になり、派遣の阻害要因となっている。日中間の租税条約により還付されるはずであるが、実行面で還付されていないので、制度の運用と簡素化をお願いしたい。

⑤ クラウド等ソフトウェアサービス事業と通信・インターネット関連事業との取扱の明確な分離

アプリケーション等ソフトウェアをサービスとして提供（いわゆる「SaaS」）し、稼働するハードウェア資源と併せて利用させる「クラウド」サービスは、利用者に対し利便性を向上させ、TCOを削減できるものとしてICT利用の世界的トレンドとなっている。中国においては、当該サービスがいわゆるネットワークサービスに該当するのではないかという解釈があり、外資企業にとってのソフトウェアビジネス実施上の障害、および在華企業にとって経営上有効なサービスを利用する機会損失を生じている。クラウドサービスのうち、サービス内容が明確で、B2Bサービスであるものは、いわゆる通信業、インターネット関連サービス業等のネットワークサービス業とは異なるものであることを明確にしていただきたい。

3．コンテンツ

中国政府は「文化体制改革」と「文化産業発展」を目標に掲げ、日系企業も積極的に展開している。しかし文化産業は政治と不可分で、厳しい規制があり、2012年は政治情勢の影響で活動が制約された。また、無許可配信や模倣品・海賊版は依然続く。このような状況は、中国における文化の多様性を損ね、産業の発展をも阻害する可能性がある。本項では、改正が進む著作権制度を論じた上で、コンテンツ各分野の状況を紹介する。

著作権制度

著作権改正で権利保護強化を目指す

中国の著作権法は1990年に制定され、これまで二度改正が行われている。2011年から抜本的な改正作業が始まり、2013年3月までに3回の意見募集稿が示された。

今次の改正は、関連法規の整理のほか、創作の奨励・取引ルールの整備・権利保護の強化等を目的とする。特に権利保護に関しては、司法救済において賠償や証拠収集等の面で強化が図られたほか、行政救済手続についても一定の強化が図られた。

権利保護に関する懸念

ただ、権利保護に関しては、いくつかの懸念もある。

① 法定許諾の範囲についての懸念

テレビ局等による放送、新聞・雑誌掲載記事の転載など、一定の要件で無許諾利用（法定許諾）を認める条文が少なくない。著作権者の許諾を得ないで著作権が使用できるのは例外的な場合に限られるべきであり、これが不当に広く認められている懸念がある。

② 著作権登記制度の懸念

改正案は著作権登記制度を強化し、登記を「基礎的な証拠」と位置付ける。ただ、著作権は登記が無くとも発生するものであり、登記を強調することでかえって本当の権利者を侵害することにならないよう留意が必要である。

特に、現状では抹消手続きが未整備であり、著作権を冒認登記された場合に権利が守れない懸念がある。中国での登録が困難な海外コンテンツについては特にこの危険性が高く、現行制度でも日本の多くの著作権が冒認登記されている。また、登記には一定のコストがかかることから、国内の経済力に乏しいクリエイターにも、同様の懸念がある。

③ その他の懸念

- 著作権集団管理組織制度において、著作権者の権利が十分に尊重されない懸念。
- 職務著作等における従業員への奨励を法定することで、負担が過大になる懸念。
- プログラムの互換性に関する複製解析等を認めることで、不正利用を助長する懸念。
- 技術的保護手段回避が可能な要件が法定されることで、海賊版を助長する懸念。

産業発展の障害となる恐れ

中国で十分な権利保護が図られない場合、外国権利者のみならず、国内の著作者も十分な対価を受けられず、業界やクリエイターの成長の障害となる恐れがある。

ゲーム

家庭用ゲームが無く、通信ゲームが主流の世界

中国では、2000年の通達「電子ゲーム経営施設特別管理意見」により、公式には家庭用ゲーム機の製造販売が禁止されている。さらに海賊版対策の必要もあり、中国ではPCやモバイル上で何らか通信を組み込んだゲームが主流となっている。

PCオンラインゲーム

中国における2012年のPCオンラインゲームの市場規模は、517.7億元(ユーザー課金によるもののみ)に達し前年比19.3%増加した。その内訳としては、PCにアプリをインストールするタイプのクライアントゲームが77.7%、SNSゲームが3.6%、ブラウザゲームが12.6%で、ブラウザゲームの伸びが著しい。しかし市場の成長は事実上鈍化しており、ユーザー数の成長率は過去最低を更新した（2012年度上半期の成長率はわずか2.1%）。

市場が低迷する理由として以下が挙げられる。

① クライアントゲームの市場が伸びていない。上場企業による市場の寡占が進み、新規参入における敷居が極端に高い。PCゲームは大量かつ安定した規模の熱狂的なユーザー層によって支えられているが、世代の交代やスマートフォン市場の台頭によりユーザー層は移りつつある。また、中国のクライアントゲームは、基本「大作

であり、資金回収までの周期が長い」という特徴があり、収益の見込みにくい新規参入が難しく、大手による競争もまた熾烈、という側面がある。そのため、大手独占による弊害（マンネリ、ネタ切れ、ゲームバランスの崩壊など）が顕著。

② ブラウザゲームは比較的カジュアルかつ、中毒性の高いゲーム性を武器とする一方で、投資額が少なくても勝負できるため、市場が一気に拡大した。一時期は強力なマーケティングと驚異的な課金率で、短期間で投資を回収する業界の寵児と見られていた。しかし、その回転率の高さから新規参入が増え、ヒットゲームに似たコンテンツが拡散し、結果的に全体の課金率を薄めてしまい、流行としては減退傾向にある。

③ 隙間時間を活用させるソーシャルゲームのシェアも拡大しているが、ブラウザゲーム同様メーカーが短期間で大量のコンテンツを市場に投入。集客力の高い大手プラットフォームが利益分配の主導権を握っており、メーカーに利益が落ちにくい。結果、開発費をかけにくく、結果的に面白みのないコンテンツが氾濫する様相を呈している。

モバイル・ゲーム

2012年の中国モバイルゲーム市場は52.1億元に達し（ユーザー課金規模）、2015年には141.4億元に達すると見込まれている。実際ゲーム業界全体のトレンドをみると、モバイルゲームは急速発展期に入り、急速且つ安定的な成長を維持しているとみられる。

2012年上半期、中国モバイルゲームのユーザー数は0.78億人と、2011年上半期より70.9％成長した。2012年末には0.98億人に達している。

通信キャリアの統併合、3Gネットワークの普及、スマートフォンとモバイルインターネットアプリの急激な増加により、モバイルオンラインゲーム市場の規模は拡大の一途をたどる。依然、PCオンラインゲームに比べてユーザー規模は劣るものの、5年連続で年70％以上の成長率を見せている。

出版

出版市場の現状

2012年の中国出版業界は、中国経済の成長鈍化と平行するように推移した。また、出版点数は増えたが、ミリオンセラーが一冊も生まれなかったのが近年にない現象と言える。他業界からのホットマネー流入も減少し、一部の大手編集プロダクションを除き、民間編集プロダクションの活力が急速に失せた一年でもあった。

2011年の出版データ（カッコ内は対前年比の増減）

	書籍 ※1	電子出版物	定期刊行物	デジタル出版 ※2
売上	664.4億元（+19.8％）	6.2億元（-15.5％）	162.6億元（+8.0％）	1,377.9億元（+31.0％）
出版点数	37.0万点※3（+12.5％）	11,154点（-0.2％）	9,849点（-0.4％）	
印刷部数	77.1億部（+7.5％）		32.9億部（+2.2％）	
版権輸入	14,708点	185点	ほか、音響278点、映像421点など計16,639点（0.2％増）	

※1 教材含む　※2 オンラインゲームを含む
※3 うち、新刊20.8万点（+9.6％）　出典：新聞出版総署

なお、新聞出版総署発行の機関紙『新聞出版報』によると、2011年の海外（または地域）との出版物全体の版権輸入契約点数は、アメリカが5,182点で3年連続1位に、日本は2,161点で3位となっている。

2012年のトピック

中国人作家初のノーベル文学賞受賞

莫言氏のノーベル文学賞受賞は、今年中国文学界の最大の出来事だった。村上春樹との予想を覆しての受賞となった。受賞により莫言ブーム、文芸書ブームを巻き起こしたが、業界全体の沈滞ムードの一掃には至らなかった。

ネット書店の台頭

今年は当当網、京東網などの大型ネット書店の価格決定権が以前に増して強くなった。出版物はこれらの大手Eコマースにとって扱う商品の一つに過ぎないので、売り上げの半分以上をネット書店に頼っている出版社（とくに民間の小さい編プロ）などは大きな被害を被った。大型ネット書店はすでに業界シェアの30％近くを占め、その比率は年々高くなっているが、家賃や税制面での優遇政策のない民営書店は経営を悪化させて、昨年から書店の倒産が相次いだ。またネット書店はベストセラーの販売を得意とし、ロングテールの販売が少ないため、出版の多様化への打撃が顕在化した一年とも言える。

デジタル出版事情

政府の大号令のもと、各出版社はデジタル出版に参戦し、混戦模様である。ただ、最大の問題はビジネスモデルが確立できてないことで、携帯配信の低価格市場（2Gや2.5Gの携帯市場）と、いわゆる

政府主導のデジタル基地開発の不動産市場が形成され、数字のバブルの部分も含めて一見大きく成長しているように見えるが、出版の利益が出版社、著者に還元できないこと（キャリアの高率手数料も含む）がデジタル出版の健全な発展を制約する最大のネックになっている。

日中関係悪化による影響

2012年9月中旬の反日デモ発生直後に、北京市新聞出版局から日本関係の出版物に関する排除令が出された。一カ月ほどで自然解消したとは言え、これによってもたらされた中国出版業界の日本の出版物に対するマインドの冷え込みはまだ完全に解消したとは言えない。最近になって一部の案件で動き出したが、書籍の出版のサイクルがあるため、影響について正確に判断できるまで一年以上かかると思われる。一方、雑誌では、日本人モデルの表紙を自粛する動きが出て、イベントの中止や日系広告の減少がおきた。

アニメ

アニメ市場の現状

2004年から始まったアニメ産業振興策により、中国のアニメ生産量は年々拡大し、すでに日本を抜いて中国は世界一のアニメ生産大国となっている。2011年現在の総量ベースでは435タイトル合計261,224分となっており、前年比118％の伸びとなっている。また市場規模に関する推計は難しいものの、インターネット動画市場の急速な発展などもあり、2012年にはすでに300億元を超えたとも言われており、市場規模でも日本を上回っていると思われる。しかし、このようなアニメ産業の規模の拡大が市場の健全な発展に繋らない状況が続いており、多くの問題を抱えているのが現状である。

具体的問題点・課題

輸入規制・テレビ放送規制の問題

国家広電総局による海外アニメの放送制限などにより、日本アニメを含む海外制作アニメ作品にはビジネス推進の根幹にかかわる部分で多くの厳しい規制が課されている。テレビアニメについては2004年のSMG輸入による「テニスの王子様」以降、日本を含む外国アニメはほとんど許可されていない状況である。劇場アニメ映画についても、日本アニメはここ数年平均して年間2本程度しか輸入許可されない状況が続いている。この一連の規制は、基本的に国産アニメ作品の保護を目的としていると考えられる。

インターネットでの無許可・違法動画配信問題

中国でのアニメ視聴はここ数年、インターネットでの動画視聴が急速に拡大してきている。中国の大手動画サイトを見ると、日本アニメは非常に人気が高く、従来ほとんどの人気アニメ作品が無許可・違法配信されていた。だが、ここ1、2年の動きとして、いくつかの主力動画サイトが日本の人気作品と正式にライセンス契約を結んで正規配信を始めるなど、版権に関する意識が少しずつ高まってきたことは、市場の健全な発展のためにも好ましい。ただ一方で、まだ多くの作品が無許可で配信され、違法にビジネス展開されている。

模倣品・海賊版コンテンツの問題

中国には模倣品・海賊版コンテンツが溢れており、WTO加盟後もほとんど実行対策が行われていない。DVDやキャラクターグッズなどライセンスグッズの市場規模も年々拡大している中、野放しとなっている模倣品・海賊版の横行が原因で、日本の版権元が本来得るべき利益を享受できておらず、権利侵害が続いている。

作品のオリジナリティ、プロデューサー不足の問題

中国におけるアニメ制作は10年ほど前と比べると、海外からの受注制作よりも国産アニメの制作が増え、制作総量は驚異的な拡大を遂げた。量的拡大にともない、制作現場の技術力も著しく向上してきている。しかしその一方で、中国政府が目指す海外輸出の実績はほとんど上がっていない。最大のウィークポイントはオリジナリティの欠如にある。これは、日本のようにアニメの原作となる漫画文化が中国に無いことが大きな原因と考えられる。加えて、中国政府の国内アニメ保護政策により、健全な競争文化が育っていないことで国内制作会社及びその人材が安易な模倣に走りがちで、創造性育成を逆に妨げてしまっていると思われる。また、国内外でビジネスを拡大していけるプロデューサーが育っていないことも大きな課題であり、アニメ市場が日本やアメリカのように、コミック、テレビアニメ、映画、関連グッズといった産業チェーンへと発展できない原因にもなっている。

映画

2012年の中国映画市場

2012年の中国マーケットは空前の規模となった。興行収入は170.7億元で過去最高（対前年比30%増）となり、初めて日本を抜いてアメリカに次ぐ世界第二位となった。

映画館の建設ラッシュも続き、1年で3,832スクリーン増加（2012年末で13,118スクリーン）。これは1日10スクリーン開業している計算となる。「きれいで設備の整った映画館」で映画を見る習慣が定着したと言える。

国産映画の状況

2012年に一般公開された中国映画は約100本（香港・台湾との共同製作含む）。内容はコメディ・アニメ・戦争ドラマ等多様で、2011年に多かった「国家主導作品」は殆ど無かった。中でも、12月公開のコメディ「人在囧途之泰囧」は1か月あまりで国産映画初の10億元越えを記録し、年間の興行収入1位となった。従来「コメディ」、「アクション」の強い土壌だが、ローコストでもアイデア次第で大きな収益を得られることを示したことで、今後この種の作品が増えて行くものと予想される。

外国映画の状況

2012年は全興行収入の内、国産映画82.7億元(48.5%)に対し外国映画88.0億元(51.5%)で、初めて外国映画が国産映画を上回った。また、興行収入ベスト10のうち外国映画が7本を占め、外国映画1位は「タイタニック3D」（9.4億元）となった。

なお、国慶節等の連休期間中に外国映画の上映を控える動きは更に顕著となり、2012年は夏休みの8月に外国大作映画の上映が無く、8月末から「ダークナイト・ライジング」「プロメテウス」等の外国4作品が一斉に公開され、食い合いの状況となった。

日本映画は秋の日中関係悪化の影響でふるわなかった。日本製作の映画は「ウルトラマン」1本のみで、日中共同製作の「東京に来たばかり」を含めても2作品（2010年3本、2011年4本）。9月には、公開予定だった「名探偵コナン」や「クレヨンしんちゃん」が中止になった。日本への風当たりは強く、大陸での日本映画上映は難しい状況が続く。

輸入規制と輸入障壁

引き続き、国内映画産業促進の為に外国映画の輸入規制を行っている。2012年度は輸入枠が拡大されたが、アメリカ映画が20本から34本に増加しただけだった。

公開のための審査（検閲、センサーシップ）

輸入映画の公開には審査を通過する必要がある。まず国営2社（中影・華夏）と仮契約を結び、国家広電・電影局に審査をしてもらう。ここでは、「公序良俗」、「政治的配慮」の審査が厳しい。

審査にあたって上映時間が長い作品は敬遠され、作品の流れもスピーディ且つシンプルが求められるため、この点でもアメリカ映画が好まれ日本映画が不利となる。

厳しい契約慣行

通過後に配給元と本契約を行う。1本1～3万ドルで、輸出元には契約料10%を差し引いた上映権利金が支払われる。ただしアメリカ映画の場合は中国と共同配給となり、宣伝費と素材費を差し引き、興行収入の一定割合が支払われる。多くの外国映画が条件の厳しさから輸出を断念していると思われる。しかも関税率が50%、中国語字幕製作費が一律70万元かかるしくみになっており、中国側も興行収入の見込めない作品は輸入出来ない。

音楽

音楽界の現状

2012年、国家版権局が発表した『著作権法』改正意見案は、中国の音楽関係者の間で大きな論争を呼んだ。「録音商品の初回出版から3カ月後、その他原盤制作者（中国語：録音制作者）は本法第48条に基づき著作権者の許可を得ずに音楽作品の録音商品を使用できる」との条項は、3カ月で著作権が消滅することを意味し、音楽会社、作曲家、作詞家らは、成立反対の署名運動を展開。最終的に同条項をはじめとする著作権者に不利な条項削除に持ち込むことに成功した。

早くは1990年代、海賊版パッケージ商品（シングル盤、アルバム盤）の流通により、音楽会社（レーベル）の売上は大きな影響を受け、2000年代に入ると、中国発の無料音楽ダウンロードの流れが中国、ひいては世界の音楽界に壊滅的なダメージを与えた。インターネットの普及は、パッケージ商品の売上だけでなく、音楽会社の収入構造にも影響を与え、2000年代以降、世界的には有料音楽配信や演奏権などによる原盤ライセンス売上が50%を超える国・地域が出てきた。

PC、モバイル配信の現状

しかし中国では現在、原盤ライセンス売上は音楽会社の売上の核にはなっていない。2011年、検索エンジン中国最大手の百度（BAIDU）が無料ダウンロードリンクをはずすことに同意し、音楽会社と主要サイトとの音楽使用権契約締結の動きは進んだが、2012年末現在、無料ダウンロードが可能なウェブサイトは多数存在する。総合ポータルサイトQQ（騰訊網）やECサイト360buy（京東商城）は、

PCによる有料音楽配信サービスを開始し、世界三大音楽会社（ユニバーサル・ミュージック、ソニー・ミュージック、ワーナー・ミュージック）も売上増に期待を寄せているといわれるが、無料ダウンロードの根絶がなければ、収益化の実現は難しい。

携帯キャリアのチャイナ・モバイルが主導する着歌や待ち歌の有料配信の環境整備は、PCでの有料配信よりも早く進んだ。しかし、音楽権利者は、中間業者であるCP（コンテンツ・プロバイダー）を通してチャイナ・モバイルやユニコム、テレコムといった三大サービス・プロバイダーと契約する必要があるが、CPは収益の上がりにくいユニコムやテレコムとの提携を控える動きもあり、音楽権利者は販売ルートを確保できず、ユーザーは好みの歌を購入できない悪循環が生まれている。

中国系新規参入業者への期待

明るい兆しもある。2011年以降、移動通信系ベンチャー企業が投資する楽華ミュージック、総合企業グループである恒大集団が立ち上げた恒大ミュージックなど、事務所機能と音楽会社機能の両方を備えた中国系巨大音楽グループが誕生している。資金力と知名度、それに独自のコネクションを活かして、音楽関連の権利保護の前線に立つことが期待される。

消費者のクオリティへの目覚め

2012年には、オランダのフォーマットを輸入した浙江衛星テレビの音楽バトル番組「中国好声音」が人気を博した。2000年代半ばから、中国では素人参加型オーディション歌番組が人気だが、その流れを汲みつつも、徹底的にクオリティにこだわった番組作りが視聴者に受け入れられ、同番組出身歌手が、相次いで企業広告に起用される社会現象となった。2013年、湖南衛星テレビもクオリティにこだわった音楽番組「我是歌手」を立ち上げ、中国人消費者の音楽視聴習慣を変えつつある。

音楽のクオリティへの目覚めは、権利ビジネスが停滞する中、音楽関係者に新たなビジネスチャンスを生むきっかけを与えている。

＜建議＞

① **非正規版コンテンツに対する取締の徹底を要望する。** 中国では、マンガなど書籍については海賊版及びネット海賊版、映画・アニメ等の映像についてはネットへの無許可・違法配信及び無許可テレビ放映、ゲームについては海賊版及びネットへの無許可・違法配信、音楽については海賊版CD及び無許可・違法配信、さらにキャラクター商品については模倣品及び非正規ルートの販売など、あらゆる分野に非正規版が存在しており、罰則と取締の強化が必要である。特に、ネットでの模倣品・海賊版について、所管官庁の取締要請手続きを明確にしてほしい。

② **外国系コンテンツに対する参入障壁を縮小・撤廃すべき。** 中国では、日本マンガの事実上の出版禁止、出版事業への外資規制、外国書籍の輸入規制、アニメなどテレビ向け映像の輸入規制、映像事業への外資規制、映画の輸入割当、オンラインゲームへの外資規制、CD出版の規制、海外アーティスト公演の制限等、あらゆる外国系コンテンツに障壁がある。中国コンテンツ産業の発展には、国内企業の保護ではなく、参入障壁の縮小による海外作品との健全な競争が効果的である。

③ **著作権法改正による適切な権利保護の実現を期待する。** 今般の改正で権利保護強化を図る方向性が採られていることを歓迎したい。中国コンテンツ産業の発展には、規制緩和とともに、著作者の権利強化による底上げが必要である。そこで、侵害を助長しない制度を構築する観点から、以下の3点をはじめ、さらに留意すべきである。

- 権利者の許諾を得ずに使用できる「法定許諾」を広く認めるべきではない。
- 著作権の冒認登録が行われた場合に、登録を抹消する手続を整備すべき。
- 著作権集団管理組織制度について、著作物の円滑な利用と、著作者の権利保護との適正なバランスを取るべき。

④ **規制の簡素化と手続の迅速化を要望する。** 中国では、コンテンツソフトの制作から流通まで全てのプロセスに規制が存在し、様々な官庁が二重三重に規制を行っていることから手続に時間を要する。これが正規品の遅延と不足をもたらし、海賊版の一因となる。

⑤ 家庭用ゲーム機の販売禁止をはじめとする、電子ゲーム機への規制を緩和すべき。

4. 広告

中国総広告費の現状

国家工商行政管理総局の統計データによると、2012年の中国における総広告費は、4,698億2,791万元と，前年比で1,572億7,262万元増の50.31%の伸びを示した。これは、1993年以来最大の伸び幅となった。

GDPにおける広告費の割合は、0.9％（2011年は0.663%）となり、過去最高のGDP比となった。（図１）

2012年、国家工商行政管理総局による、広告産業における、安定的な成長に向けた、中長期の発展計画、支援強化、イノベーションの促進、法制度と管理体制の整備、高度な広告理論の構築、科学的な広告統計手法の実行が提言された。

従って、2012年の広告費の伸びは、各政府機関の広告業発展に向けた支援政策、並びに、広告統計の標準化によって、以前統計に含まれていなかった部分が、統計対象の範囲に含まれた事によるという点にも、注目しなくてはならない。

※中国最大の調査会社、CTRの統計手法によると、インターネットを除いた広告費の伸びは、前年比4.5％。

中国広告費の内訳

業種動向

各業種の広告費の投入実績によると、上位5業種は、①化粧品、②自動車、③不動産、④食品、⑤サービス業であった。2011年実績と比較した場合、化粧品と不動産の順位が入れ替わった点と、金融・保険の伸び率が特筆すべき点であった。自動車は、相変わらず投入額としては第2位ではあるものの、前年比実績は、2011年の73.84%増から、41.79％増に下がった。食品と、サービス業は安定した伸び率を示した。

他の注目すべき業種としては、家電（前年比46.14％増）、酒類（同64.67％増）がある。家電業界は、流通、メーカーともに、電子商取引（EC）重視の傾向が加速。従来メディアに加え、様々な新メディアの活用と宣伝方法が開拓されている。酒類は、安定した広告出稿が投下されており、特にCCTVなど、権威のある全国メディアへの出稿を継続することによって、そのブランド価値を維持している。情報産業における広告出稿も、インターネット市場の拡大に伴い、増加傾向にある。

一方、広告出稿が減少した業種である健康食品は、2011年の141億6,975万元から、125億7,524万元に縮小。伸び率はマイナス11.25％となった。これは昨今の健康食品における虚偽宣伝、消費者からのクレームによって、当局による違法広告の監督、取り締まり強化に起因するものと思われる。

2012年の業種別広告出稿額上位10位（単位：万元）

項目	2012年	2011年	前年比（%）
化粧品	5,095,779	2,109,165	241.60
自動車	4,371,682	3,083,117	141.79
不動産	4,080,313	3,393,293	120.25
食品	3,797,050	2,550,307	148.89
サービス業	3,568,289	2,290,853	155.76
医薬品	2,660,587	1,950,267	136.42
家電	2,050,889	1,403,375	146.14
酒類	1,714,081	1,040,949	164.67
情報産業	1,645,559	1,128,135	145.87
医療	1,525,903	1,518,937	100.46

図1：GDPにおける広告費の割合

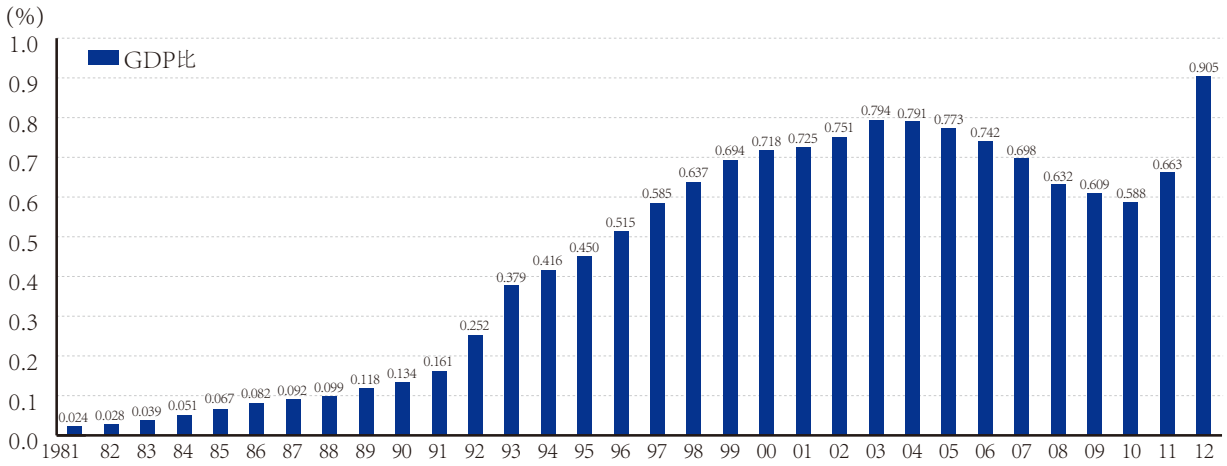

主なメディア別

テレビ

2012年のテレビ広告の売上高は、1,132億2,728万元で、前年比伸び率は、2011年の32.08％から、26.1％と下がった。これは、国家広播電影電視総局の「娯楽番組制限令」「広告制限令」の影響と見られる。テレビ放送における広告枠が様々な制限を受ける中、テレビ局側は、プライムタイムの広告費を上げるなどによって、収益を確保せざるを得ず、自ずと、時間帯における媒体価値の差が大きくなり、テレビ広告の使用を制限せざるを得ない広告主も現れた。

一方、高視聴率を生み出す優良チャンネル・番組への広告需要が集中し、音楽番組「中国好声音」のような高収益をもたらす番組が生まれた。

広告主サイドも、限られた広告費を有効に活用するため、従来のような純広告形式ではない、番組内のコンテンツと広告情報を融合した、新たな手法が試みられた。

新聞

不動産、自動車などの産業における、広告出稿の伸び悩みが、新聞広告のポジション低下に拍車をかけたが、医薬品や高級ブランド品の出稿増により、広告売上高としては小幅の増加を見せ、555億6,310万元に達した。

移動体端末を活用した新たな広告マーケティング手法の開発にも着手し始めたが、まだ、新たな収益源としての役割は果たせていない。

ラジオ

モータリゼーションの発展、高齢化に伴い、ラジオの広告媒体としてのポジションは持続的に向上している。2012年のラジオ媒体の広告費売上高は、141億556万元で、前年比55.09％増となった。

これは単純に、リスナーの増加に起因している。車のドライバーと、定年退職者が主なラジオのリスナーである。広告主としては、金融、生活・サービス、自動車等の作業が主軸となっている。

また、ラジオ媒体は、新技術の導入によるコンテンツの開発にも積極的であり、デジタル化への移行も進みつつある。今後も効果的な企業のプロモーションツールとして発展の余地があると目されている。

インターネット・モバイル

2012年末の中国のネット人口は約5.6億人となり、1年で新たに約5,000万人のネットユーザーが増加している。普及率は43%で、日本や韓国のネット普及率が80%前後であることから、中国の新規ネットユーザー数は,ここ数年は同様のペースで増加していくものと考えられている。モバイル経由のネット利用も進んでおり、特にスマートフォンの累計出荷台数は1.1億台を超えており広告やコマース領域のビジネスに影響を及ぼしている。急増するネットユーザーを背景に2012年の中国のデジタル・メディアの市場規模も急拡大を続けている。

ネット人口関連データ出典：CNNIC、
スマートフォン出荷台数出典：iResearch

（1）ネット広告

2012年の中国ネット広告市場は、753億元で前年比約46%増。2012年の日本のネット広告費は8,680億円で、中国のネット広告市場が日本のネット広告市場を上回り、米国に次ぐ、世界第2位のネット広告市場となったと推計されている。

ネット広告の内訳では、検索連動型広告が34%と最も多く、AD Networkを使ったターゲティング型の広告や、コマース向けの効率を重視した広告サービスも増えてきている。各ネット・メディアは、急増するネットユーザー数を背景に効率良い広告商品の開発に注力している。

（2）コマース（EC）

大手ECサイト間での競争環境は激化している。昨年11月11日の淘宝のキャンペーンでは、1日で約2,800億円の売上を記録した。

（3）SNS

Facebook型サービスの「人人網」やTwitter型のミニグログ「新浪微博」（約5億人）、「微信」（約4億人）などの巨大なSNS型のメディア・サービスは、口コミが需要な情報源である中国の消費者をネットワークしているメディアとして、広告キャンペーンやPRの企画に欠かせないメディアになっている。

（4）モバイル

スマートフォン向けのアプリ上の広告枠を束ね、広告を配信するスマートフォン向けのアドネットワークが急増している。スマートフォン上でコマースをするユーザーが増えてきているため、ECを展開する広告主にとって、モバイル広告の需要が顕在化してきた。Offline 2 Onlineで店頭販促を行う際にもモバイルの有効性が確認されており、企業がO2OやCRMの施策を行う際にモバイルを利用することが一般的になってきている。

広告業界動向

2012年の全国における広告事業者の前年比伸び率は27.41%で、同様に就業人口においても30.14%となった。実際に広告業務に従事する企業は10万6,250社で、前年比45.93%の伸びを示した。しかし、1社あたりの平均売上高は、海外の広告グループとの差は依然大きい。

北京、広州などでは、就業人口の伸び率が事業者の伸び率より大きく下回り、特に北京では就業人口が18.44%マイナスとなった。広告売上は前年比でプラス成長をしている状況を見ると、広告会社の統合が進んでいる傾向を見ることができる。

一方、海外の広告エージェンシーによる、中国現地企業とのM＆Aも目立った。

2012年の全国広告経営状況

項目	2012年	2011年	前年比(%)
一、事業者数(カ所)	377,778	296,507	127.41
二、就業人口(人)	2,177,840	1,673,444	130.14
三、広告売上高(万元)	46,982,791	31,255,529	150.32

2012年の全国広告従事者状況

項目	事業者数（カ所）			就業人口（人）		
	2011年	2012年	前年比（%）	2011年	2012年	前年比（%）
広告会社	170,215	204,757	120.29	1,086,659	1,382,776	127.25
(内訳)股份有限公司	3,174	3,786	119.28	20,170	29,263	145.08
(内訳)有限責任公司	167,041	200,971	120.31	1,066,489	1,353,513	126.91
広告業務を兼業する企業	72,808	106,250	145.93	280,121	434,162	154.99

地域別広告業界成長

北京市は、全国で唯一、広告の売上高が1,000億元を越えた行政区であり、1,807億6,138万元に達した。これは全国の広告売上高におけるシェアの38.47％で、同市における対GDP比10.15%となり、基幹産業としての役割を担っている。

他上位には、広東省、上海市、江蘇省、浙江省と続いている。特に江蘇省の伸びが顕著であった。

その他地域でも、内モンゴル、河南省、広西省における伸びは特筆すべきものであった。これらは、当地の市場環境のみならず、政府の広告産業に対する支援が功を奏しているといわれている。

また、北京、広東省、上海、江蘇省、浙江省、山東省など、広告売上の上位地域は、いずれも広告産業パークが存在し、広告産業振興の一助となっている。

しかし、広告産業における、地域間の不均衡な発展状況も、課題である。

ランキング上位5地域の広告売上高総額は、3,384億1,630万元にのぼり、全国の広告売上高の72.03%を占めるに至っている。各地の経済成長の不均衡が、そのまま広告産業の地域間格差を生み出している。

地域別の広告業売上高

地域	2012年の広告業売上高（万元）	2011年の広告業売上高（万元）	前年比(%) ※は減少幅
北京市	18,076,138	8,096,238	223.27
広東省	4,663,079	3,736,551	124.80
上海市	4,378,926	4,376,913	100.05
江蘇省	4,362,070	2,498,939	174.56
浙江省	2,361,417	2,205,542	107.07
山東省	1,763,867	1,180,083	149.47
天津市	1,400,889	1,224,000	114.45
福建省	1,202,931	1,101,842	109.17
湖南省	1,151,296	1,043,066	110.38
四川省	1,026,968	751,177	136.71
遼寧省	954,810	516,301	184.93
安徽省	820,853	695,946	117.95
河南省	817,906	355,623	229.99
湖北省	625,525	554,167	112.88
黒竜江省	426,538	347,454	122.76
重慶市	375,526	339,572	110.59
江西省	350,300	323,216	108.38
吉林省	343,428	284,600	120.67
雲南省	343,174	294,777	116.42
山西省	340,590	308,566	110.38
内モンゴル自治区	306,339	134,331	228.05
陝西省	167,098	204,714	※-18.37
貴州省	136,450	96,450	141.47
海南省	134,379	100,941	133.13
広西省	116,165	56,074	207.16
甘粛省	90,519	87,904	102.97
新疆ウイグル自治区	76,057	130,929	※-41.91
河北省	72,509	117,406	※-38.24
青海省	41,206	38,019	108.38
寧夏回族自治区	33,241	31,612	105.15
チベット自治区	22,596	22,574	100.10

業界の出来事

広告産業の健全な発展に向けた管理強化

国家工商行政管理局による、広告産業への管理、監督、法執行強化の施策を受け、2012年の全国各地で摘発された違法広告の総数は4万件以上に上った。前年比で4.71％増となり、罰金総額も約2億8,000万元となった。

特に違法件数が多い医療、医薬品、健康食品および、青少年の健全な育成に弊害となる低俗な広告などが、全国で取り締まりの重点対象と定められた。

媒体別には、屋外広告における違法事例が最も多く、約2万2,000件を数えている。印刷物、テレビ媒体もそれぞれ4,000件を超える違法事例があり、インターネットにおいても約3,700件を数える現状となっている。これらの事例における違法性は、虚偽広告や非合法な広告取扱いが、主たる要因となっている。

今後は、インターネット広告や、モバイル広告等に対する管理・監督に関し、新技術と法規によって、更なる取り締まりを強化がなされるものと思われる。

参考資料：現代広告（Modern Advertising）4月号
iResearch
iCNNIC

＜建議＞

①外商独資の広告会社設立は認められているものの、その条件は、外国投資者が広告業務を主要業務として行っている企業でなければならず、実際の外資参入は制限されている。一定の条件を満たせば、主要業務でない企業も広告業務を展開できるよう規制緩和を要望する。

②広告業界において、頭脳労働集約的な業種も多く、業務の成果は労働時間の長短によらず、裁量労働管理制度に相応しい。人力資源社会保障部が制定中の「特殊工時管理規定」の中で配慮していただきたい。

③「社会保険法」の中で、企業と外国籍社員個人に社会保険に加入する義務がつけられたが、外国籍社員が、帰国する時の返還、定年後の待遇条件、または、台湾・香港籍社員の扱い等が不明確なため、企業は社員本人の質問に答えられない。外国人向けの細則を作っていただきたい。

第６章
運輸業

１．海運

中国は2012年に経済成長の鈍化が見られたものの、その世界経済をけん引する影響力の大きさは依然として変わらない。中国の経済成長は長らく国内のインフラ投資と輸出が中心であったが、近年は国内消費拡大のための原材料やエネルギーの輸入が堅調な伸びを示しており、大量の貨物輸送を支える外航海運の果たす役割は極めて大きい。

ここに、中国政府の交通運輸政策・バルク輸送の動向・コンテナ船輸送の動向・外航海運を取り巻く課題を順に振り返ると共に、日系企業が直面している問題点、改善要望について言及する。

中国政府の交通運輸政策(2012年の実績と2013年の重点目標)

2012年12月30日、交通運輸部の全国交通運輸工作会議で、以下の報告があった。

2012年の交通運輸業における達成実績(海運関連)

①内航河川と沿海港湾の航路深水化、沿海沿いの旧バースの改造と規格向上を実施した。

・内航水運建設への投資(累計)は26.1%増長した。

・第12次五カ年計画における河川航路整備の重点工事の起工率は50%に達した。

・内航河川航路の新増または改善は789kmに達した。

・長江本流の南京より川下の水深12.5mの航路の第1期工事が起工した。

・天津港の主要航路の水深を10mから21mへと改造した。

・24列のコンテナ専用列車の開通により、海上コンテナの「海上から鉄道への一貫輸送」のネットワークを推進した。

②第12次五カ年計画期限内における水運構造の調整を早める指導意見を作成し、内航に投入する船型の標準化を推進し、水運の省エネ・排ガス削減の方案を実施に移し、海峡両岸の直行便を増やした。

③科学技術開発を推進した。

④法律に基づいた交通行政管理の強化を進めた。

⑤石炭、油、鉱石、食糧等の重点物資の調達と輸送を強化し、港に滞積した石炭の分散に努めた。

2013年の交通運輸行政の重点目標

①水運の科学的、継続的な発展の推進。

②現代的なサービスを重点とした水運経済の増長。

③イノベーションを重点とした水運発展の新しい方法の模索。

④人材管理に重点を置いた水運発展の新しい活力の啓発。

⑤低炭素・グリーン交通をベースにした水運発展の品質向上。

⑥交通運輸における大陸・台湾両岸の平和発展促進。

バルク輸送の動向

2012年回顧

2012年の中国の主要バルクの輸入量は計13.7億トンとなり、前年比10%増加した。しかしながらドライバルカーの運賃は記録的な安値水準に終始した。2010年以降の新造船大量竣工がついに臨界点を迎えたことと欧州債務問題を発端とする世界景気後退、中国の経済成長の減速が影響したためである。

昨年のケープサイズバルカーの竣工量はおよそ240隻、退出はおよそ70隻で純増は170隻であった。ケープサイズバルカーの主要な輸送貨物は鉄鉱

石であるが、中国の2012年の鉄鉱石の輸入量は7.4億トン、前年比8%増加しておりケープサイズ換算およそ50隻の需要が生まれたにも関わらずそれを上回って余りある供給量であった。さらに、豪州など積み地の天候不順で荷動きが停滞したというマイナス要因もあった。中小型バルカーもリーマンショック後の荷動き回復時に発注量が急増、それらの船舶の竣工がピークを迎えた。昨年のパナマックスバルカー竣工量はおよそ360隻で単年の竣工量としては過去最高であり、ハンディ/ハンディマックスバルカーの竣工量はおよそ660隻と記録的な数であった。中小型バルカーの主要な貨物の一つである石炭の昨年の輸入量は2.3億トンの前年比28%増と堅調な電力需要に牽引されて輸入量は伸びたのにも関わらず、運賃は低迷し続けた。

VLCCをはじめとするタンカー市況は2009年以来低迷が続いている。昨年11月には米タンカー最大手のOSGがチャプター11を申請し、経営破たんした。長期契約が少なくスポット商売の割合が高い海外船社において長引く不況で経営体力の限界点に達している。しかし、欧米によるイラン制裁などの影響で中国など極東の消費国が西アフリカなどにソースを分散、航海距離の長い輸送が伸びた。

中国の主要バルク輸入量の2011年、2012年の比較では、石油製品と鋼材が減少、鉄鉱石、原油、石炭、大豆、パルプが増加した。

図1a：2011年中国主要バルク輸入量 (百万トン)

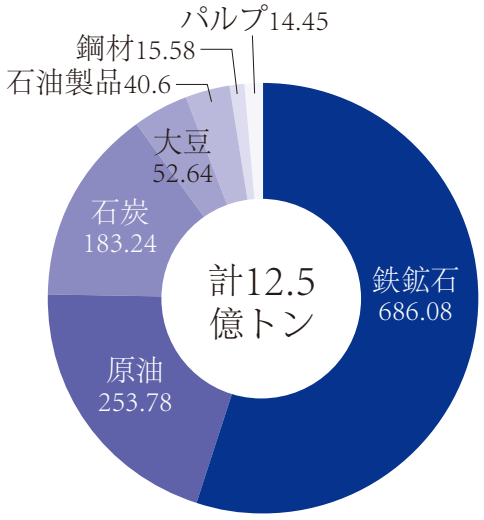

出所：中国海関統計より抜粋

図1b：2012年中国主要バルク輸入量 (百万トン)

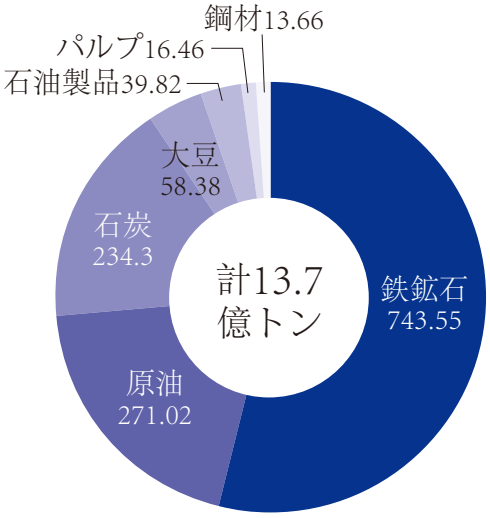

出所：中国海関統計より抜粋

2013年の展望

ドライバルカーの竣工は一段落し、2013年以降の新造竣工量は減少に転ずる。欧米経済の動向に左右される部分はあるが、ケープサイズバルカーについては、中国の新執行部体制の下、公共投資の回復、鉄鋼製品需給の改善に伴う中国の鉄鉱石の輸入量の増大に期待したい。中小型バルカーも中国、インド向け石炭輸送量の増加、および供給ソースの分散化に伴う遠距離化によるトンマイル増による需給ギャップの縮小に期待したい。

タンカー市況は中国、インド向けなど新興国を中心に世界的な原油需要の増加が予想されている一方、世界最大の原油消費国であるアメリカのシェールガス増産に伴う輸入原油の減少量が如何ほどになるか不透明である。更に、新造竣工量は2012年のおよそ70隻から今年はおよそ40隻になるが、既に市場総数で600隻を超えており、船腹供給圧力は依然高く、厳しい状況が続くという見方が多い。

コンテナ船輸送の動向

2012年の回顧

2012年、中国の全国港湾コンテナ取扱量は、前年比で8.1％増の1.76億TEUとなった。

上海国際航運研究センターの統計によると、上海港のコンテナ取扱量は前年比2.5％増の3,252.9万TEUで世界一を堅持した。主要航路毎に12年を11年と比較して振り返ってみたい。

表1：北米貨物輸送量
アジア/北米荷動き量と中国+香港のシェア
(単位：万TEU)

	東航	中国+香港	シェア		西航	中国+香港	シェア
12年1~12月	1322.9	894.7	67.6%	12年1~12月	670.3	319.8	47.7%
11年1~12月	1314.4	899.4	68.5%	11年1~12月	671.4	303.6	45.2%
	0.6%増	0.5%減			0.2%減	5.3%増	

PIERS社の統計を「日本海事センター」が纏めた資料を基に、12年と11年を比較した北米貨物輸送量は上記の通り。

東航（アジア→北米）の1～12月の累計ベースでは前年比0.6%増で僅かながら3年連続のプラスとなった。このうち中国積みは0.1%増。前年比2年ぶりの増加となった。西航(北米→アジア)の中国揚貨物は1996年から17年連続で前年比増加となる8.7%増と堅調な荷動きであった。

表2：欧州貨物輸送量 アジア/欧州荷動き量
(単位：万TEU)

	西航 (アジア発)	東航 (アジア着)
12年1～12月	1351.9	641.1
11年1～12月	1419.1	634.0
	4.7% 減	1.1% 増

欧州貨物輸送量はCTS(Container trades Statistics)社の纏めを基に、12年と11年を比較すると上記の通り。

欧州の経済情勢悪化もあり西航荷動きは振るわず前年比4.7%の減少となった。東航も微増に留まった。

表3：日中間貨物輸送量 日本/中国荷動き量
(単位：万トン)

	日本→中国	中国→日本
12年1～12月	1252	2279
11年1～12月	1273	2303
	1.7% 減	1.0% 減

日本海事センターが貿易統計に基づきトンベースで推計した統計によると、12年の日中間貨物輸送量は、上記の通り。

総輸送量は前年比1.3%減の3,531万トン。日本→中国向け、中国→日本向け、ともに2012年後半以降低調な状況が続いた。

(アジア域内貨物輸送量)

アジア域内貨物輸送量は海運同盟事務局(SCAGA)の統計によると、12年は、11年比4.5%増の1,433万TEUであった。南中国・北中国の輸出入量は下記の通り。

輸出	南中国出し	161.4万TEU	8.9%増
	北中国出し	276.1万TEU	1.7%増
輸入	南中国向け	81.4万TEU	5.0%増
	北中国向け	200.1万TEU	4.2%増

注：南中国：南中国＋福建省、　北中国：北中国＋中中国

中国貿易のアジア域内貨物輸送量に占める割合は、南中国・北中国合計719.0万TEUで50.2%である。アジア域内のコンテナ貨物輸送量は堅調な伸びをみせており、なかでも中国の果たしている役割は大きい。

2013年の展望

北米向けやアジア域内、南米航路が堅調で引続き伸びが期待されると見られる。一方2012年に荷動きがマイナス成長に陥った欧州向けは、南欧諸国を中心に起こった債務危機の影響で依然緊縮財政が続いているため、急速な回復は望めないと思われる。

外航海運を取り巻く課題

・緩やかな経済成長に伴い貨物量は増加しているが、リーマンショック前に発注した各種の船舶が一昨年から次々と竣工しており、2013年も船舶の供給過剰感は否めない。

外航海運各社では、減速航海・停船・減船・スクラップなどあらゆる手段を使っての船舶供給量削減策を実施している。昨年はその効果がある程度みられたが、今後も生き残りのために一層の配船合理化、コスト削減に取組む必要がある。

・中国国務院(中央政府)は、2020年までに上海を金融と航運の中心とする構想「国際金融センター・国際航運センター構想」を2009年3月25日に認可している。

この国際航運センター構想の下で、実入り国際コンテナの自社運航船での国内海上輸送(カボタージュ)が可能となれば、現在、中国から一旦、韓国・香港へ移送して行われている国際コンテナの積み替えが、中国国内で可能となり、船社にとっては時間とコストがセーブでき、上海港にとってはコンテナ貨物の取扱量の増加にもつながると思われる。

＜建議＞

・国際コンテナ輸出入貨物の外国船母船による国内部分の輸送認可(実入りカボタージュ規制)の緩和をお願いしたい。

2．空運

2012年、欧州の金融危機の影響による世界的な景気減速が続く中で、中国においては底堅い経済成長に伴い航空市場の旅客需要は前年を上回る実績となる一方、貨物需要は国際貨物減少の影響で前年を若干下回った。

中国における航空市場の需要は拡大しており、当面は旺盛な需要拡大の速度に空港施設などインフラ整備が追いついていない状況にある。2012年7月に国務院が公表した「民間航空業界の発展促進に関する若干の意見」においても、航空関連インフラ整備の加速や、空港と他の交通手段との連携した発展、オープンスカイ政策の総合的検討などを挙げており、今後数年間において具体的な措置が取られるものと思われる。

2012年の日中間の航空旅客流動は、前年の東日本大震災影響を脱して2012年8月までは堅調に推移した。しかし、9月下旬に日中関係の悪化に伴う大規模なデモ等が発生した後は、訪日、訪中ともに一転して急激に減少した。

2012年の概況

航空旅客

2012年、中国の旅客輸送実績（国内線、国際線合計）は3億1,897万人となり、前年比9.2％増で約2,700万人増加した。中国経済の成長を反映し、国際線、国内線ともに中国の航空旅客は継続して伸長している。国際線旅客は前年比10.7％増、国内線についても前年比9.0％増の伸びとなった。（出典：中国民用航空局特に記載のない限り以下も同様）

2012年の日本人の中国訪問者数は365万人、前年比3％減となり、また、中国人の訪日者数は143万人、前年比37％増となった。（出典：日本政府観光局統計）

中国人の訪日者数は、前年3月に起きた東日本大震災の翌年ということもあり、年前半の伸びが大きかったために過去最高を記録したが、前述の通り9月下旬以降は減少した。

航空貨物

2012年、中国の貨物輸送実績は542万トンと前年比2.0%減の実績であった。国内貨物（香港、澳門、台北路線を含む）は386万トン（同2.5%増）、国際貨物は156万トン（同11.7%減）の実績となった。世界経済鈍化の影響が残る一方で、製造拠点の内陸シフトと中国国内の旺盛な消費需要が顕著となっている。

日中間の貨物輸送については、日本発着需要の低迷に伴う航空各社の需給調整により、需給バランスが引き締まるとともに、欧米向け・イントラアジア向け3国間貨物の需要が高まっている。

今後、生産拠点の内陸シフト・アジアシフトを背景としたイントラアジア・アジア～米国間を中心に成長していくものと思われる。

2012年航空政策、2013年の施策

今後も中国の経済成長に伴って、旅客、貨物ともに中国航空市場の活況は続くものと予想される。

中国の航空業界発展のリスクとして、主要空港での発着枠容量の不足が上げられる。前述した国務院による「民間航空業界の発展促進に関する若干の意見」において、2020年まで中国の航空輸送量は年平均12.2%増加し、全国で1人当たりの搭乗機会回数は0.5回を達成するという目標を掲げており、発展継続に対する自信の高さが垣間見られる。2013年においても、空港インフラ整備などを継続的に進めるであろう。

＜建議＞

① 羽田路線の増便の遅滞ない実現

2012年8月に日中間で合意し、発表された「日中航空関係の拡大について」について、合意内容に従って実現されるようお願いしたい。

1) 2013年3月末から

・羽田＝上海（浦東）※路線で日中双方が2便/日ずつ

・羽田＝広州路線で日中双方が2便/日ずつ

※将来的に上海（虹橋）の国際枠が増加する場合には、上海（浦東）から（虹橋）への振替可能。

2) 羽田空港の国際線の発着枠が3万回から6万回に増加する段階（早ければ2014年3月末）から

・羽田＝北京路線で日中双方が2便/日ずつ

② 混雑空港におけるスロット配分

中国内の主要な空港は全て混雑空港であるが、その空港のスロット配分についてより明確なルールの提示と、スロットの交換や回答期間などについてIATAルールを適用し、そのルールにのっとった回答をお願いしたい。

③ 各種空港料金の見直し

2008年から導入された新空港料金体系について、国際標準を踏まえて見直しが必要だが、未だ実施されていない。以下の如き料金の是正をお願いしたい。

・着陸料等の空港使用料の内外価格差（外航と中国航空会社の料金格差）の是正。
・PSC（Passenger Service Charge）の航空会社負担から直接旅客負担への変更。
・TNC（Terminal Navaid Charge）を発着毎1回の請求にすること。
・GHA契約料金に含まれるロイヤリティーの廃止。
・着陸料に附加されるサーチャージ（着陸料の10％上限）の廃止。

④ 人材派遣会社の選択自由化

外国航空会社は現地法人化できず、「駐在員事務所」として登記しているために、中国人職員を直接雇用はできず、国家認定の人材派遣会社経由にしなければならない。他業界では、その派遣会社を自由に選択できるが、在北京、上海、大連の外航社はその派遣会社すら中国民航総局傘下の派遣会社1社のみで、他の派遣会社を使う事が実質的に不可能である。外国航空会社が直接職員を雇用できるようにするか、少なくとも人材派遣会社の選択が自由にできるよう、変更するようお願いしたい。

⑤ 国際運賃申請時の認可基準の明確化

民航総局に運賃を申請後、認可されないまま長期化し、何の説明もないことが度々あり、事業運営に支障を来たしている。認可基準を明確化した上で、運賃申請時に通常通りの認可ができない場合には何らかの説明して頂くようお願いしたい。

⑥ 中国発着便の管制事由による出発遅れの改善

航空路混雑や天候事由が重なるケースが多いが、各空港の管制事由による航空便の遅れが増加し、常態化している空港も多い。管制から航空会社への提供情報も限定的で、お客様への案内も不十分にならざるを得ない。根本的な航空路混雑の解消や、管制能力の向上を図るよう、計画的な改善をお願いしたい。また、航空会社へ十分な情報提供(待機順番、出発時間予定など）をタイムリーに行うようお願いしたい。

第７章
流通・小売業

１．卸売業

中国の2012のGDPは、51兆9,322億元（前年比7.8%増）と高い伸びを記録。中長期的にも高い発展計画が発表されており、卸売業界は堅調に推移すると予想される。

2012年の消費財販売総額は、引き続き前年比12.6%増と高い伸び率で推移しており、内需型経済の拡大が急ピッチで進んでいる。

また第12次五カ年計画では、2015年の消費財販売総額30兆元（CAGR13.8%）を目標としており、また、2013年初めには商務相が消費拡大に向けた措置を講ずると全国商務工作会議で述べており、継続して高レベルでの消費拡大が期待され、卸売市場も内需拡大を背景に堅調に推移すると予想される。

中国の卸売業界はこれまでの歴史において、第2次世界大戦後、1級卸（中央の部局・専業公司）、2級卸（省レベルの専業公司）、3級卸（市・県レベルの専業公司）の3段階に分けられ、地域別商品別に国家が管理する配給システムが整備、その後1978年以降に改革開放政策が導入されると、3段階の国有卸売企業の統廃合と市場などからの私営企業の新規参入が進み、更に1990年代に入ると卸売業への外資参入が条件付きで認可され、2004年12月には外資参入が原則自由になるなど、卸売業を取り巻く環境は劇的に変化してきている。

卸売業は小中規模から大規模化、外資参入によってグローバル化が進む中でモデルチェンジ（卸システムの近代化）の時期を迎え、加えて消費行動の多様化、品揃えが豊富な大型チェーン小売業への対応と外部要因も対応が急務であり、統合・グレードアップが進むものと考えられる。

表１

単位：億元	2008	2009	2010	2011	2012
GDP 前年比	314,045 9.6%	340,903 9.2%	401,513 10.4%	471,564 9.2%	519,322 7.8%
消費財販売総額 前年比	114,830 22.7%	132,678 15.5%	156,998 18.3%	183,919 17.1%	207,167 12.6%

出所：中国統計年鑑

卸売業の代表的な機能・役割

卸売業者は、調達・販売、物流、金融、リテールサポート等の機能を有する。ここで中国卸売業の代表的な機能・役割と今後の対策について以下で触れておきたい。

調達・販売機能

商品をメーカーから調達し、メーカーに変わって販路を開拓し、小売業者に販売することが基本的な卸売業者の機能である。小売業者は卸売業者経由で商品を仕入れることにより仕入先を限定でき、効率的な仕入れが可能となる。現状では省・県単位の地域代理が中心であるが、今後は全国代理の存在が求められてくる。

物流機能

メーカーから仕入れた商品を小売業者へ配送する機能。必要に応じて卸売業者が保管・在庫し、また値付け、仕分け、包装などの流通加工を行い小売業者へ配送する。複数店舗への同時配送、多頻度小口配送などのサービスも提供する。小売業者にとっても在庫の最小化、作業のアウトソーシングにより、経営の効率化という大きなメリットを享受できる。現状では、ケースピッキングで拠点間物流が中心であるが、今後はバラピッキングで幹線物流が求められてくる。

リテールサポート機能

卸売業者がメーカーに対して、商品の販売状況や売れ筋など商品に関する情報を提供し、生産計画や新製品開発をサポートする機能。小売業者に対して

も同様の情報を提供する以外に、棚割、陳列方法、また販売員の教育等を行い、販売促進をサポートする機能。現状では、販促員を使った販促活動や陳列が主なサポート機能だが、今後はPOSデータを使った商品選定や棚割機能が求められてくる。

卸売業の問題点

日系企業が中国卸・小売業において直面しているいくつかの問題点について以下触れたい。

経営範囲の許認可

企業の新規分野へ参入することや新規アイテムの生産・販売を開始することなどは企業経営において一般的なことであり、企業活動を維持・拡大させていくためにも不可欠である。卸売業者が新規分野の商品を取扱う際には、当局に対して経営範囲の拡大を申請する必要がある。しかし手続きに必要以上に時間がかかることや窓口職員によって要求する書類の数・内容が異なることがあり、対応に苦慮することが多々ある。

また卸売企業として、商流に入るがモノがメーカーから客先へ直送されるケースもある。この場合においても、取扱の許可要件として一律に倉庫所有が挙げられることが参入を難しくしている。

小売との取引条件の改善

中国における大手の小売業は、売上高に対する総利益で販売管理費（特に高騰する家賃や人件費）をカバーすることが出来ず、その他の利益によって利益を確保している状況となっている。

その他の収益は、仕入先である卸売業やメーカーからの収入（リベート）であり、新規に取引を開始する時に支払う「新規口座開設料」、新規に店舗に商品を置く時に支払う「入場料」、それ以外にも販売促進や広告のための「協賛金」など数十種類から構成されている。

1993年に「不正競争禁止法」を発布、2006年11月に「小売業者と供給業者の公平なる取引に関する管理便法」を発布、2007年8月に「独占禁止法」が公布されるなど、公正取引に関する法律が整備されつつあり、2011年に商務部などが、2012年に国務院が数種類のリベートを禁止する通知を出すものの、守られていないのが実態である。

リベート以外に卸売業は、各店に販売員を派遣し、発注から陳列、接客、販売まで小売店をサポートし、立場の弱い卸売業が負担しているケースがある。更に小売店の店頭での販売が思わしくない場合、卸売業への支払いを止めたり、返品に対応しなければ以後の取引を停止したり、一方的な返品やシステム上のみ返品入力するカラ返品がされるなど、不当な要求をされるケースがある。

以上の通り、卸売業の立場が一般的に弱いため、卸売業のコスト負担は大きく、健全な流通構造になっていない現状である。

低温商品群及び低温物流に対する対応

嗜好の変化、加工食品の増加などにより、低温商品群の市場が拡大しており、低温物流の発展が期待されている。低温倉庫・低温車輌等への補助金支出など政策面での後押しもあり、ハード面は急速に整備されつつあるが、製造から販売までの各流通段階で定温が途切れるなど管理レベルは低い。

これら低温商品群の需要の拡大及びサービスレベルの向上に応えるため、流通における低温物流の専門知識・技術を有した人材の育成が急務となっている。

通行証の問題

都市部においては小売店舗が増加していく中、スムーズな市内配送が求められるものの、排ガス・渋滞問題等の解消を目的に各種規制を敷いているため、これらの規制を考慮した物流体制を敷く必要がある。しかし国有企業は、これら規制の妨げを受けない通行証を取得し易いが、外商投資企業は取得し難いなど、平等の競争環境が与えられない事例がある。

運送業者に関する発票問題

2012年に入り上海からその他の地方でも順次、配送費用に対して掛かる税金が営業税から増値税への変更が始まった。引き続き、発票（領収証）を発行しない代わりに税金分のコストを割引いた配送費用を請求する運送業者が少なくない。発票がなければ損金算入できないため外商投資企業の多くは発票を求めるケースが多いが、現地系の中小企業が多い卸売業界では発票を受領せず税金分を減額した取引が多く見受けられ、平等な競争が阻害されている。

輸入に関する問題点

所得レベルの向上に伴い、輸入食品や輸入化粧品への需要も高まっている。食品の輸入手続きは、各

種法律が整備されており厳格な手続きが求められているものの、実際は通関を円滑に行うため手続きの簡素化、手順の変更など各地域によってバラつきが見受けられる。また、日本製食品は実質的には輸入禁止にはなっていないが、特に日持ちの短い鮮魚などはCIQ検査の対象となると、検査日数の関係から実際には販売が不可能になっている。

化粧品の輸入においては衛生許可が必要になるが、国際基準とは違う部分もあり、また審査に時間を要することもあり、海外メーカー進出の足かせになっている。

税金に関する問題

・小売業者がメーカーの販促活動を行う際、メーカーに代わって卸売業者が販促費用を立て替えするケースがある。小売業者所在の税務局において営業税発票で認められた費用が卸売業所在の税務局では増値税の対象と判断されて、メーカーに増値税発票を発行しないといけないような、税務局により判断が違うケースがある。また、掛け売りを主とした卸売業者は税法により売上計上をしているが、売先からの発票発行時期や発票金額の要請で売上計上時点での増値税発票が発行できず、増値税申告時に当月売上と発票金額の不一致があった場合、税務専管員によっては不一致を認めないケースがある。

・小売業者から卸売業者に商品の返品がされることがあるが、小売業者の対応が遅いために返品伝票（赤伝）の発行が遅れることによって増値税の還付が遅れたり、返品伝票が小売業者から発行されずに増値税の還付が出来ないケースがあり、卸売業者の負担は大きい。

・立替費用、リベート、入場料、販促員の給与などの費用に対して営業税が賦課されており、卸売業などの中間業者が入る度に賦課される構造となっている。この営業税は小売業やメーカーに転嫁出来ておらず卸売業が負担しており発展の阻害要因となっている。

卸売業の今後の発展方向性、並びに上記機能・役割を踏まえ、日系企業が直面している問題点に関して、以下建議したい。

＜建議＞

① 経営範囲の許認可

卸売業者が取扱分野を増やすことは、小売業者に提供できるアイテム増加となり、小売業者・メーカーにとってもプラスとなる。しかしながら、当局に対する経営範囲の拡大申請において、手続きに必要以上に時間を要する、また窓口職員によって要求する書類の数・内容が異なることがあるので改善を要望したい。また、許可要件として一律に倉庫所有が挙げられるなどあり、実態に応じた許認可をお願いしたい。

② 小売との取引条件の改善

一般的に中堅企業が多い卸売業者の立場は小売業者に比べ弱いことから、卸売業の健全な発展を阻害している面があるといえる。これについて2006年11月に「小売業者と供給業者の公平なる取引に関する管理弁法」が施行され、小売業者の優越的地位を乱用した不公平取引を禁止することを法制化されている。また2011年12月には「大型小売店の供給業者に対する違法徴収の是正措置」が商務部等5部門の連名で発表され、小売業者が卸売業者から徴収可能な費用、徴収してはならない費用が明確化され取り締まりの強化も記載されている。取り締まりは行われているものの氷山の一角であり、小売業者が費用徴収を中断する動きは広まっておらず、引き続き不平等な商行為が続いている。上記法律及び通知の適正な運用と公正な取引の実施に向け、下記のような改善を関係当局・協会により行って頂きたい。

・日本の公正取引委員会のような責任をもって管理する政府機関や日常相談できる窓口を設置してほしい。

・小売業者が徴収可能な販促費用・リベートの定義を明確にして頂きたい。

・小売業者が公正取引を違反した場合の処罰を明確にして頂きたい。

・費用の取り締まりについては長期的な取り締まり活動を行って頂きたい。

・費用以外に取引終了後に小売業者から卸売業者に対する支払い延期など不正取引行為も法律、法規に入れて頂きたい。

③ 低温商品群に対する対応、及び低温物流に

対する政府認証制度の構築

(1)低温商品群の流通需要の拡大、また低温商品群の流通面における安全性確保という卸売業が求められているサービスの高度化のニーズに応えるため、専門知識・技術を有した人材育成（レベルの向上）に注力頂きたい。

(2)低温倉庫・配送車両などハード面は急速に整備されつつあるが、製造から販売までの各流通段階で定温が途切れる。管理レベルは低い。サービスレベルの向上には、サプライチェーンに関わる各プレイヤーのモラルと意識の向上が不可欠で、一企業の努力では改善は難しい分野である。

生鮮食品における無公害・緑色・有機等の国家認証制度は、消費者認知度も高く一般商品との差別化・業界全体のレベル底上げに成功しているため、低温物流についても業界の管理レベルの底上げを促すような、認証制度の設置を要望したい。

④ 通行証の問題

配送は卸売業者の1つの機能であるが、北京市内の物流を行うためには当局から通行証を取得するに当たり、外資系企業が取得しにくい事例があると言われ、外資系企業にも十分な活動ができるように配慮頂きたい。

また、昨今の都市部での交通渋滞、それに起因する環境問題も考慮すれば共同配送を推進すべきであり、共同配送を進める企業に通行証の発行、交通制限時間短縮などの優遇策も検討頂きたい。

⑤ 運送業者に関する発票問題

発票を発行しない代わりに税金分のコストを割引いた配送費用を請求する運送業者は少なくない。遠隔地の仕入先から商品を調達する場合、売上原価に占める配送費用の割合は大きくなるが、同業他社の一部はこれらの運送業者を利用することで売上原価の低減を図っており、平等な競争が阻害されているため改善をお願いしたい。

⑥ 輸入に関する問題点

・食品の輸入手続きは、輸入から販売まで最短で2カ月要している。特に、鮮魚のような日持ちの短い食品については、検査の対象となると検査日数の関係から実際には販売が不可能になっており、商品の特性に合わせた柔軟な運用をお願いしたい。加えて、製造業者及び輸入業者の信用度に応じた、検査率の低減、事前連絡、手続き時間の短縮などの優良事業者区分についても対応をお願いしたい。

・日用品・化粧品の輸入においては衛生許可が必要になるが、国際的な最新の基準とはなっておらず、また審査に時間を要したり新製品が認可されないことがあり、是正をして頂きたい。

⑦ 税金の考え方に関する問題

・小売業者がメーカーの販促活動を行う際、メーカーに代わって卸売業者が販促費用を立て替えするケースがある。税金の考え方が税務局や税務専管員によって違うケースがあり統一化して頂きたい。

・小売業者から卸売業者への商品の返品において、小売業者の対応が遅いために返品伝票（赤伝）の発行が遅れることによって増値税の還付が遅れたり、返品発票が小売業者から発行されずに増値税の還付が出来ないケースがあり、卸売業者の状況も考慮して、小売業者に対して規制をかけるなどの対策を講じて頂きたい。

・小売業者によって卸売業者の増値税発票が紛失され、発票発行後半年を過ぎると再発行が出来なくなっており、卸売業者が損を負担するケースもある。紛失時に増値税発票の現物が無くても小売業者側が支払えるなど、緩和策を講じて頂きたい。

・立替費用、リベート、入場料、販促員の給与などの費用に対して営業税の賦課を撤廃して頂きたい。

2．小売業

日本国内の小売市場は90年代に成熟期を迎え、1996年の146.3兆円をピークに減少に転じ、2011年には134兆円まで縮小した。消費を支える人口は減少を続けており、追い打ちをかける形で2008年の金融危機や2011年の震災が起こったうえ、欧州債務危機の各国経済への影響もあり、日本においてはしばらく消費の低迷が続くと推測される。一方、中国の社会消費財小売総額は、2008年に既に日本を抜いたとされ、2012年でも14.3%増（実質は12.1%増）の20兆7,167億元と二ケタ成長を続けている。また、中国政府は2011年から2015年にかけての第12次五カ年規画の期間中に小売総額を第11次五カ年規画中の2倍にするという積極的な目標を掲げている。

小売業の成長も内陸が主役に

経済成長を牽引してきた中国の沿岸部であるが、一定の経済規模となったこともあり、その成長率は鈍化している。2012年の北京市、上海市のGDP成長率がそれぞれ7.7％、7.5％であるのに対し、内陸部の省は重慶市13.6％、貴州省13.6％、雲南省13.0％、甘粛省13.0％、陝西省12.9％、四川省12.6％など、成長率の高さが注目されている。

小売総額の成長も、西低東高から西高東低へシフトしつつある。2012年の北京市、上海市、広東省の小売総額の成長率はそれぞれ11.6％、9.0％、12.0％と全国平均値の14.3％を下回った。一方、雲南省、重慶市、四川省などはそれぞれ18.0％、16.0％、16.0％で全国平均を上回っている。中国政府が4兆元の景気刺激策、農村部への家電・自動車普及政策の展開において内陸部を重視してきたことや、西部大開発を推進していることが内陸部の小売の成長に寄与している。

期待される外資企業の役割

中国では、外資系小売業に対する規制が2004年に撤廃された。この年を機に外資系企業の参入が進み、それに刺激を受ける形で国内企業も成長し、小売業が2005年から急速に発展している。2007年までは地盤拡大のために急速に店舗数を拡大する「量的な成長」だったが、2008年の金融危機以降、企業間或いは同一企業内での統合、再編を進め、不採算店舗を閉鎖するなど、店舗数の伸びを極力抑え、店舗当たりの売上拡大、利益を重視した「質的な成長」に変化した。業態別の店舗数では、総合スーパー/スーパー、特許商店（加盟店）の成長率が高く、フランチャイズビジネスは、2007年の「商業特許経営管理条例」の実施によりフランチャイズ化が進み、急速に店舗数が拡大したことも小売業の発展を後押ししている。

また、アウトレットモール、ドラッグストア、ホームセンターのような新しい業態が近年その数を増やしている。そうした中、業態として歴史のある百貨店はシェアが近年低下傾向にある。しかし特に地方におけるプレゼンスは依然として高い。

商務部は第12次五カ年規画期（2011～15年）において、消費の年平均成長率を約15％、2015年の規模を32兆元（1元＝約12円）とするなど4つの目標を掲げている。その1つに、外資導入効果・利益の大幅な増加があり、具体的には直接投資受入額を実行ベースで年1,200億ドル程度とし、質を継続的に高め、多様化し、構造を一層優れたものにする。それにより、イノベーションの促進・産業の高度化・地域経済の協調的発展における外資の役割をさらに明確にするとしている。

日本企業の進出状況

財務省統計をもとに、卸・小売業の対中直接投資額をみると、2010年は924億円（前年比14.8％増）、2011年も1,506億円（同63.0％増）、全体に占めるシェアは15.0％で、日本にとって最大の投資分野となっており近年増加が著しい。ただ、2012年1～9月の実績は1,133億円（同0％増）であり、最大シェアとなった輸送機械器具（シェア21.9％）が192.9％増と急増したこともあり、卸・小売業のシェアは13.9％となった。

主な百貨店・スーパーが沿海部大都市を中心に店舗展開をしているほか、成都市や長沙市などの内陸部における事業展開も見られている。また、家電、衣料品、食料品、雑貨など幅広い分野で日本企業が店舗展開を行っている。この他、コンビニエンスストアの展開も活発になっており、こちらも沿海部のみならず成都市、重慶市など内陸部での積極的な店舗展開も見られている。

そして、中国のネット通販市場が順調に拡大をしていることを受け、日本企業も自社サイトやモールをうまく活用し、実店舗での販売とあわせて売り上げを伸ばすことにも取り組んでいる。中国のネット

人口は近年拡大を続け、2012年末には5億6,400万人、ネット通販のユーザー規模は2億4,200万人に達した。ネット通販の利用率は42.9％と、2011年末比で4,807万人増加していることから、販売の有効な手段となっていることが伺える。

業態別小売市場規模の日中比較

表1は、2011年の業態別の中国小売市場規模、店舗数を日本のものと比較したものである。百貨店の場合、中国の市場規模は日本の約6割で店舗数が日本の約18倍、店舗あたり売上は日本の3％程度で2ケタ小さい水準にある。総合スーパーをみても、店舗数が日本の1.6倍だが、店舗あたりの売上は日本の30％程度で、小さい規模にとどまっている。また、コンビニエンスストアの店舗数は日本より数が遥かに少なく、店舗あたり売上は日本の13％程度で、業態としてはまだ未成熟な状況であるといえる。

表1：業態別日中小売業の状況の比較

	日本の業態別の状況（2006年）			中国の一定規模（注1）以上の企業の状況（2011年）		
小売業態	小売市場規模	店舗数	1店舗当たり売上	小売市場規模	店舗数	1店舗当たり売上
百貨店	7.7兆円	271	284.5億円	4.5兆円	4,826	9.4億円
総合スーパー（注２）	7.4兆円	1,585	47.0億円	3.6兆円	2,542	14.3億円
スーパー（注３）	17.1兆円	17,865	9.6億円	4.8兆円	38,554	1.2億円
コンビニエンスストア	7.0兆円	43,684	1.6億円	0.32兆円	13,609	0.2億円

出所：日本は平成19年商業統計（経済産業省）、中国は中国統計年鑑

注１：一定規模とは従業員60名以上かつ売上高500万元以上の企業。1元＝14円で計算。

注２：中国の総合スーパーは大型スーパーの値を記載

注３：日本のスーパーは食品スーパーの値を記載

表2は2011年の中国の小売企業売上上位企業を整理したものである（2012年5月公表）。2010年のランキングではM&Aにより近年規模を急拡大してきた蘇寧電器が1位となっていたが、店舗数拡大戦略を展開した百聯集団が2011年はトップとなった。上位10位以内では、2008年との比較でみた場合に、華潤万家（香港）、大潤発（台湾）、カルフール（フランス）、百勝餐飲集団（米国）などが順調に事業拡大している。ちなみに、日系企業は20位以内にはランクインしていない。

なお、2011年2月に世界大手家電量販チェーンである米国のBest Buy（ベストバイ）が9つの店舗と上海の販売本部を閉鎖し、同社100%出資子会社の五星電器に統合することを発表したほか、ドイツ家電量販チェーン大手のメディア・マルクトが家電量販店を取り巻く経営環境の悪化などを理由に2013年2月に中国からの撤退を発表するなど、厳しい競争環境を感じさせる事例がみられる。

ちなみに、中国系の特徴としては、百貨店、総合スーパーなどを中心に複数の業態を有する集団企業が上位を占めていることがある。また、集団企業は中国各地域にドミナントを築いており、地方により有力なプレーヤーが異なるのも特徴的だ。

表2：有力小売企業の動向

ランキング	企業名	地域	本社所在地	売上高（億元）		店舗数	
				2008年	2011年	2008年	2011年
1	百聯集団	中国	上海	943	1,182	6,418	5,604
2	蘇寧電器	中国	上海	1,023	1,100	812	1,724
2	国美電器	中国	北京	1,046	1,100	1,362	1,737
4	華潤万家	香港		638	827	2,698	3,977
5	大潤発	台湾		336	616	101	185
6	重慶商社集団	中国	重慶	263	478	294	325
7	カルフール	フランス		338	452	134	203
8	百勝餐飲集団	米国		262	434	2,700	4,450
9	ウォルマート	米国		278	430	123	271
10	物美集団	中国	北京	302	411	2,010	2,609
11	大商集団	中国	大連	626	356	150	170
12	山東銀座商城	中国	山東	187	307	164	93
13	農工商超市集団	中国	上海	267	302	3,330	3,374
14	江蘇五星電器	米国		230	275	256	279
15	海航商業	中国	北京	33	234	56	468
16	宏図三胞高科技術	中国	江蘇	180	232	195	251
17	武漢中百集団	中国	湖北	142	231	630	838
18	石家庄北国人百集団	中国	河北	n.a.	219	n.a.	133
19	武漢武商集団	中国	湖北	115	206	59	92
20	永輝超市	中国	福建	70	204	205	204

出所：中国チェーンストア協会

中国小売業の問題点・改善点

消費者の利便性を高めるため、外資系企業に対するタバコ、薬、書籍等の取扱い制限を緩和して、内資企業と同等の扱いをして欲しいとの声が寄せられている。例えば、タバコでは「外商投資商業領域管理弁法」第17条において、「卸売に従事する外商投資商業企業は塩、タバコを取り扱ってはならず、小売に従事する外商投資商業企業はタバコを取り扱ってはならない」とされている。2007年3月施行の「煙草専売許可証管理弁法（国家発展改革委員会51号）」18条にも、外資系企業のタバコ販売を許可しない方針が示されている。これらの修正が期待されている。

また、中国政府の目指す内需の拡大、消費の拡大、生活水準の向上において、小売業の育成は必須であり、重点産業としての育成が望まれる。例えば、コンビニエンスストアは近代的な小売業の形態として、安心安全なファーストフードの提供、公共料金支払いなどの社会インフラ、身近なお店での日常品の購入など中国の国策である都市化、都市の現代化を進める上での重要なインフラとなりえる。

＜建議＞

①小売業は伝統的な産業であるが、その発展は内需の拡大、消費の拡大、生活水準の向上といった現在の中国の国策に必須のものであり、是非重点育成産業として頂きたい。

②例えばコンビニエンスストアは近代的な小売業の形態として、安心安全なファーストフードの提供、公共料金支払いなどの社会インフラ、身近なお店での日常品の購入など中国の国策である都市化、都市の現代化を進める上での重要なインフラとなりえるので是非奨励して頂きたい。

③小売業は内陸を含めた中国各地で統一的水準のサービス提供を目指しており、沿海と内陸の生活レベルの格差是正に貢献できると自負している。（1）中国内地域間での規制上の取り扱いに差が出ないよう中央の目配りを頂きたい。（2）各地の中国系小売業との合弁推進の為に経営者集中審査の運用を緩和して頂きたい。（3）各地のサービスレベルの向上標準化の為に進める子会社の統括会社への傘下化について各地の当局の理解が得られるよう調整頂きたい。

④小売業の現代化とともにその形態・取り扱い品目等が複雑化し、管轄当局が錯綜する事例が発生している。（物販を担当する工商部門と飲食を担当する衛生部門等）部門間の調整がスムーズに行くように配慮頂きたい。

⑤また、管轄当局の指導上求められる罰金については恣意的に求められることの無いよう、その透明性と公平性を確保して頂きたい。

⑥不動産価格の上昇が小売業の収益を圧迫しており、内需拡大の要である小売業育成の観点から商業用不動産物件の市場価格の透明性確保が求められている。場合によっては税務上の優遇措置を検討頂きたい。

⑦小売業にとって商標は極めて重要なであり、特にブランドマークや看板は営業に直結する為、景観を理由とする看板の規制は極力抑制して頂きたい。

⑧消費者の利便性を高める為、タバコ、薬、書籍等の取り扱い制限を緩和して、内資企業と同等の扱いをして頂きたい。

⑨外資系小売業も中国人民の生活向上に資することを理想として努力しているものであり、国家間の争議の犠牲とならないよう小売現場での秩序の保全と操業の維持に努めて頂きたい。

第８章
金融・保険業

１．銀行

2011年12月の中央経済工作会議において、12年の金融政策は11年に続き「穏健（中立的）」を維持しながらも、「金融政策は経済情況に基づき適時適度に予防的調整、微調整（預調、微調）」とした。不動産市場低迷や欧州債務問題の蔓延など内外需減速が続いたことを受け、2012年5月に預金準備率、貸出・預金金利を6、7月に引き下げるなど、実際の金融政策運営は緩和的となった。13年の金融政策も「穏健（中立的）」を維持したが「操作の柔軟性を強める」とした。マネーサプライM2の伸び率の目標は前年比13%増と12年の同14%増から引き下げられ、金融政策は今後若干の引き締め方向へ向かうことが示唆された。

銀行業の経営状況

2012年マネーサプライM2の伸び率は前年の13.6%から13.8%と、政府による通貨政策の当初目標M2伸び率14.0%には到達しなかったものの、新規人民元貸出増加額は8.20兆元と、人民銀行の目標額とされる8.0兆元を上回った。

2012年末における金融機関の人民元及び外貨預金残高は94.3兆元と、前年比14.1%増加した。この内、人民元預金残高は91.7兆元、同13.3%増、外貨預金残高は4,065億ドル、同47.8%増加した。金融機関の人民元及び外貨貸出残高は67.3兆元、前年比15.6%増加、このうち人民元貸出63.0兆元、同15.0%増加した。

中国銀行業監督管理委員会（銀監会）の統計によると、2012年商業銀行の不良債権比率は0.95%と、11年の0.96%から低下した。但し、残高は4,279億元から4,929億元へと15.2%拡大している。貸出先をみると純増額の19.2%を占める1.37兆元が不動産向けで、さらにそのうちの9,940億元が個人向け住宅ローンであった。

表１：金融機関貸出・預金統計

		単位	2012 年末残高	前年末比（%）
貸出残高		兆元	67.3	15.6
	人民元	兆元	63.0	15.0
	外貨	億ドル	6,836	26.9
預金残高		兆元	94.3	14.1
	人民元	兆元	91.7	13.3
	外貨	億ドル	4,065	47.8

資料：中国人民銀行
「中国貨幣政策執行報告 二〇一二年第四季度」

表２：商業銀行不良債権残高の推移

（億元、%）		2011 年末			2012 年								
					1 ～ 3 月		4 ～ 6 月		7 ～ 9 月		10 ～ 12 月		
		残高	不良債権比率	合計に占める比率	残高	不良債権比率	残高	不良債権比率	残高	不良債権比率	残高	不良債権比率	合計に占める比率
不良債権債権分類別		4,279	0.96%	100.0%	4,382	0.94%	4,564	0.94%	4,788	0.95%	4,929	0.95%	100.0%
	次級類（破綻懸念）	1,725	0.40%	40.3%	1,801	0.39%	1,960	0.40%	2,028	0.40%	2,176	0.42%	44.1%
	可疑類（実質破綻）	1,883	0.40%	44.0%	1,909	0.41%	1,934	0.40%	2,074	0.41%	2,122	0.41%	43.1%
	損失類（破綻）	670	0.20%	15.7%	672	0.14%	670	0.14%	685	0.14%	630	0.12%	12.8%
金融機関別	商業銀行	4,279	0.96%	100.0%	4,382	0.94%	4,564	0.94%	4,788	0.95%	4,929	0.95%	100.0%
	大型商業銀行	2,996	1.10%	70.0%	2,994	1.04%	3,020	1.01%	3,070	0.10%	3,095	0.99%	62.8%
	株式制商業銀行	563	0.60%	13.2%	608	0.63%	657	0.65%	743	0.70%	797	0.72%	16.2%
	都市商業銀行	339	0.80%	7.9%	359	0.78%	403	0.82%	424	0.85%	419	0.81%	8.5%
	農村商業銀行	341	1.60%	8.0%	374	1.52%	426	1.57%	487	1.65%	564	1.76%	11.4%
	外資系銀行	40	0.41%	0.9%	48	0.49%	58	0.58%	63	0.62%	54	0.52%	1.1%

資料：中国銀行業監督管理委員会（CBRC）

図１：金融機関人民元建て貸出

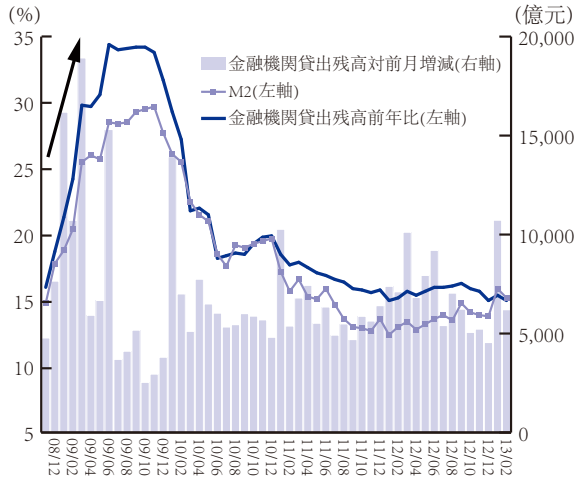

注：グラフ内数字は最新月貸出残高前年比。
資料：人民銀行、CEIC

銀行業を巡る動き

為替・金融改革の進展

2012年は、全国金融工作会議の開催（1月。五年に一度）、「金融業五カ年計画」の公表（9月）があったほか、人民元変動幅拡大が行われた（4月14日、1日当たり上下それぞれ0.5％までに制限していたものを、16日から1％に）。金利自由化に関しても、6月8日、08年月以来3年半ぶりの引き下げ時、銀行預金金利について、基準金利×1.1倍までを上限に適用可能とし、銀行貸出金利について、基準金利×0.8倍までを下限に適用可能（従来、規定×0.9倍）とした。

中国銀行業の海外展開

工商銀行は7月に米国東亜銀行の株式取得により、中国系銀行による米国銀行業の初の買収例となったほか、11月にはアルゼンチン・スタンダード銀行の株式8割取得によりラテン・アメリカ地区初且つ初の海外主力銀行買収事例となった。また、7月に交通銀行が同行フランクフルト支店に対し初の人民元建て資産増資を実施した。

拠点展開について、8月に農業銀行がニューヨーク支店、10月に建設銀行がメルボルン支店を開業したほか、10月に中国銀行シンガポール支店がフルバンキング・ライセンスを取得した。

外国銀行の動き

2011年末時点で、14カ国・地域の外国銀行が100％出資の現地法人37行を設立しており、245の支店を有する。また2行の合弁銀行が営業しているほか、26カ国・地域の77の外国銀行が94の支店を設置している。さらに45カ国・地域の181の外国銀行が209カ所の駐在員事務所を設置している。外資銀行の資産総額は2兆1,535億元（3,333億米ドル）で前年より23.6％増え、中国銀行業の資産総額の1.9％を占めている。

2013年の銀行業展望

2013年、人民銀行は通貨政策の連続性と安定性を保ち、引続き「穏健な通貨政策」を実施する。12年12月の中央経済工作会議では、13年も「穏健（中立的）」を維持したが、「操作の柔軟性を強める」とした。通貨政策の目標として「7.5％成長の前提の下で」マネーサプライM2の伸び率は前年比13％増と、12年の14％増から1ポイント低く設定した。周小川人民銀行行長は「13％は中立的な通貨政策を表している。（中略）もはや緩和的ではなく、中立的」と述べ、金融政策が今後若干の引き締め方向へ向かうことを示唆した。

10年ぶりの政権交代に伴い、金融政策運営は経済の安定や成長維持を最優先に進められる中、物価や資産価格の動向次第では金利引上げも含めた引き締め強化も想定される。他方で、新政権は経済改革を加速させる意向を明らかにしており、金利為替など自由化の進展が期待される。

＜建議＞

① 中国版バーゼルⅢ

中国版バーゼルⅢの実施時期の再検討について。グローバルスタンダードや各指標の算出ロジックが不確定な環境下、プルーデンシャル監督管理の方針は十分理解できるが、2.5％の不良債権引当てカバー比率等バーゼルⅢ以上の基準が設定されている項目もあり、実際の運用にあたっては柔軟な対応をお願いしたい。また、各金融機関の業態に応じた指標の設定を検討いただきたい。

② クロスボーダープーリングに関する申請の簡素化

人民元国際化、資本取引自由化の流れの中で人民元、その他通貨（円、ドル、ユーロ等）を含めた形でのクロスボーダーでの

プーリング等を通じた企業資金管理の実現をいただきたい。また、クロスボーダープーリングについては一部で試行されていると聞いており早期全面開放実現、及び個別申請における手続の簡素化についても検討いただきたい。

③ 債券引受資格の外銀への開放の加速化

現状、社債の引受資格は限定的にしか認められていないのが現状であり、外銀の参入基準が極めて厳しい状況にある。中国の資本市場、特に債券市場の更なる拡大発展の中で、債券業務をグローバルベースでやっている外資金融機関の参入により市場発展にも寄与できるものと思料されることから、外銀も債券引受業務に早期に参入できるよう検討いただきたい。

④ 各種当局規定解釈の地域差の縮小

59号通達やクロスボーダー人民元決済をはじめ、これまで重要な当局通達で規制緩和が宣言されているが、地域による運用が優先され、支店が少ない邦銀にとっては不利益を被るケースが散見される。地域毎に異なる対応のため邦銀や中国各地に拠点のある日系取引先が混乱している状況の改善について検討いただきたい。

⑤ 国外投資家のオンショア証券投資枠拡大（QFII・RQFII）

オフショア人民元市場とオンショア人民元市場の健全な資本市場育成及びクロスボーダー人民元決済・人民元国際化の促進の為、オンショア市場規模や国外機関投資家の投資ニーズの大きさに比し未だ小額・限定的なQFII、RQFII投資枠の一層の拡大を検討いただきたい。また、関連法規の更なる情報開示をお願い致したい。尚、RQFIIについては、現状香港所在の中国系証券会社に限定されているが、広く国外適格機関投資家向けに開放することを検討いただきたい。

2．生命保険

2012年の中国生保市場は、68社（内資系生保会社42社、外資系生保会社26社）の生命保険会社の保険料収入が9,958億元で、前年比4.1%増と、前年続きの1ケタ成長。健康保険および傷害保険の牽引していた部分を除けば、生命保険業務の保険料収入が8,908億元で、前年比僅か2.4%増と、伸びが依然として低調。但し、保険料収入という規模の拡大が低迷しても、監督行政機関による販売ミスリーディング取締り強化および生保業の発展方式転換・発展構造調整への促進を通じて、生保業の業界位置付けおよびイメージ・発展クオリティの改善を期待できるだろう。

2012年のマーケット動向

マーケット概況

2012年の生命保険業界全体の保険料収入は、約9,958億元で前年比4.1%の微増となったが、伸び率が直近数年の最低値だった。

表1：生保業界全体の保険料収入伸び率推移（2007年～2012年）

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
前年比 (%)	21.9	48.3	11.0	28.9	6.8	4.1

出所：保監会HP

2012年の中国全体の保険密度と保険深度は、約1,144元と約3%で、2015年の目標値の2,100元と5%に大きな差があって、中国保険マーケットの発展潜在力が十分にあると考えられるだろう。

全国の保険料収入に占める地域(4直轄市、27省・自治区)別シェアは、広東省(深圳市含む)が首位、江蘇省が2位、山東省（青島市含む）が3位、河南省が4位、北京市が5位となった。各地域のGDPと見合っているだろう。

表2：トップ5位地域の生保業保険料収入とGDP

（単位：億元）

	広東省	江蘇省	山東省	河南省	北京市
保険料収入	970.7	765.9	654.0	595.5	554.3
GDP	57,100	54,085	50,013	30,000	17,801

出所：保監会HP

2012年末時点に、生命保険会社は68社で、そのうち、内資系生保会社が42社、外資系生保会社が26社。内資系会社と外資系会社の保険料収入は9,482.5億元と475.4億元で、マーケットシェア比率は95.23%対4.77%で、外資系会社のマーケットシェアが小幅増。

表3：内資系会社と外資系会社のマーケットシェアと会社数の推移

	2007年		2008年		2009年		2010年		2011年		2012年	
内資系	92.0%	29社	95.1%	30社	94.8%	31社	94.4%	33社	96.0%	36社	95.2%	42社
外資系	8.0%	24社	4.9%	26社	5.2%	28社	5.6%	28社	4.0%	25社	4.8%	26社

出所：保監会HP

2012年生命保険業界の動向

2012年に新設生命保険会社が7社(内資系6社、外資系1社)も増えた。このため、保険料収入トップの大手5社は、マーケットシェアが78.5%から71%までに減少したが、依然として、ネットワーク・人材・ブランド・チャネルなどの圧倒的な優勢を保っている。但し、銀行窓口による販売がメインチャネルとして依存されて、銀行系生保会社は、保険料収入が大幅な成長（建信人寿（中国建設銀行）が前年比358%増、工銀安盛(中国工商銀行)が同197%増、農銀人寿(中国農業銀行、2012年末に正式に認可を取得)が同期比3%増、交銀康聯(交通銀行)が同55%増、中郵人寿(中国郵政)が同81%増）を達成した。

2012年に外資生保会社は、生保全体のマーケットが低迷している中で前年比23%も伸びた。外資系会社の収入保険料トップ5位は米AIA、仏AXA、米メットライフ、伊チェネラリ、英プル。米AIAは、先行メリットによって代理人チャネルで外資系会社をリードしているが、仏AXA、米メットライフと英プルは、銀行窓口による販売および電話販売がメインチャネルとして、全体保険料収入の80%強を占めている。伊チェネラリは、グループ保険が保険料収入の50%の貢献をしていた。後発した外資系会社は、香港系HSBC人寿が銀行窓口による高所得者層をターゲットとして保険販売し、台新光人寿が新チャネルである電話による保険販売に注力したなどの差別化戦略を通じて勝ち残ろうとしていて、高速な成長を遂げた。

2012年に健康保険は、同期比24.7%の大幅増。生命保険業務の続く低迷のため、多くの生保会社は、2012年初から健康保険を新しい突破口にしてきた。それに、「企業、個人が商業健康保険および多種類の補充医療保険に加入することを奨励して、税収などの関連優遇政策を徹底する」、「都市住民重大疾病は商業保険会社の重大疾病保険に加入する方式によりカバーされることの明文化」等の政策の実行に伴い、健康保険の販売をさらに促進した。また、国民は健康管理、高齢化社会への関心を高め、良好な市場環境が育ってきた。

2012年に保険業界の資産運用収益率は3.39%で、過去4年間の最低値となった。2009年、2010年、2011年の投資収益率は、6.41%、4.84%、3.6%。資産運用先の比率およ

び固定収益投資商品の収益率が安定しているが、株式投資他の損失によって、資産運用収益率に大きな影響を与えていた。それで、投資収益を引き上げるために、2012年下期に中国保監会は、新しい保険資産運用政策を集中して発布し、資産運用先の配置比率の調整を通じるリスクをヘッジしたり、資産運用先を多様化にしたりしている。

2012年に国民からの生保業への信頼を回復、生保業クオリティを引き上げるために、生保販売誤導の取締を徹底することは、中国保監会の3大重要取組の1つでもある。「人身保険販売誤導行為認定指引き」他の一連の規定を発布、施行していた。

2013年の展望と課題

① 2013年も発展方式の転換・発展構造の調整を徹底し、中国生保業の規模は横這い。

従来の保険料収入規模の重視・銀行窓口による保険販売への過度依存・有配当保険商品占率の過大を根本的にチェンジするのは捗らないが、「2013年も発展方式の転換・発展構造の調整を堅持していく」と中国保監会の項俊波主席は明示した。

このため、2013年が生保業の発展の最も困難の1年にもなる可能性があり、保険料収入の伸びが2012年と横這いになるだろう。

但し、生命保険の本旨の一貫・契約者利益保護の徹底・市場競争環境の整備、他取組を行って、長期的な良好な発展の基盤を強固に構築することを期待できるだろう。

② 政策支持を受け、年金保険の販売は期待できるだろう。

財政部・国家税務局および上海市政府が、「個人所得税繰延型年金保険試行案」の主要内容について意見が一致した。それで、年金保険の販売を促進するだろう。

③ 保険資産運用先をさらに拡大し、資産運用収益の引上げを目指す。

社会インフラ投資への開放、保険資産管理会社の公募信託商品の発行などを通じて、資産運用の多様化および資産運用収益の引上げが期待できるだろう。

＜建議＞

①外資生保（外国資本生保会社）、中国生保業進出時の出資上限について

外資系生保企業が中国に参入する場合、合資企業の設立を義務付けられている。加えて、外資の出資比率は50%が上限になっている。同制限の緩和を要望したい。

②外資生保、合弁生保を設立した後の中国全土への展開時の支店開設について

外資系生保企業は、中国保険監督管理委員会または進出先の中国保険監督管理委員会監督管理局より、複数の支店の設立申請を同時に行ってはならない旨を通達されている。仮に申請したとしても、同時に審査・承認されることはないと言われている。

新たな支店の設立許可証の申請過程において、外資系生保企業が中国企業と同等の国民待遇を受けられるよう要望したい。

③外資生保、資産運用面について

外資系生保企業に対して、合理的な範囲内で資産運用における投資の許可範囲を拡大してほしい。

④外資生保、保険代理会社の設立について

外資系生保企業は、25%以上の保険代理会社への出資を認められていない。

先進的な保険コンサルティングノウハウを伝播する手段として、現状、明文化はされていないものの、実質的に制限されている保険代理会社の外資出資制限の撤廃、さらに、保険代理会社への外国生保による100%出資、を要望したい。

⑤その他

・中国保険会社出向時の面接試験の要件緩和について

中国系生命保険会社に出資を行い役員を派遣する際に、当該役員に対して要求される試験が中国語のみの面接形式で行われ、しかも試験の内容も高度化する傾向にある。中国人もしくは相当中国語能力に長けている人材以外を排除することにつながっている。人材確保が困難となるため、条件の緩和などの対応を検討いただきたい。

・中国保険年鑑等の整合性について

統計データに連続性がなく、データそのものも確実かどうか疑問が残る。中国保険年鑑は、省ごとに集計方法が異なっており統一性が取れていないケースも多く、データ収集が困難な状況。統計の仕様を統一するなどの対応を望む。

3．損害保険

中国損害保険市場の現状

市場成長力の強さ

中国損害保険市場は、1979年から始まった改革開放以来、急速な経済発展や国民の生活水準の向上に伴い急速な成長を続け元受総収入保険料ベースで2010年、2011年には前年比でそれぞれ34.5%増、18.7%増の高成長を記録した。2012年には自動車の新車販売台数の急激な落ち込みの影響もあり、増加率は鈍化したものの、元受総収入保険料で5,529.8億元、前年比で15.7%増と引き続き順調に成長を続けている。2006年の元受総収入保険料は1,580億元であり、6年間で約3.5倍となる成長を遂げた事になる。2013年の中国における損害保険業の見通しであるが、安定したGDP成長に支えられ引続き二ケタ成長が見込まれる。

表1：2007年～2012年
中国損害保険市場の発展状況（単位：億元）

年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
元受収入保険料	2,086	2,446	2,993	4,027	4,779	5,529
対前年比	32.00%	17.30%	22.40%	34.50%	18.70%	15.70%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP

中国損害保険市場の展望～大きい潜在余力～

中国経済の高い成長率に支えられ、損害保険市場も安定した成長を続けてきた。欧州信用危機や人民元高による輸出の落ち込みや自動車新車販売の低迷により、2011年には元受総収入保険料の前年比伸びが3年ぶりに20%を切ったものの、安定して二ケタ成長を実現するなど順調に成長している。2013年もこの成長率の下振れ圧力の影響は持続すると思われるが、一方でインフレ対策による物価の安定や内需の拡大、また、今後積極的な景気下支え策が打たれることが予想されることから、それに伴い損害保険市場も引き続き高い成長率を維持するものと思われる。上記のように中国の損害保険市場の規模は急速に発展し、2011年には世界第6位のマーケットに成長しているものの、損害保険の普及率を示す人口1人あたりの年間保険料が52.9ドル、GDPに占める収入保険料の割合が1.3%と、世界平均の263ドル、2.9％と比べて未だ低い水準にある。経済がある程度のスピードを保って成長している中で、これらの数値が未だ低い状況にあるということは、一方で損害保険市場の発展にはまだ大きな潜在力があるということを物語っている。GDPの高成長という基盤の上に、保険市場は高成長を実現してきたが、これから更に成長していくことが期待できるだろう。

表2：2011年 世界損害保険市場規模比較

国別	収保総額（百万ドル）	順位	世界分布	GDPに占める収入保険料の割合	1人当たりの年間保険料（ドル）
中国	87,319	6位	4.44%	1.20%	64
アメリカ	667,109	1位	33.85%	4.50%	2,130
ドイツ	131,292	2位	6.67%	3.60%	1,578
日本	130,741	3位	6.64%	2.20%	1,031
英国	109,486	4位	5.56%	3.10%	1,188
フランス	98,359	5位	5.00%	3.30%	1,403
韓国	51,223	10位	2.60%	4.60%	1,045
全世界	1,968,179	--	100.00%	6.60%	661

出所：2012年中国保険年鑑

自動車保険をめぐる問題について

2011年3月15日の消費者保護デーの前後に、中国中央電視台（CCTV）が自動車保険の問題点に関する番組を放映。その後、同様の問題が他のマスコミでも報道され、大きな社会問題となったため、中国保険監督管理委員会はそれを業界の問題として、改革に努めている。

指摘された問題点の主なものは、自動車保険の「高保低賠」（保険料を高く取り、保険金支払い時には低い基準で支払いする）や、保険約款が消費者に不利になっていたり、約款の解釈権が保険会社にあり、保険金支払い時に消費者に不利に運用されてしまうと言った所謂「理賠難」や「覇王約款」などが挙げられる。

また、現在、中国の自動車保険の約款は、業界が定めた3つの約款のどれかを使わなければならず、保険料率もほぼ一律の状況にある。消費者の立場からすれば、保険商品の選択の幅が狭く、不利な状況にあると指摘されている。

2011年10月に中国保険監督管理委員会主席に就任した項俊波氏は、就任直後から「理賠難」や「覇王約款」などの問題点の早期解消を重点課題の一つとして挙げており、自動車保険の約款・料率・制度の見直しを指示している。それを受け、2012年3月に中国保険監督管理委員会財産保険監督管理部は、向こう3年間で自動車保険の問題点を解決する計画を発表、中国保険同行公会も新標準約款と自動車保険料率の参考純率を発表してその改革を推進しており、今後、損害保険業界全体で自動車保険にかかわるサービス向上が図られるものと思われる。

損害保険業の具体的な問題点

外資系損害保険会社の現状

2012年末時点で中国の損害保険会社は62社。その内、中資系損害保険会社が41社、外資系損害保険会社は21社となっている。収入保険料総額を比較した場合、中資系損害保険会社が5,462億7,329万元に対し、外資系損害保険会社は67億1,487万元となっている。中国がWTOに加盟して既に10年以上が経ち、外資系損害保険会社に対する規制は徐々に撤廃され、拠点認可等の速度も以前と比し速まった感はあり、当局の開放姿勢が窺えるものの、原則拠点設立地域に営業範囲が限られていることもあり、市場規模で比較すると、元受収入保険料ベースでの外資系損害保険会社のマーケットシェアは、前年比で0.12%アップしてはいるものの、わずか1.21%の低位にとどまっている。WTO加盟後、10年以上が経過した今日、外資系損害保険会社にも内国民待遇が適用され、平等な環境の下で、消費者により良いサービスを提供できることが期待されている。そのためにも、行政手続きの効率化により、外資系損害保険会社の拠点設立認可が更にスピードアップされることを期待する。

また、現在拠点の無い地域でも、投資総額1.5億元以上でかつ保険料総額が40万元超の大規模商業物件については他の地域の拠点から引き受けをする事が可能であるが、顧客サービスの向上および経営の効率化の観点から、大規模商業物件の基準の引き下げや、大規模商業物件での異地引き受けの対象外となっている信用・保証保険についても、引き受け可となるよう、強く期待する。

表3：中国系損害保険会社の収入保険料及び市場シェア（単位：万元）

会社名	拠点（本支店）数（2010年末）	2012年度収入保険料	市場シェア
中国人民財産保険	39	19,301,796	34.90%
平安財産保険	41	9,878,620	17.86%
太平洋財産保険	41	6,955,028	12.58%
中華聯合保険	24	2,455,580	4.44%
国寿財産保険	27	2,354,179	4.26%
大地財産保険	37	1,790,222	3.24%
陽光財産保険	36	1,465,958	2.65%
輸出信用保険	25	1,426,007	2.58%
天安保険	33	812,691	1.47%
太平保険	29	776,814	1.40%
安邦財産保険	43	706,370	1.28%
永安財産保険	20	702,533	1.27%
華安財産保険	30	574,078	1.04%
華泰財産保険	26	559,151	1.01%
永誠財産保険	28	555,684	1.00%
英大保険	13	501,498	0.92%
天平自動車保険	18	64,619	0.84%
中銀保険	24	414,529	0.75%
都邦財産保険	34	309,649	0.56%
安華農業保険	7	236,081	0.43%
その他（18社計）	--	2,386,242	4.32%
中資系損害保険会社　小計		54,627,329	98.79%
全損害保険会社合計		55,298,817	100.00%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP、
2012年中国保険年鑑

表4：外資系損害保険会社の収入保険料及び市場シェア（単位：万元）

会社名	国名	拠点(本支店)数(2010年末)	2012年度収入保険料	市場シェア
チャーティス(AIU)	アメリカ	5	110,282	0.20%
リバティー	アメリカ	3	71,556	0.13%
グルパマ	フランス	1	70,640	0.13%
アリアンツ	ドイツ	1	57,540	0.10%
三星火災保険	韓国	5	51,487	0.09%
東京海上日動火災保険	日本	3	47,159	0.09%
三井住友海上火災保険	日本	4	45,971	0.08%
チューリッヒ	スイス	1	34,676	0.06%
損害保険ジャパン	日本	5	29,455	0.05%
国泰産物保険	台湾	4	26,257	0.05%
ウィンタートゥール(AXA)	スイス	1	26,187	0.05%
ジェネラリ	イタリア	3	22,826	0.04%
富邦産物保険	台湾	1	16,183	0.03%
ロイヤル.サン・アライアンス	イギリス	2	15,918	0.03%
チャブ	アメリカ	2	13,987	0.03%
現代海上火災保険	韓国	1	9,308	0.02%
LIG	韓国	1	8,682	0.02%
あいおい損害保険	日本	1	4,815	0.01%
日本興亜損害保険	日本	2	4,409	0.01%
XLインシュランス	アメリカ	—	4,094	0.01%
ロイズ	イギリス		4	0.00%
外資系損害保険会社　小計			671,487	1.21%
全損害保険会社合計			55,298,817	100.00%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP、各社HP、2012年中国保険年鑑

自動車交通事故責任強制保険(机动车交通事故责任强制保险)の現状

日本の自動車賠償責任保険（自賠責保険）に相当する自動車交通事故責任強制保険(机动车交通事故责任强制保险、以下「自賠責保険」と略す)が施行されてから6年半が経過した。2011年の自動車保険料収入は（自賠責保険、任意保険合計）3,505億元となり、前年の39.3％増から16.7％増に大きく減速した。これは自動車購入促進政策が2010年12月末で終了し、2011年の新車販売が急減速したことによる。なお自動車保険料収入の内訳は任意保険が2,522億元、自賠責保険が983億元となり、自動車保険に占める自賠責保険の割合は28.1％となった。

2011年、国内系保険会社の自賠責保険引受車両は1.14億台となり、これまでの最高を更新。一方2011年の損害率は79.7％となり、前年に比べわずかに改善したが、なおも高い比率になっている。

引受成績の悪化は主に損害率の悪化によるもので、所得増による対人賠償額の拡大、修理代等の高騰、地域格差が大きい中国で統一料率を使用している問題、裁判所の判定基準の地域によるバラつき等が損害率悪化の主な要因として挙げられる。また、一部の裁判所では、自賠責保険約款で定めた賠償限度額以上の保険金の支払いを保険会社に命じる判決が出され、保険会社が支払わざるを得ないケースが続出するなど、後遺障害の認定も地域ごとにバラつきがあることも多く、自賠責保険の赤字の大きな原因になっている。

また、日本では各保険会社は自賠責保険を引受後、保険料を共同プールにて管理し、業界全体でノーロス・ノープロフィットの実現を図っているが、中国では共同プールが無く、各社が独自で別会計で自賠責保険料の収支を管理する各社ごとのノーロス・ノープロフィット方式を採用している。そのため、一部の保険会社では、法律上引受義務があるにもかかわらず、損害率の高いオートバイ、営業用自動車、トラクターなどの自賠責保険の引受を避けており、社会問題となっている。自賠責保険制度の健全な発展により、社会の安定に寄与するためにも、日本同様の自賠責プールの早期設立を期待する。

なお、国務院（日本の内閣に相当）は外資保険会社に対し、これまで自賠責保険への参入を認めていなかったが、2012年3月に自賠責保険の条例を改定し、同年5月から開放されている。今後当該制度の安定的運用に向け、さらなる法律・制度の見直しが進むことを期待する。

保険法に定める保険関連業務をめぐる問題

「被保険者の保護」、「監督管理及び危険防止の強化」、「保険サービス領域の更なる拡大」を主な目的とし、2009年2月に中国保険法が7年ぶりに改定され、同年10月1日に施行された。新保険法・第95条（3）には、保険会社の経営範囲として「国務院保険監督管理機構が批准する保険に関連するその他の業務」が認められ、保険会社の経営領域が広が

り、顧客サービスの幅を拡大することができるようになった。しかしながら、外資系保険会社は、保険法以外に「外資保険公司管理条例」の制約も受けており、同管理条例で「その他の業務」が認められていないため、中資系保険会社と同様の保険関連業務が行えない状況にある。日系の各損害保険会社は、他の諸外国の現地法人において、リスクマネジメントサービスを提供するなど、日本の本社の貨物保険ポリシーのクレームエージェントを行なっているケースが多く、顧客サービスの拡大と事業の多角化による経営の安定を図っている。中国でも和諧社会実現のために、保険会社の期待される社会的役割も増えており、「外資保険公司管理条例」の早期改定により、事業範囲の拡大ができるよう要望する。

＜建議＞

① 2012年末WTO加盟11周年を迎え、更なる保険市場の開放と外資保険会社の内国民待遇の進展を期待しているが、行政手続きの簡素化を実現し、許認可のスピードを早めていただけるよう要望する。

② 既に外資系損保会社に対し自賠責保険が2012年5月に開放されたが、自賠責保険の健全な発展のため、法･制度の更なる整備をお願いしたい。

③ 新保険法第95条（3）では保険会社の経営範囲として「国務院保険監督管理機構が批准する保険に関連するその他の業務」が認められているが、外資保険公司管理条例では「その他の業務」が認められていないため、内資保険会社と同様の保険関連業務が行えない。和諧社会実現並びに消費者利便性・保険サービス向上のために、保険会社の期待される社会的役割も増えており、早期改善を要望する。

④ 大規模商業案件の異地引き受けの対象保険種目として、「信用・保証保険」もその対象としていただきたい。また、大規模商業物件適用の条件である保険料基準の緩和をお願いしたい。

⑤ 2012年4月に兼業代理店の新規登録につき、暫定停止となっているが、消費者利便性・保険サービス向上のために、「健全な販売チャネルの活性化」は必要であり、当該暫定停止措置の解除をお願いしたい。

⑥ 各地の同業公会において「自律公約」が制定されているが、その除外規定等がバラバラであり、同一企業グループの現地法人に対し中国内で統一した保険サービス提供が困難である。各地の同業公会に対し、除外規定の統一を指導願いたい。

4．証券

2012年末時点の世界の株式市場のうち、日中株式市場の時価総額は、東京証券取引所が3.5兆ドルで世界第3位（前年と同ランク）、上海証券取引所が2.5兆ドルで同7位（前年比1ランク低下）、深圳証券取引所が1.2兆ドルで同16位（前年比3ランク低下）、大阪証券取引所が2,022億ドルで同33位（前年比3ランク低下）であった。これを国別に集計すると、日本が3兆6,810億ドル、中国が3兆6,974億ドルとなった。

2012年の世界の株式売買代金のうち、日中の株式売買代金は、東京証券取引所が3.5兆ドルで世界第3位、上海証券取引所が2.6兆ドルで同4位、深圳証券取引所が2.4兆ドルで同5位、大阪証券取引所が1,425億ドルで同26位で、順位は全て前年と同じであった。これを国別に集計すると、日本が3.6兆ドル、中国が5.0兆ドルとなった。

2011年12月25日の日中首脳会談で合意された「日中両国の金融市場の発展に向けた相互協力」を受けて、「日中金融市場の発展のための合同作業部会」が設置され、2012年2月20日（北京）、同年6月5日（東京）に合同作業部会が開催された。

中国の証券業界状況

株式市場

2012年末現在、上海証券取引所及び深圳証券取引所に上場している企業は合計2,494社で、株式時価総額は23兆358億元となった（2011年末は21兆4,758億元）。2012年の中国企業の株式発行によるA株市場での資金調達では、155社が新規上場し、資金調達額は1,034億元となった。増資等も含めたA株市場での資金調達額全体は、3,128億元となった。また、2012年は海外では1,003億元の資金調達が行われ、国内分・海外分を合計すると4,130億元となった（2011年は6,014億元）。2012年は、同年4月にブックビルディングの改善などを骨子とする株式発行制度改革が行われた。

債券市場

2012年の中国の債券市場（証券取引所と銀行間債券市場の合計）における銘柄別の発行状況を見てみると、国債が1兆3,562億元、金融債が2兆1,777億元となった。

2012年の中国の国内社債市場の主な発行銘柄では、非金融機関の短期融資債券（CP）が8,391億元、超短期融資債（期間1年未満のCP）が5,822億元、中期手形（MTN）が8,453億元、企業債が7,856億元、公司債が2,603億元、転換社債が157億元等で、計3兆3,992億元が発行された。2012年は、中小企業私募債の発行解禁と資産担保証券の発行再開が行われた。

対内証券投資と対外証券投資

2002年11月、外国人投資家による国内証券市場への投資を認めるQFII（適格外国機関投資家、Qualified Foreign Institutional Investorsの略称、キューフィーと呼ばれる）制度が導入されている。2013年3月末時点で197社が合計417.45億ドルの運用枠を認められている。運用枠のうち、日本勢は19社、26.5億ドルで、世界で第5番目となっている。また2011年12月、人民元建て貿易決済により香港に蓄積している人民元を中国本土で運用するためのRQFII（人民元建て適格外国機関投資家）制度が導入された。2013年1月末時点で、24社が合計700億元の運用枠を認められている。

一方、中国国内の金融機関による対外証券投資として、2006年4月、QDII（適格国内機関投資家、Qualified Domestic Institutional Investorsの略称、キューディーと呼ばれる）制度が導入されている。2013年3月末時点で、110社が合計841.27億ドルの運用枠を認められている。うち、基金管理会社（運用会社）が設定・販売している海外株投信では、2012年12月末時点で、計9社、10商品が日本株での運用を行っている。当該商品の日本株の保有残高は約1.6億元となっている。

合弁証券会社及び合弁運用会社の新設・再編

証券業では、2012年は、合弁証券会社として、東方証券とシティグループによる東方花旗証券が設立された。

アセット・マネジメント業では、2012年は、合弁運用会社として、華辰信託と韓国MIRAEアセットの華辰未来基金管理有限公司、中原証券と英国Ashmore Investment Managementの中原英石基金管理有限公司、華潤深国投信託と台湾元大宝来証券投資信託の華潤元大基金管理有限公司の3社が設立された。2013年3月には、北京銀行等とノヴァ・スコシア銀行（カナダ）の中加基金管理有限公司が設立された。

具体的な問題点と改善状況

外資による中国証券業及び アセット・マネジメント業への参入規制緩和

外資による証券業への参入は、2001年の世界貿易機関（WTO）加盟以前は、個別の認可によって認められたケースもあったが、正式に認められたのはWTO加盟後である。外資の参入は、主に合弁会社の設立による形式であり、WTO加盟時は33％が外資の出資上限となっていた。また、合弁会社には、国内系証券会社の主要業務の一つである国内投資家向け上場株式（A株）のブローカレッジ業務やトレーディング業務が認められておらず、認可取得時期も明示されていなかった。2012年末時点で登録証券会社は114社あり、うちWTO加盟と前後して合計13社の証券会社が認可されているが（うち1社は既に合弁を解消、また日本勢は1社）、WTO加盟以前に認可された中国国際金融と中銀国際証券は、例外的にA株のブローカレッジ業務やトレーディング業務が認められている。また、ゴールドマン・サックスのように破綻した証券会社の処理費用負担などを通じて、実質的にフルラインの国内証券業務への進出を実現しているケースもある。

中国で証券投資信託の設定・運用を行う基金管理会社（運用会社）は、2012年末現在で77社設立されており、うち43社が外資系基金管理会社となっている（うち日本勢は3社）。証券業と同様に、WTO加盟当初、外資33％出資の合弁による基金管理会社の設立が認められ、その後、出資可能な比率が49％まで引き上げられている。

上記のうち、2012年は合弁証券会社の設立規制の緩和が行われたことが特筆される。具体的には、同年5月に北京で開催された第4回米中戦略・経済対話（S&ED）で、①合弁証券会社の外資出資上限の49％への引き上げと、②経営期間が満2年を経過すれば、ライセンスの拡大を申請できることが金融分野の米中合意事項の一つとされた。その後、同年10月16日にはこの規制緩和を反映した細則が公布され、即日施行された。

一方、日本では、法制上、外国金融機関の進出を内外無差別で取り扱っている。「戦略的互恵関係」の証券分野における進展のために、また中国の証券業及びアセット・マネジメント業の業界の発展への貢献や中国企業の資金調達への貢献の観点から、①業界への参入規制の緩和と業務範囲の拡大、②中国側合弁相手の業種の完全自由化、もしくは既存形態の中での親子証券会社間の競合禁止ルールの撤廃、③規制緩和日程の公表を期待する。

国内外投資規制の緩和

QFIIの運用枠は、2012年4月、既存の300億ドルから800億ドルへと大きく引き上げられた。また、同年7月にはQFIIの細則の改正が行われ、A株だけではなく債券投資を認めるなどの規制緩和が行われた。2013年3月には、QFIIによる銀行間債券市場での申請手順が公表された。但し、QFIIにしてもQDIIにしても、依然としてライセンスと運用枠の制限がある。また、非公開市場でのPE（プライベート・エクイティ）投資や不動産投資に関する法令も整備されてきてはいるが、外国人投資家による申請手続きや認可基準などが必ずしも明確になっていない。税制上の取扱いも同様である。

国内投資規制の緩和による外国人投資家、特に機関投資家の参画は、（１）市場の流動性提供、（２）新たな投資手法や評価手法の導入、（３）企業のガバナンスの改善等の効果が期待され、市場の質的向上に繋がるものである。しかしながら、中国の株式市場では、株式保有比率は個人投資家が51%に対し、外国人投資家は1.6%に過ぎない（2008年末）。逆に日本は個人投資家が20.4%、外国人投資家が26.3%となっている（2012年3月末）。国内株式の売買回転率（2012年12月、国際取引所連合統計）は、東証の108.9%に対し、上海は129.9%、深圳は239.8%と、海外からボラティリティの高い市場と見られている。また、国外投資規制の緩和は、中国投資家に分散投資の機会を提供し、国内市場の過熱を押さえる効果がある。

以上から、①QFII・PE・不動産投資の規制の緩和、②申請手続き・報告方法の簡略化、③投資に関する税制の明確化、④QDII等の対外投資の規制緩和を期待する。

中国国内での外資企業のファイナンス緩和

外資企業が中国国内で資本市場を使って資金調達を行おうとする場合、制限的に運用されているか、そもそも関連制度が無い場合がある。先ず株式市場では、合弁企業の国内上場に関する法令は整備され、日本企業（事業法人）の上場実績もあるが、非居住者については上海証券取引所の国際板の開設を待たなければならない。次に外国企業（事業法人）の中国国内での債券発行については、非居住者については関連法令もなく発行自体ができない。また、居住者については、自主規制機関（中国銀行間市場取引者協会、英文略称NAFMII）の会員資格を得る

ことを条件に容認され始めた段階である（2012年1月に日系商社が外国企業として初めてCPを発行）。中国国内での株式発行にせよ債券発行にせよ、世界有数規模となった中国の発行市場を外資企業は活かしきれていない。

中国国内での外資企業のファイナンス緩和は、発行体の多様化を通じた中国資本市場の発展を促し、投資環境の改善に繋がるものである。このため、外資企業の中国国内市場への株式上場及び中国国内での債券発行を緩和することを期待する。

中国企業の海外での株式上場規則改正・緩和

中国企業のグローバル化に伴って、柔軟な財務戦略を確保できることがますます重要になってきている。以前は、中国企業が海外で上場する場合、海外でタックスヘイブンのSPV（Special Purpose Vehicle）を設立し、当該SPVが上場するスキームを組むことが出来ていた。

一方、2006年に制定・施行された「外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定」（いわゆる10号令）により、SPVの設立や海外上場に関し審査・認可が厳格に行われるようになった。また、資本取引の面からは、国家外為管理局が2005年10月の75号令により、SPVが海外上場によって調達した資金を国内に持ち込む方法が制約を受けることとなった。この結果、新規にSPVを設立して中国企業が海外で株式上場を行うことは事実上困難となった。2012年12月には、中国企業の海外上場の条件を緩和しているが（純資本4億元以上、過去一年の税引き後利益6,000万元以上、資金調達額5,000万ドル以上をそれぞれ廃止）、業種によっては証監会以外の部門の認可が残っている。このため、中国企業の海外での全面的な株式上場規制改正・緩和を期待する。

外国指数ETF市場の早期開設

外国指数ETF（Exchange Trade Funds、上場投資信託）の中国国内上場は、中国投資家に分散投資の機会を提供し、国内市場の過熱を押さえる効果がある。また、中国投資家に対外投資を解禁するにあたり、個別銘柄であると発行体情報、証券情報の提供の問題が生じるが、株価指数のETF経由の投資であれば、情報アクセスの問題が生じず、リスク分散効果もある。加えて、ETFは原指数との連動性が高いことが信頼性のキーとなるが、中国と同一時間帯で取引が行われており、指数との連動性が実感しやすい日本株はETFを使った投資の入り口として適している。

以上の背景に加え、外国指数ETFの中国国内上場は、中国証券取引所の国際化や中国投資家の対外投資を定着させていくことにも繋がるものである。2012年10月には香港株ETFが上海と深圳にそれぞれ上場し、同年12月にはナスダック100指数連動ETFの上場申請が証監会に受理された。以上から、日本株を対象としたETFの早期認可を念頭に、今後の外国指数ETFの上場申請手続きの簡素化を期待する。

クロスボーダー人民元取引規制の緩和

人民元建ての対内証券投資制度としてのRQFIIの運用枠は、当初の2011年12月の200億元に対し、2012年4月に500億元が追加設定され、更に同年11月には2,000億元が追加設定され、計2,700億元となっている。また、2013年2月には、RQFII制度を使い、中国本土の運用会社が組成した人民元建てETFが、JDR（日本型預託証券）方式で2本、東証に上場した。続いて同年3月には、RQFII資格の取得制限が緩和され（当初は中国本土の証券会社・運用会社の香港支店・子会社のみ）、香港登録・経営の外国金融機関にまで拡大された。RQFIIの運用対象商品も自主的に選択可能となった。但し、同時に、国家外為管理局は、中国本土への投資元本の1年間のロックアップ期間を設定するとの通知を出しており、投資家の流動性の観点から懸念が残るため、その意図や通知の適用状況を注視する必要がある。

また、人民元建て対内直接投資は2011年の907億元から2012年には2,536億元に大きく拡大した。一方、2011年10月に公布・施行されたルールでは、出資金額が3億元以上の場合は中央政府が認可することとなっている。同時に、当該ルールの運用に関する安定的運用や予見可能性の向上に、外国企業は引続き関心を有している。

対内証券投資にせよ、対内直接投資にせよ、オフショア人民元の中国本土への還流ルートの整備・拡充は、人民元の国際化にも資するものである。このため、RQFIIの運用枠の一層の拡大や外国金融機関へのライセンス付与、人民元建て対内直接投資に関する認可規制の緩和やルールの安定的運用を期待する。

中国国有企業の新規公開や株式売出しに関する日本の金融機関の主幹事獲得への協力

これまで中国国有企業の大型の新規公開案件では、欧米の金融機関を中心とした主幹事選定が行わ

れている。一方、中国の隣国である日本には、約1,500兆円に上る個人金融資産があり、中国国有企業は日本から多額の資金を有利な条件で調達することが可能である。同時に、日本は中国国有企業の経営に理解を示す株主となり、長期的視野での安心できる企業経営の基礎を提供することが出来る。こうした日中の事情に通じた日本の金融機関は、中国国有企業の資金調達において重要な役割を果たすことが出来る。2012年（12月）は、中国の損保最大手の香港IPOを東京市場で売り出した実績が特筆される。

以上から、中国国有企業・金融機関の新規公開や株式売出を通じた資金調達支援のため、日本の金融機関も貢献すべく、主幹事獲得への協力を依頼したい。

＜建議＞

① 外資による中国証券業、アセット・マネジメント業への参入規制の緩和について、以下を要望したい。

- 参入規制の緩和と業務範囲の拡大
- 中国側合弁相手の業種の完全自由化、もしくは既存形態の中での親子証券会社間の競合禁止ルールの撤廃
- 緩和日程の公表

② 国内外投資規制の緩和について、以下を要望したい。

- QFII・PE・不動産投資の規制の緩和
- 申請手続き・報告方法の簡略化
- 投資に関する税制の明確化
- QDII等の対外投資の規制緩和

③ 中国国内での外資企業のファイナンス緩和について、以下を要望したい。

- 中国国内市場への株式上場
- 中国国内での債券発行

④ 中国企業の海外での全面的な株式上場規制改正・緩和を要望したい。

⑤ 日本株を対象としたETFの早期認可を要望したい。

- 外国指数ETFの上場申請手続きの簡素化

⑥ クロスボーダー人民元取引規制の緩和について、以下を要望したい。

- RQFIIの規制の緩和
- オフショアからの人民元建て直接投資の規制の緩和

⑦ 中国国有企業・金融機関の新規公開や株式売出を通じた資金調達支援のため、日本の金融機関も貢献すべく、主幹事獲得への協力を依頼したい。

第９章
観光・レジャー

1．旅行

2012年の日中旅行市場は、2011年の東日本東北大震災の影響から脱し、年初より2010年度に匹敵する回復を見せていた。訪中においては、引き続き好調なビジネス需要に牽引され、とりわけ秋には日中国交正常化40周年にからむ官民によるイベント需要が見込まれていた。訪日においては好調な中国経済の発展による海外旅行ブームに後押しされる形で、8月までは過去最高だった2010年度を大きく上回る形で推移していたが、9月以降は日中問題に端を発する反日デモの影響を受け、双方とも大きな減速を余儀なくされる結果となった。

中国からの訪日旅行

日本政府観光局（JNTO）の統計によると、2012年の訪日中国人旅行者数は143万人と東日本東北大震災の影響を受けた前年から37％増の大幅な増加となり、過去最高であった2010年の141万2,875人をも上回る人数を記録した。

傾向としては、放射能汚染による風評被害対策の効果と、旺盛な海外旅行ブームの後押しもあり、2011年後半より団体観光旅行が平年並み程度に回復し、2012年はさらにインセンティブツアーや教育旅行の回復もみられたこと、また海外旅行ブームによる海外旅行市場の拡大、観光ビザの発給・要件の緩和、官民あげてのビジットジャパンキャンペーンの効果により、観光目的での訪問の増加があげられ、年度前半においてすでに2010年とほぼ同水準まで回復し、6月以降は20％増を越えるまでとなった。とりわけ夏休み旅行のピークとなる2012年7月は、教育旅行の回復も後押しし、単月では過去最高となる20万人を超える訪日旅行者数を記録する結果となった。

しかしながら、2012年9月以降、中国各地において激しい反日デモが勃発し、日中関係の急速な悪化に伴い、団体ツアーのほとんどがキャンセル、さらに新規需要、媒体募集がほぼ停止状態となり、10月単月では2010年同期比33.2％減となるなど、極めて深刻な状況となり、年内の訪日団体観光旅行はほぼ壊滅状態に陥る結果となった。11月の共産党大会以降、中国メディアの規制が徐々に緩和してきている状況を受け、旅行会社各社のHP上での募集、SNSを利用しての口コミでの募集などわずかではあるが回復の兆しがみられたが、本格的な回復にはまだ程遠い状況で推移した。

日本からの訪中旅行

中国国家旅遊局の統計によると、2012年の訪中日本人数は前年比4％減の351万8,200人となり、日本人の国別訪問者数でここ数年において首位であった中国は、その座を韓国に明け渡すこととなった。

2012年は年初より、前年比15％増程度で推移していたが、これは2011年の同時期が漁船問題や東日本大震災の影響を受けていたためで、7月あたりからは前年同期比でもマイナスになるなど決して好調といえるものではなく、その内訳もビジネス旅行が中心で観光目的での訪中人数は事実上減少に歯止めがかからない状態であった。

しかしながら2012年は日中国交正常化40周年という節目の年にあたり、当時の民主党政権下において政府間での大きな動きは見られなかったものの、民間レベルでは上海市や西安市などで様々な形での民間交流イベントの計画があり、低迷する中国旅行の起爆剤として大いに期待をされていたが、9月の反日デモにより、これらイベントの中止に加え、修学旅行、インセンティブ旅行なども軒並み中止や方面変更を余儀なくされる結果となった。9月以降の訪中旅客数は前年比30％近い減少となり、同じく関係がこじれていた韓国と共に前年比を大きく下回ることとなったが、その反動ともいえる形で、同時期の台湾、タイ、シンガポールなどの東南アジア諸国への旅客数が大幅に前年比を上回る結果となり、旅行業界においてもチャイナプラスワンが顕在化する結果となった。

2013年の旅行業界の展望

中国旅遊研究院によると、2013年の中国の観光関連総収入は前年比14.2％増の2兆9,600億元、海外旅行者数

9,430万（同15％増）、海外旅行関連支出1,760億ドル(同20％増)、国内旅行者数33億人（同10％増）、国内旅行総収入2兆6,500億元(同15％増)、訪中旅行者数1億3,700万人（同3％増）、訪中旅行外貨収入493億ドル(同5％増)と予想している。引き続き中国公民における旺盛な旅行需要を予想する中、2012年の統計においても外国人訪中旅行の人数、外貨収入がわずかながら対前年比でマイナスになるなど、日本からの訪中客の落ち込みが影響を与える結果となっているのではないかと想定される。

2013年の春節期間中の中国公民旅行者数は、前年比20％増となり初めて延べ2億人を突破する見通しと予想され、海外旅行でも韓国やタイなどへの旅行者数が大幅に増加した。しかしながら2013年1月の訪日中国人旅客数は前年比47.6％減と大幅な減少となった。これは2012年の春節が1月であったため、単純な比較にはならないが同じく旧正月が休暇となる他のアジア諸国が15～20％程度の減少であったのに比べ、あきらかに減少率が高く、昨年9月から続いている団体観光旅行の減少が大きく影響した結果とみられる。

日本からの訪中旅行についても傾向は同様で、日中関係の悪化に加え、年明けから顕著になった大気汚染問題も旅行者マインドに多大なマイナスイメージとなり、2013年1～3月期の大手各社パッケージ中国旅行の前年比予約状況が平均20％程度まで落ち込んでいる状況となっている。

2013年はこのような厳しい状況でスタートすることとなったが、第一四半期を過ぎても、本格的な回復に至る兆候はみえていない。日中関係の悪化、環境問題ともに一朝一夕で解決するような問題ではなく、またかつてのオリンピックや万博のような低迷する市場の起爆剤となるようなイベントも日中両国において今年は予定がなく、出口の見えない極めて困難な状況がしばらくは継続するものと予測せざるを得ない。

このような低迷が長期化する状況下において、両国の旅行業界は、既に限りある人的、経済的な資源を他の需要の見込める仕向け地にシフトを始めるところも目立ってきている。また事業の撤退や資金繰りの悪化などにより、双方において未収金の回収不能等も顕在化し、さらに人材面においても、他業種への移籍、新たな人材の不足など、今後旅行業界が抱える問題はより深刻かつ困難な状況が想定される。

そのような中、明るい兆しとしては、今全人代において、知日派の王毅氏が外交部長に就任したことは、中国政府としても低迷する日中関係を改善したいとの強い意思の表れとみられ、まずは政府間において関係改善に向けた努力を続け、さらにアベノミクス効果による今の円安状況が続くことでの訪日旅行へのメリット、日本経済の立ち直りによる海外旅行需要の増加への期待があげられる。

旅行業の具体的な問題点

外資企業への中国公民海外旅行の解禁

上記に述べたとおり、今後とも中国公民による海外旅行はますます拡大する見込みであるが、訪日旅行については、ここ数年の市場の低迷により、低価格化がすすみ、それに伴う品質の低下が大きな問題となっている。さらにかつてのお決まりコースの団体旅行から個人旅行、フリープラン、テーマ性を持った旅行へ需要がシフトしていく中、既に長年にわたり、海外旅行に携わってきた外資系企業のノウハウや経験を取り入れることは、中国の旅行業界にとり必要かつ有益なことであり、いびつな形での国内産業の保護を続けることは、この国の旅行業界の発展に対しても阻害要因にしかならない。現状は限られた一部の合弁旅行会社にのみ認可された中国公民海外旅行の認可をより多くの外資企業への解禁を強く要望する。

外国人旅行者への安全の確保と社会問題の解決

昨年の反日デモ以降とくに顕著にみられた現象であるが、日本人であるが故のホテルの宿泊拒否、タクシーの乗車拒否、一部観光地の入場拒否、チベット等一部地域の訪問許可を出さないなどの状況が随所にみられた。これはそれぞれの単位において、独自の判断で実施されたものと推測されるが、このような理不尽な状況については、関係政府機関からもきちんとした対応をしていただきたい。

また、各都市にみられる交通渋滞や交通マナー違反、公共交通機関の尋常ではない混雑や遅延、タクシーの確保困難などすぐには解決困難な問題ではあるが、まずはできるところから改善をすすめていただくよう要望する。

＜建議＞

① 外資100％の旅行会社に対しても、海外旅行の全面開放を要望する。

② 地域興し発信基地として、その土地の特産品開拓とその売上で経済効果を上げながら知名度アップが図れる観光物産販売センターの開発に取り組んで欲しい。

③ マイカー通勤の規制など道路渋滞解消に一層積極的に取り組んで欲しい。

2. ホテル

2012年外国人入境者数動向

中国国家旅遊局の外国人入境者統計によると、中国主要都市の合計において前年比率を見ていくと09～10年/123%、10～11年/104%、11～12年/105%と経済の発展に比例して入境者は増え続ける傾向にある。

最大の入境者がある上海では2010年をピークに減少し、2012年においては2010年に比べると10%近く減少している。第二位の北京も2010年に400万人を超えて伸び続けてきたが昨年は前年比3%減の434万人と落ちこんでしまった。これらに起因する要素多々あるであろうが、日本人訪問者の多い上記2都市においては、多少なりとも昨年9月の日中問題の影響により急激に日本人の来訪者が減ってしまった影響も一つの要因であるといえるのではなかろうか。

都市名	2012年入境者数	2011年入境者数	2010年入境者数	12/11年増減率	11/10年増減率
北京	4,344,002	4,474,101	4,216,250	97.1%	106.1%
天津	637,106	635,795	1,530,461	100.2%	41.5%
大連	1,125,216	1,038,050	1,047,343	108.4%	99.1%
上海	5,396,384	5,549,900	5,931,211	97.2%	93.6%
蘇州	1,795,389	1,670,290	1,472,251	107.5%	113.5%
広州	2,892,049	2,762,730	2,944,400	104.7%	93.8%
厦門	761,100	618,108	511,096	123.1%	120.9%
杭州	2,298,763	2,108,263	1,878,528	109.0%	112.2%
青島	877,774	807,448	826,628	108.7%	97.7%
深セン	1,691,045	1,710,002	1,675,800	98.9%	102.0%
珠海	538,282	581,651	567,300	92.5%	102.5%
桂林	1,092,967	1,037,220	897,491	105.4%	115.6%
西安	1,014,036	886,276	732,065	114.4%	121.1%
重慶	1,526,320	1,326,135	1,039,598	115.1%	127.6%
成都	1,170,643	895,376	542,200	130.7%	165.1%
昆明	873,387	772,024	666,361	113.1%	115.9%
他都市も含めた総数	34,353,227	32,584,906	31,322,227	105.4%	104.0%

出所：中国国家旅遊局

＊尚、上記の統計には香港、マカオ、台湾の同胞中国人は含まれていない。

中国におけるホテル開発の現状及び問題点

一部報道では中国経済の景気全体を見渡すと陰りが出てきている等の報道があるが、ホテルの開発においては、主だった都市において依然として活発であると言える。又、世界中を見渡しても他の地域、国においては見ることができないほどの熱気を帯びているといっても過言ではないだろう。

一例として直轄都市である天津の例を見てみると、開発区の発展等で将来的には来訪者が増える可能性もないわけではないのであろうが、現状としては天津への来訪者が減少する中で、2012年には4つ星及び5つ星のホテル客室数合計が113万室だったところ、2013年にはBAYAN TREE、RITZ CARTONなど最高級ブランドを含む6つのホテルの開業が予定されており、客室供給は30%アップし、146万室程に増加する。その後2014年にも数件のホテルの開業が予定されている。オリンピック、又は世界万博といったような世界規模でのイベント開催予定がなく、いわば平常時にこれだけのホテルが一挙に増えるのは狂気と言わざるを得ない。結果として過当競争が発生し、健全なホテル経営に多大な支障をきたすことは想像するに難くない。

又、北京を見てみると、2008年のオリンピック前のホテル建設ラッシュ以降、しばらく国際ブランドホテルの新規開業は見られなかったが、2012年秋にFOUR SEASON, 2013年3月にCONRADの開業、W BEIJINGが建設中と各チェーンのハイエンドブランドのホテルが出そろう。来訪者自体は増えていくのであろうが、首都北京といえどもことハイエンドホテルのユーザーになりうる来訪客が一挙に増えるかは疑問である。そんな中、北京市は入境者の更なる増加を見込んで、北京南部の大興エリアに2018年の開港を目指して総工費700億元をかけ、滑走路を6本備える新たな大空港の建設を決めている。それに伴って同時に北京南駅からの鉄道を建設し30分でアクセス可能とする予定である。この巨大新空港の建設に伴って、乗客、空港職員、搭乗員など空港利用関係者の需要を見込んで、周辺及び北京南駅周辺においてはホテル開発が今後活発化するものと思われる。

具体的に2つの都市の事例を挙げたが、他の都市においても同様の事例が発生していると想像する。実際に、ある大手国際ホテルチェーンでは、現在既にセコンドティアー、サードティアー都市を中心に70軒以上のプロパティーの建設が進行している。建設予定でなく既に建設が開始されているということは実に驚くべきである。世界的に名のとおった国際ホテルチェーンは、どこも開発件数には違いがあれ、開発の軸を中国においていることには違いがない。

以上、高級ブランドの話をしてきたが、3つ星クラスのホテルの開発動向はどういったようすであるかというと、こちらは地元中国資本が開発の中心となって件数を伸ばしてきている。国際ホテルチェーンの大手インターコンチネンタルホテルでは、需要の高いこのカテゴリーを獲得していくための中国独自のブランドを立ち上げる計画である。現状としては中国国内で特にブランドとして確立された7DAYS、HOME INN、HANTINGなど、いわゆる日本のおけるビジネスホテルに当たるカテゴリーで内装は華美ではないが、衛生的で必要最低限のアメニティーがそろっているようなホテルの開発が進んでいる。このカテゴリーの需要は商用、観光などにもますます高まってくるであろう。一方効率化を図るあまりに十分な従業員を確保せず、監督不行き届きが原因で、上記の一部ホテルにおいて室内清掃時に、客用ハンドタオルを使用していたとして衛生監督当局に指導を受け、営業停止になるというような事例も出てきている。

さて、盛んな開発の中で発生している問題であるが、5つ星クラスの顧客の需要はのびていない中でも、中国人オナーの特質として、とにかく5つ星クラスのブランド名のホテルを所有したがる傾向にあり、それが街角ごとに高級ホテルが立ち並ぶ状況を創出している一因となっている。又、各ホテル運営会社がそれぞれのブランドの特徴を出すために持っているブランド基準を守ろうとしても、オナーの高級志向により、本来であれば4つ星クラスのブランドであっても、最終的に施設やハード面では5つ星フルサービスのホテルの形態になってしまい、価格帯やデザインの意匠などで特色を活かさねばならぬところが混在してしまい、同じチェーンの中でも宿泊客の奪い合いという中国特有の問題も発生してきている。

又、急激なホテル増に伴い人材不足という問題も発生しており、国際ブランホテルチェーンでは、急速なホテルの開業に間に合わせるべく、大量の米国留学経験者を既に採用して、既に世界各地で研修を実施し予想される人材不足への対応を図っているところもある。又、ホテルの開業が続くため、現状より更なる良い労働条件を求めてのJOBHOPPINGも頻繁に発生している。ある日系ホテルでは開業一年後には、サービススタッフが全て入れ変わったしまったこともあると聞き及ぶ。

人材の確保が難しくなっている背景には、かつては外貨でチップなどの付帯収入などがあり、魅力的な職場の一つであったホテルは、他の業種が急激に発達し給与等の待遇面が上がり続ける中、長時間労働、シフト性の勤務、低賃金という暗いイメージが定着して魅力のない職場の一つになってしまっている面も否めない。

そのような環境の中で、「サービスの向上」というホテルの宿命ともいえる課題と取り組むことは非常に困難である感じることがある。元来サービスとは第一義に提供する側のホスピタリティーマインドの問題でもあるが、顧客のサービスに対する期待度も多いにかかわっている部分があり、顧客側のからのニーズ度合いの向上も含めて、成熟したサービスが提供できるようになるのにはまだ時間が必要である。

最後に提言の中にも盛り込んだことではあるが、ホテル業としては直接関係がないことではあるかもしれないが、顧客からのクレームで最も多いのがタクシーの問題がある。北京という地域の特殊な問題であるのかもしれないが、時間帯によっては絶望的に探すことができないことへの不満は大変に大きい。やはり社会のインフラの一つとしてルールづくりを指導して欲しいところである。実際には電話予約のシステム自体は存在するが、実質的には適正に運用されておらず、電話をしても誰も出ないということが実情である。2013年に入りWEBシステムでDIDITAXIはまだ実施されて間もないシステムではあるが、確実の利用者が増えているということである。事前に目的地を入力する事によってドライバーの意向も繋がりやすいとも評判があるが、別途チップを払わなければいけない面や、中には黒車（違法タクシー、いわゆる白タク）も同様にこのアプリを利用していて、着てみたら黒車であったといような問題もあるようではある。従ってまだまだ観光者には利用しづらいところがあるようではあるが、改善に向けて新しい取り組みが見られることは喜ばしい限りである。

何れにしろ、国籍を問わず多くの人に来訪していただかないことには成り立たないホテル業である。空気汚染、鳥インフルエンザ、家畜の不法投棄による飲料水などの諸問題がいち早く解決し多くの方に中国を訪れていただきたいものである。

＜建議＞

① 日本から派遣されるホテル実務経験者に対して、就労ビザの申請時に現在は大学卒業となっているが、短期大学あるいは専門学校卒に変更を御願いしたい。又、現在は大学卒業証書の現物の提出が義務つけられているが卒業証明書で代替するなどの条件の緩和を要望したい。

② 国営職業訓練学校の教程に、一般的生活習慣マナーや社会的な基本ルールを教える講座を取り入れ、就職時には社会人として自覚を持ってこられるような教育システムを取り入れていただきたい。

③ ホテルもしくは飲食店で働くことに対してプライドが持てるような環境づくりの推進を望みたい。たとえば働くことに対するモティベーションが給料にあるのなら、サービス料制度を撤廃し、大胆にチップ制の導入などの検討をのぞみたい。

④ 期間限定のイベントなどのプロモーション時においては、日本国産魚介類や生鮮食品の輸入の規制や通関上緩和措置を希望したい。

⑤ ホテル業としての業務ではないが、ホテルのサービスにおいて重要な要素の一つでもあるタクシーの手配が非常に難しい状況にある。電話予約のシステムが一応実在するが、指定された予約専用電話にかけても電話がつながらないなど、実際には適切に運用ができていない。行政の指導でスムーズな運用ができるような改善を望みたい。

⑥ ホテル周辺にマッサージ店などの客引きが徘徊している。取締りを強化し一掃を望みたい。